

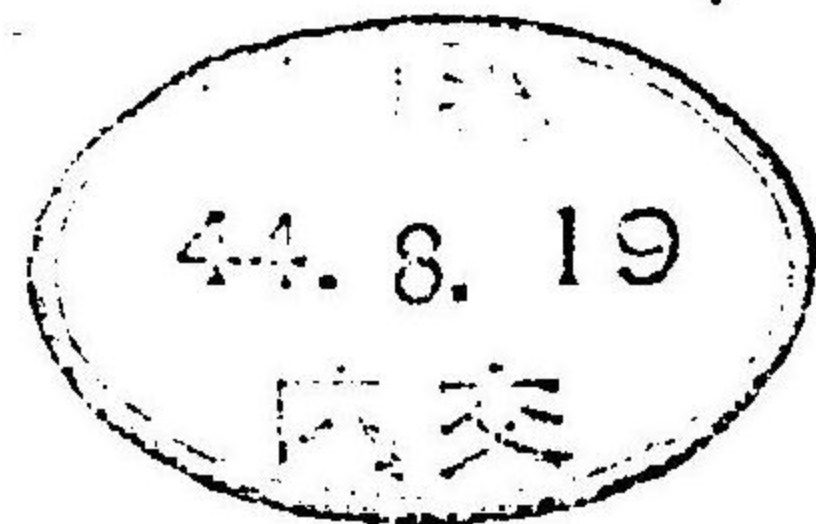
334-113

栗山泰晉著



山史論

洪雨書堂版



予が半生の心血を注ぎたる嶽山史料の研究も今は僅かにこの一編の史論として世に生るゝの域に達したるに過ぎぬその期する所多く得る所少なきは史料缺乏して査察考證の容易ならざりしとは云へ畢竟予が氣と力の平均を保ち得ぬ故であらう予微力なるを揣らず癡きに能山誌の著を企てゝその筆債を負ひつゝも病弱にして軋軋せる生涯は云爲常に志と違ふて同志に辜くの罪多きこと幾許そ予若しこの業を成し遂げずして既に泉下の人ならば如何是れ餘人より見て瑣細云ふに足らざるべきも予が自身にとりては實に大なる問題であつた

然るに今春以來我が總持寺の歴史資料を査察するの傍ら間々舊稿を改めて之を世に問ひ併せて未了の責務を償ふことを得たるは眞に一期の幸なりと思ふ

今稿成りて之を鉛筆に付するに膺り多年寛容なる同志に對して予が業の進まざりしこと轅下の駒の如きを謝すると共に長き胸中の悶々を排したるを喜ぶ

されど予が目下の使命たる嶽史上の云々は今猶端緒に在るものなればこれより以後更に新らしき生涯の人たるに就て愈よその責務の重きを加ふること果して瘦肩に堪へ得るであらうか自ら疑ひつゝも亦磨輒の癢を學ぶことを廢め得ざる者である

明治辛亥五月東京芝公園嶽山支院の故紙堆裏に於て 洪雨學人識す

日 我 志 夢 山 禪 苑
曹 洞 山 支 院 藏 場

嶽山史論の印刷成るを告ぐ今之を同志に頒つに膺り淨手焚香先
づその二部を抽く而してその一部を謹んで我が
大本山總持寺現貫首大圓立致禪師の猥下に捧呈してその鑑正を仰
ぎ併せて陰に併贖して能くこの業の終りを遂げしめられたる洪
大の恩徳を謝し奉るまたその一部を恭しく我が
大本山總持寺舊後見芳春院開山象山徐雲和尚竝に同院歷住諸和
尚の牌前に獻備してその照鑑を仰ぎ兼ねて奉音が茲にこの事業
の企畫に對してその初志を果したるを告げ奉る

前芳春第三十三世
現圓通正法第六十五世 雷 澍 泰 音 謹 白

龍州諸嶽山總持禪寺者直隸三晉梁之正脈一源上之玄風特依爲日域無雙之福苑補在曹洞出世之道場宜相二並南禪第一上刹二番一
紫衣法服二奉祈寶祚延長二者天氣如此仍執速如件 元亨二年八月廿八日 嶽山紹運和尚禪室 經顯(中略)に掲げたる御給旨の全文(一)
寫 眞 版 の 解 (蛇の爲めに足を齧くこと幾許ぞ)

(一)帝王授戒作法 元亨四年(今より五百八十八年前)七月七日盤祖より峨祖に住持職讓與と同時に付授せられたる帝王授戒作
法の文を天正二年(今より三百三十八年前)武州龍釋寺十世善庵良證和尚が傳寫してその徒なる格齋圭逸上座(後ちの龍釋寺十一
世)に授與したるものにして今現に同寺の所藏に係るまた別本同寺十二世日峯伊藤和尚の傳寫に係るものには文末に元亨四年七月
七日住持職讓與のとき盤祖御署名在列の旨を示してその根元を考證し得べきことに爲つておる

(二)盤祖遠忌親書 延寶二年(今より二百三十八年前)盤祖の三百五十回遠忌に際しその前年癸丑仲春を以て使僧か携帶せる化
縁簿と共に五院正住諸禪師より末派に發したる親書の文である末に五院列刹を以て宛名には「諸山」の二字がある今は古昔「嶽山」
の文字が受用せられたる一例として茲に示すものである

(三)盤峨兩尊華押 兩尊の華押は今後宗内の人が幾んど之を拜覽するの緣なきに依り特に茲に掲げたるものである盤祖の華押は
兩様ありて總持寺にては茲に示すが如きものなれど永光寺に秘藏せる眞蹟には概ねみな蛇形の華押にして唯だ元應元年に於ける洞
谷山盡未來僧文のみ茲にあると同一の華押なりと覺へておる。中央の圓印は乃ち有名なる五院評定印にして古來勅印と稱し來れる
ものであるこの印を用ふるには一定の山規ありて古昔は轉衣公文、涅槃公文、山居公文、輪番請狀および現方丈請狀にのみ之を捺
したることに爲つておる

(四)五院列祖華押 慶長四年(今より三百三十三年前)に押捺せる五院列祖の華押であるこれは奥州正法寺の所藏にして右傍に列祖
の道號と同筆にて二千二百七十二世と世數を記せる所より慶長四年の押捺なることが考證し得らるゝのであるこの世數は本文中に
も示すが如く正法寺百二十八世善庵良證和尚が總持寺住山のときの世數にしてその年が乃ち慶長四年である而かもこの一紙に記せ
過ぎざる列祖の華押に斯く世數の記しあるに依て直にその押捺の時代が分かり且つ總持寺の住山記に記せる世數とこの一紙に記せ
る世數とが三百餘年間東西に隔絶せるとの今圖らずも雙方を對照するに一致符號せる點より拙して凡そ史料なるものは斯かる零

の間にも存して之に依て總持寺住山記の正確なる一面を立證し得らるゝに就き茲には五院列祖の稱押を示すことを主として併せてその古に於けるものは如何なる反古の如きものも實史料と爲ることのある一例を示したるものである

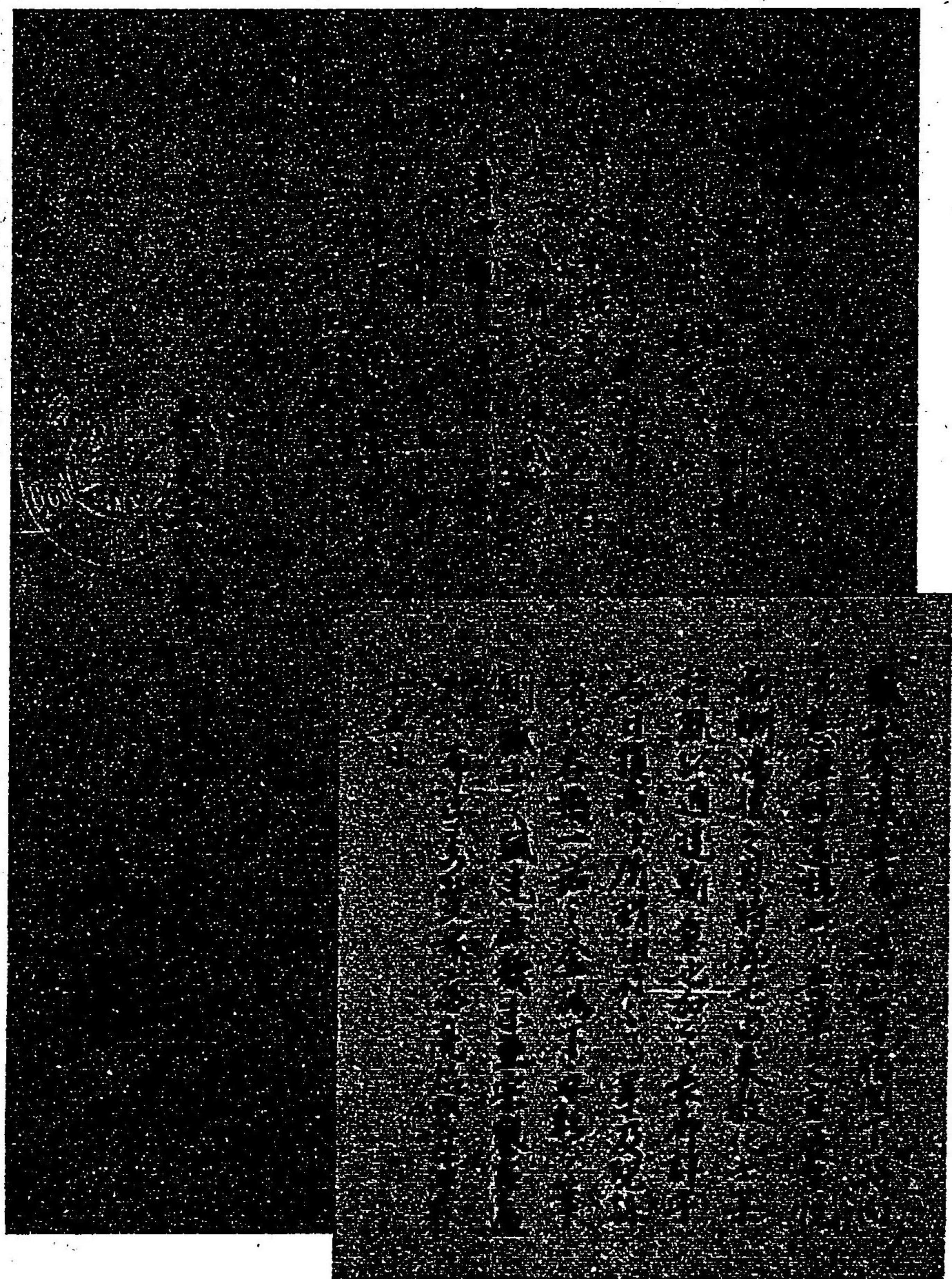
(五)總持寺免丁抄 寛永二十一年(今より二百二十八年前)乃ち正保改元の年に於ける總持寺の免丁抄にして今その事由は本文中に論述せる如くである或る一部の論者は文飾に富みたる整規の序文のみを曲解して大伴梵清の跋文と總持寺に於ける史上の事實とを考證せず整規なるものは整規の寂後月記の二公世に出づるまては何處の鏡の隅に鼠の巢と爲りたるかは總持寺自身と雖も之を知らざるものゝ如く論ずれども今この本書あるを見てはその自己の謬見たることを覺るであらうされど今は斯かる辯駁の意味を以て示したるではなくこの免丁抄を維那が發する點より見ても彼の行脚證明狀と似たる實例を示さんが爲めである

(六)洞雲寺入寺帳 寛永十八年(今より二百七十一年前)の夏奥能登八田の洞雲寺に於ける結制打給中の一部分である始めに「入寺帳」と題し都合一百員の安居にて末文にも見ゆる如く一人も虚言なしとの事である列名中の雲吉とは丹波水澤寺獨住一世虚白雲吉和尚の前身か文宛とは後ちの總持寺後見芳春院六世として住山せる日辰文宛和尚の若年の頃であらうまた年月日の下に洞雲寺宗誰とあるは同寺十五世外庵宗誰和尚のことである後世打給と云へば一に明朝風の楷書のみにて認むるものゝ如くなりたるも當時に在ては見る如き書體にて頗る大字に記されたるものである

(七)禁中御年始狀 慶應の末年正月に於ける總持寺五院より禁中御年始として執事家勳修寺殿へ宛てたる書簡であるこれは従前の白銀一枚と新金三百疋と認替するに就き反古に歸したるものにしてこれ正式に於ける五院列判の最終に近き文書である今はその茶肉を以て押捺せる銅印の名残を示さんが爲めに茲に掲ぐるものである面かもこの列判中妙高庵正光和尚のみは正住なれども冥道和尚は普藏院正住であるべきをその他の三院と共にみな一時の代務に係るものと見える

「附記」若し寶物または古文書として貴重ものを擧ぶるとすれば斯かるものを示さずとも随分多くの趣味ありて適當なるものがあらうされど今は單に歴史資料の査察研究と云ふことに重きをおく場合なれば敢てこの種のものに掲げに次第である

「前扉の圖案」 往時總持寺の佛殿前に於ける銅燈籠の原型圖にして高さ壹丈餘一基の重さ約百二十貫目鑄工は三州北金屋中尾某と注されてあるされど是れも今は既に歴史上のものとなつたその圖様の粗雑なるは予が隨筆のつたなき故である



の間にも存して之に依て總持寺住山記の正確たる一面を立證し得らるゝに就き按には五院列祖の華押を示すことを主として併せてその古に於けるものは如何なる反古の如きものも貴き史料と爲ることのある一例を示したるものである

(五)總持寺免丁抄 寛永二十一年(今より二百二十八年前)乃ち正保改元の年に於ける總持寺の免丁抄にして今その事由は本文中に論述せる如くである或る一部の論者は文飾に富みたる梵規の序文のみを曲解して大容梵清の跋文と總持寺に於ける史上の事實とを考證せず梵規なるものは梵祖の寂後月記の二公世に用づるまでは何處の儀の隅に鼠の巢と爲りたるかは總持寺自身と雖も之を知らざるものゝ如く論ずれども今この本書あるを見てはその自己の謬見たることを覺るであらうされども今は斯かる辯駁の意味を以て示したるではなくこの免丁抄を維那が發する點より見ても彼の行脚證明狀と似たる實例を示さんが爲めである

(六)洞雲寺入寺帳 寛永十八年(今より二百七十一年前)の夏奥能登八田の洞雲寺に於ける結制打給申の一部分である始めに「入寺帳」と題し都合一百員の安居にて末文にも見ゆる如く一人も虚言なしとの事である列名中の雲吉とは丹波永澤寺禪住一世虚白雲吉和尚の前身か文宛とは後ちの總持寺後見芳春院六世として住山せる日辰文宛和尚の若年の頃であらうまた年月日の下に洞雲寺宗護とあるは同寺十五世外庵宗護和尚のことである後世打給と云へば一に明朝風の楷書のみにて認むるものゝ如くなりたるも當時に在ては見る如き書體にて頗る大字に記されたるものである

(七)禁中御年始狀 慶應の末年正月に於ける總持寺五院より禁中御年始として執奏家勸修寺殿へ宛てたる書簡であるこれは従前の白銀書枚を新金三百疋と認替するに就き反古に歸したるものにしてこれ正式に於ける五院列判の最終に近き文書である今はその茶肉を以て押捺せる銅印の名残を示さんが爲めに茲に掲ぐるものである而かもこの列判中妙高庵正光和尚のみは正住なれども莫道和尚は普賢院正住であるべきをその他の三院と共にみだ一時の代務に係るものと見える

「附記」若し寶物または古文書として貴きものを擧ぶるとすれば斯かるものを示さずとも随分多くの趣味ありて適當なるものがあらうされど今は單に歴史資料の査察研究と云ふことに重きをおく場合なれば敢てこの種のものをも掲げにる次第である
『前扉の圖案』往時總持寺の佛殿前に於ける銅燈籠の原型圖にして高さ壹丈餘一基の重さ約百二十貫目鑄工は三州北金屋中尾某と注されてあるされど是れも今は既に歴史上のものとして爲つたその圖様の粗雑なるは予が臨察のつたなき故である



武作法
奉授

國皇御座在東面向設別精
教授振戒用一坐次
一師作法奉授礼教如常
又如帶人奉授更去之此者
信心云云我部入寺受戒時也
維維寺中國皇御座向書至
而高御祈每程以薰香勸禪之
也住持下庫下寺病不奉同病や
相見時后宿任受戒時後外
左右大臣帶劍作

秋山象議呈書 諸山尊宿閣下將向
佛慈禪師遠諱此乃吾輩之宣展寸忱
而酬鴻德之恩特節也由来教化士某
持疏以通曉斯意也如く長廊群字
与日損滅多所諸祖祚不了累及兒孫
者欣各將一諾之金仏下五彩之筆
別裁山々風光庶幾未至字裏事通
外之布字之葉象慈亮慈愛生伴春
十五日

昔天壽年二月九日



- 一 本書題して「嶽山史論」と名つくるも單に嶽山に限るものではない我が嶽山を中心として之に相關せる曹洞宗門全體の史論を試みるものであるまた素より具體せる史論と云ふてはしないその輪廓を畫いて未だ内容を書かざるの憾みあるは今猶研究の中途に在る自然の現象に外ならぬものである
- 一 本書の著述は素より文章と云ふては無い唯だ意の思ふがまゝ筆の行くがまゝに書き流せる史論の斷片たるに過ぎぬ故に用語も用字も頗る蕪雜のものであるまたその旨趣も散漫たるを免かれぬところもある依て之を文章と見ずして數席の講話または數回の坐談の書取と見做してもらひたい
- 一 本論を假りに第一章より第二十八章に分ちたれども是れ大體の標目を示すに過ぎぬので甲章に論ずべきことをも乙章に論じたる所もありまた一章中に收むべき事柄をも題を改めて數章に分ちたる所もあるこれが乃ち意に任せ筆に隨ふた所以である
- 一 本文の中に「予」の字を挟みて著者自ら書中の人と爲るは著述その物の體としてあまり好まじきことではない故に成るべく之を避けたくは思ふたなれど本論の如き自己の研究自己の所見の表白を主とするものにては絶対に「予」の字を避けて少しも意義の表象を誤らぬと云ふが如きは頗る難事に屬するが故に餘岐なく「予」の字を嫌はぬことにした
- 一 本書中祖師先賢に對する何祖何禪師何師何和尚など云へる敬稱の如きその前後の語勢と時の場合とに依りて素より區々たるを免れぬまた全く敬稱を附せぬ場合もある殊に高祖太祖など云へる新定の尊稱の如きは史論その物の性質上より考へて之を用ひず在來なる永祖瑩祖の稱に従ふことにした而して高太兩祖と云ひ永瑩兩祖と云ひその深き子細に就ては予は別に一己の史の見解がある
- 一 本論中に於ては概ね永平寺總持寺と稱して今の世の謂ゆる兩本山または越本山能本山の稱の如きは之を用ひぬことにする由來兩本寺兩本山の稱あるは徳川時代以後のことにしてその以前には絶てない

ことであるまた越本山能本山と云ふが如きは主もに徳川の中葉以後下より上に對して稀れに用ひたるものなれども概ねみな明治維新以後の稱である故に徳川以前の史論を主とする本書としては單に永平寺總持寺と稱するを以て自らその體に合ふものと思ふからである

一 永平寺の歴史にして我が嶽山史に關係あることに就ては予は前來幾箇の疑問があるまた總持寺の歴史に就ても今猶幾千の疑問があるされど予にして今是等の疑問を一々世に表白することとせば宗門の全體に向て如何なる反響を興ふるであらうか頗る氣遣はしき次第である故に予は或る必要上よりその研究を慎重にするの意味の下に且らく沈黙を守ることにする

一 唯だ永平寺に於ける幾度かの世代更改の一事に就ては一師印證史の真相と關聯して寺法人法一系本義の宗法が當時宗門の上下一般に對して如何に深刻峻嚴なる制裁力を有したるかを傳ふる爲め且つ多くの古刹に於ける世代變更世牌抹殺の史的研究の例證の爲め之を論述せざるを得ぬことに爲つた蓋し永平寺の世代更改は彼の昇祖の再住及び三代相論の當時に胚胎せる必然の史實にして今予が茲に之を論評したればとて寸分も永平寺の史的機秘を攪くものもなく毫末もその成立史に影響するものでもない讀者は誤解せぬやうにしてもらひたい

一 本書の要は概ね未だ世に流布せざる史料または未刊行の書に就て研究するにある故に古來宗門にて上梓せる歴史上の典籍の如きは或る已むなき引證等の場合の外別に之を基礎として論評するが如きは今は成るべく之を避けることにする依て本書の論議に對しては今の宗門に流布せるふたしかなる版本の類を典據として無益の辯駁を試みるが如きは斟酌が衰りたい要するに従來宗史に關する刊行書の如きは予は淺學ながら及ぶべき限り先つその正否を穿鑿して然る後ち之が據否を定めんとするものにして最初より一概に之を肯定し得ざる者である

局にちかく椎の花の散りしく夕 著者しるす

本



本

諸葛總持禪寺

免丁抄

林有記

當住山名

備

寛永七年三月廿五日

ことであるまた越本山能本山と云ふが如きは主もに徳川の中葉以後下より上に對して稀れに用ひたるものなれども概ねみな明治維新以後の稱である故に徳川以前の史論を主とする本書としては單に永平寺總持寺と稱するを以て自らその體に合ふものと思ふからである

一 永平寺の歴史にして我が嶽山史に關係あることに就ては予は前來幾箇の疑問があるまた總持寺の歴史に就ても今猶幾干の疑問があるされど予にして今是等の疑問を一々世に表白することせば宗門の全體に向て如何なる反響を與ふるであらうか頗る氣遣はしき次第である故に予は或る必要上よりその研究を慎重にするの意味の下に且らく沈黙を守ることにする

一 唯だ永平寺に於ける幾度かの世代更改の一事に就ては一師印證史の真相と關聯して寺法人法一系本義の宗法が當時宗門の上下一般に對して如何に深刻峻嚴なる制裁力を有したるかを傳ふる爲め且つ多くの古刹に於ける世代變更世牌抹殺の史的研究所の例證の爲め之を論述せざるを得ぬことに爲つた蓋し永平寺の世代更改は彼の非祖の再住及び三代相論の當時に胚胎せる必然の史實にして今予が茲に之を論評したればとて寸分も永平寺の史的機秘を掘くものでもなく毫末もその成立史に影響するものでもない讀者は誤解せぬやうにしてもらひたい

一 本書の要は概ね未だ世に流布せざる史料または未刊行の書に就て研究するにある故に古來宗門にて上梓せる歴史上の典籍の如きは或る已むなき引證等の場合の外別に之を基礎として論評するが如きは今は成るべく之を避けることにする依て本書の論議に對しては今の宗門に流布せるふたしかなる版本の類を典據として無益の辯駁を試みるが如きは斟酌が蒙りたい要するに從來宗史に關する刊行書の如きは予は淺學ながら及ぶべき限り先づその正否を穿鑿して然る後ち之が據否を定めんとするものにして最初より一概に之を肯定し得ざる者である

扁にちかく椎の花の散りしく夕 著者しるす

本



本

免下抄

諸揆上總持禪寺

林有書記

當住山名和尙之代

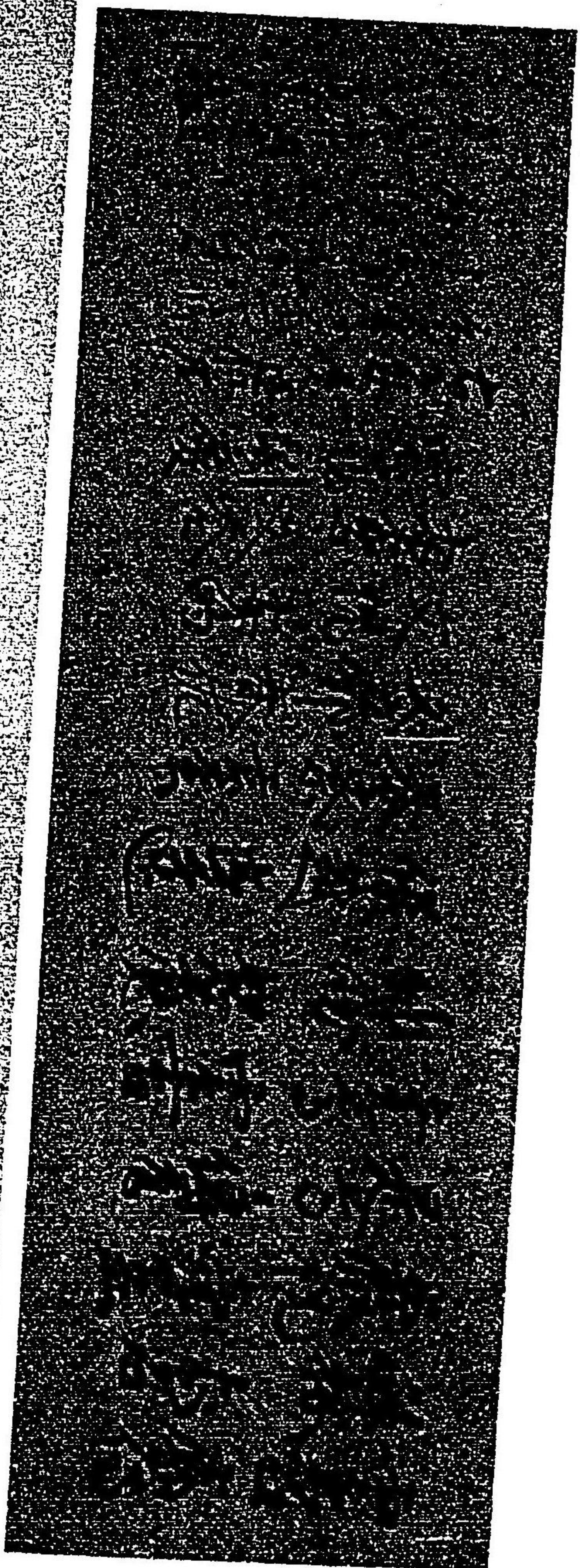
維新

寬永廿一年二月廿日 林有書

嶽山史論目次

第一章	本論著述の必要とその経過	一
第二章	嶽山史の時代分類と部門分類	一五
第三章	宗門に獨立せし加賀の大乗寺	三四
第四章	宗門に獨立せし能登の永光寺	五六
第五章	宗門に獨立せし陸奥の正法寺	六四
第六章	宗門に獨立せし肥後の大慈寺	八〇
第七章	輪住地・獨住地に於ける住職の分類	八六
第八章	總持寺以外の輪住地	一〇六
第九章	總持寺五院の輪番地	一三四
第十章	總持寺の直末庵末とその開山	一四五
第十一章	廢絶せる佛陀寺と聖興寺	一六五
第十二章	廢寺の復興と寺統世系の關係	一九一
第十三章	寺統史上に於ける關東と駿遠參	二〇四
第十四章	室内三物中なる大事の概見	二一八

第十五章	寒巖禪師の嗣承異説……………	二二八
第十六章	義介禪師の兩宗嗣承……………	二五一
第十七章	法派の斷絶せる從上列祖……………	二六二
第十八章	嗣承の次第と寺統の次第……………	二七〇
第十九章	元祿一師印證史の真相……………	二七六
第二十章	円山和尚と正法寺の惡因縁……………	二九九
第二十一章	一師印證前後に於ける明峰派の消長……………	三二二
第二十二章	永平寺總持寺に於ける轉衣數の比較……………	三二八
第二十三章	源翁禪師に係る四箇の疑問……………	三三六
第二十四章	道號平號と號諱名字の蠱管……………	三六六
第二十五章	總持寺に於ける永祖尊像の奉安……………	三八〇
第二十六章	瑩峨兩祖と五院列祖の面貌風采……………	三九六
第二十七章	全國に於ける總持寺各派の勢力分布……………	四〇九
第二十八章	本論に於ける未了の公案……………	四二三



勸修寺殿
閣下

如意

傳法

大光

河川

五宗

大光

大光

御本堂内御座す

中興之本堂頂

杉原十郎白根堂於井上

茶中為御座頂和菓子

萬年正現不盡候

貴公御座全之御座

御祈

改年之御座自心風御座

嶽山史論

大梅拈華主人栗山泰音著

第一章 本論著述の必要とその経過

歴史を学ぶとは猶數學を学ぶが如くである。餘人の著はしたる歴史に依て歴史を知るは餘人の立てたる答案を便りとして數學を語ると同じく、その結果は一なれども問題と答案とを聯絡すべき方式の運用を知らざるが故に、若しその答案にして違算あるも、之を辯解することが出来ぬ、史實と歴史とを結合すべき史料の如何を知らずして歴史を見るときは、その歴史にして若し孟浪杜撰の點あるも、之を鑑識することの難さも數學の場合と同様である。

されども人みな分業的である、人みな専門的でなくてはならぬ、世の總ての人をして數學家たらしむること能はざると同じく、世の總ての人をして歴史家たらしむることも亦不可能である、敢て問口の廣からんよりは、奥行の深からんことを望め

歴史と數學と
同一軌

問口と奥行

ば世の普通歴史の中の佛教史一科と云はんよりは、單に我が曹洞宗の歴史、或はその一本山の歴史のみを専攻して、之を學問的に組織するも、今の宗門の状態に照すに、人間一生の事業としては、到底充分なる成績を告げ得ざるであらうと思ふ。故に世の人みな數學家たらずとも、その答案が正確にして、遠算なきを保證し得るほど、歴史の研究も亦史料を的確豊富にして、史上に杜撰のことなきやう篤學なる多人數の力に依りて漸次に組織せるものが必要である。殊に我が總持寺は歴史の本山である、歴史は總持寺が一宗に本山たるの特色である、歴史は總持寺が一宗に本山たるの生命である、總持寺より歴史を除き去らばその特色とその生命とは果して如何なるものであらうか。凡そ何れの國、何れの家、何れの宗旨、何れの本山と雖も、歴史あらざるなく、歴史を尙ばざるはなき中に、我が曹洞宗の本山總持寺の如く、歴史を尙び、歴史の必要を感ずるものは、その比稀れなるべしと思ふ、依て予は夙にこの點に着眼して、その史料を蒐輯し、その史實を研究すること、茲に二十年の久しき、未だ曾て之を休止したることなきも、内外各種の支障の爲めに、その研究の遅々として、今猶進まざることは、衷心願する遺憾に堪へざる所である。

史料史實を研究するの目的は、成るべく完全なる歴史を編修せんが爲めなることは勿論である、研究は方便にして目的にあらざることは云ふまでもない、然るに我が宗門我が本山には、未だ系統的組織的にその史料史實を研究するの標準なるものがない、甚だしきは宗門の歴史、總持寺の歴史とは、如何なるものなるやの概念をすら有せざる者がある、依て予は何事も空談にてはその研究の端緒を得難きゆゑ、先づ歴史思想を普及せしめ、その概念を養はしむるの第一階梯として、養ひに能山誌の編著發行を企てたのである、然るに未熟不練事總て志と違ふてその企望を達せず、空しく十有年後の今日にまで及んだることは實に面目なき次第である。當面に於て予が面目を失へるは、側面より見て予及び總持寺の歴史の爲めに少なからざる利益であつたかも知れぬ、然る所以は十餘年前に起せる能山誌の舊稿なるものは、予が彼の兩本山分非問題の餘燼を惹て草せるもの故、今の時代より見て勢ひ自ら永平寺總持寺間の反目疾視を買はざるを得ない箇所が多かつたかも知れぬ、是れ兩本山間の協和親睦に對して相濟まざることである、また當時に於ける予が史的研究は今日に比して猶數層幼稚の域に在りて、若し當時に在て之を開版したらんには、予が同志に對する一旦の面目は立つべきも、今としては更に之を滅

宗門の歴史には一般の人の未だ想像だも及ばざる専門的なる史實がある

版して、前途の開発を完全にする必要があつたかも知れぬ、之を思へば能山誌の舊稿を削補改題の名の下に、闇中より闇中に葬りたることは、實に自他内外相互の利益であつたに相違ないことと思ふ

願ふに世間に於ける歴史、殊にその史料の研究も容易にあらざるは勿論なるも、世間には既に古來各種の歴史の具はるあり、また多くの學者に依て、或は國家の事業とし、或は私人の事業として、枚々之に従事し得べきも、我が宗門には未だこの種の施設なく、國家世間の事に比して、その規模の頗る狭小簡易なるが中に、而かも比較的事業の重大且つ困難なるものがある、殊に宗門の歴史には一般普通人の未だ想像だも及ばざるほどの専門的なる史實ありて、その研究の複雑困難なることは、今の通常日本の佛教史を概括的普遍的に研究する人の耳目に未だ觸着せざるが多かる、而して餘人の之を論辯し、欺演するを見ては、何の是れ式の事かと思へるほどの事柄もその之を論辯し、欺演するに至るまでの苦辛慘憺は實に容易のもてないと思ふ、それよりも宗門の歴史研究に於て、差當り大なる困難を感ずるとは左の諸點である

第一 史料の湮滅または不備なること

第二 史料の隠蔽または滅却せられたること

第三 史料の膺作または捏造せられたること

第四 從來の刊行に係る僧傳等の不穿鑿なること

第五 兩本山並立の事情として斟酌遠慮の多きこと

宗門一般の歴史思想今猶幼稚にして、宗門の歴史本山の歴史とは畢竟如何なるものなるかを知らざる者多く、また或る卑劣なる俗情より、宗門または本山の歴史を詳かにすることを喜ばざるの徒もありて、カガ旁た史料の蒐集研究にも不利不便を免かれざることも多けれども、是等は先づ別問題として、前に掲げたる諸點は歴史編修の事業上複雑困難なることの主なるものである

依て今且らく右の諸點に就て、その然る所以を述べんに、第一、宗門に在て史料の湮滅または不備なることは、實に甚だしいものである、由來曹洞文旨と稱するだけありて、古來の人が概ね斯かる文書記録を保存して後世に傳ふることには、頗る無頓着なりしは争ふべからざる事實にして、自ら史料の不備を免れざる所以である、而してその不備なる史料も幾分は之を存することあるも、古來歲月の久しき、保存の道疎にして或は火災に罹り、或は紛失し、或はまた、コ意なき者の手に委して、コ盜魚の食

第二、史料の
隠蔽と滅却

と爲り、唐紙の中張と爲り了つて何時となく湮滅し去ることがある。是れ後世如何ともする能はざる慨歎の次第である。

第二、史料の隠蔽または滅却せられたることは、宗門の事情として兎角に史料の隠蔽せられ易きこと、随て焼却破棄等に依て之を滅却せらるゝことがある。前に云へる第一の場合には不用意無意義より來るものなれども、この隠蔽滅却は有心故意の場合である。古來少しく自己に不利の點ありと認めたるときは、忽ちこの手段に出て、史料の滅却を圖りたるものである。

第三、史料の
贋作と捏造

第三、史料の贋作または捏造せられたることは、多くは實に前者の結果より來るものである。有る史料は贋作せられて、無き史料は捏造せらる。以て隠蔽焼却したる眞の史料と換る場合もあり、無より有を生じたる一大盛氣樓は、歳月の経過と共に實在の大寶樓閣と爲る。是れ實に眞の史料の邪魔を爲すものである。

第四、既刊せ
る僧史僧傳の
不穿鑿

第四、從來の刊行に係る僧史僧傳等の不穿鑿なること、是はまた實に甚だしいものである。甲の傳と乙の傳と、或る一人の祖師の生國の違ふこともあれば、名字の違ふこともあり、その他年代、場所、嗣承、化緣等區々一定せざるものは、畢竟その考證の不穿鑿なるは勿論、何れの邊にか放漫虚偽の施設ありて、後世我等をしてその適從す

第五、兩山並
立上の困難事
情

る所に迷はしむるものである。

第五、兩本山並立上の事情として斟酌遠慮の多きこと、是れは總持寺の歴史編修事業に於て實に最大困難なるものにして、その事情の複雑なることも實に大なるものである。蓋し永平寺より總持寺を見るも亦幾分同一の感があらう、今の永平寺總持寺は實に平和の間柄である。實に親睦の間柄である。されど明治維新以前の兩寺は決して平和親睦ではなかつた。その波瀾の一起一伏、假りに一時平和の如く見ゆるときもあるも、その兩寺間を隔つる溝渠の底には何時も穩かならざる暗潮が流れてゐた。而かも宗門に在て予がこの言を否とするものあらば、それは兩寺間の歴史を知らざる者である。然らざれば自ら爲めにせんとして臭き物に蓋をするの徒である。而してその平和親睦ならざるの歴史は、直に兩寺の權力爭奪史と云ふことになる。始めより權力爭奪と云へば、宣戰布告の題目が餘りに露骨に失することになる。依て何れの時にも衣體、行法、出世、節度等の名分の下に前後數度の紛爭軋轢は開かれたのである。然るに今兩寺の平和親睦の爲めに、この掩ふべからざる衣體、行法史を除外し、及び出世史、格式史の幾分を稜稜に付し去るに於ては、眞に具體せる歴史の編修は不可能のことに爲る。されど是れも亦避くべからざる事情として、能

ふ限りの範圍に於て、之を調査し研究するより外に途はないのである。畢竟兩寺間の關係は從來の歴史の或る部面を犠牲としてまで、相互の斟酌遠慮に依て、その日その日の平和親睦は保たれて行くのである。

永平總持兩寺間のことは先づ斯くの如きものとして、前に云へる史料の隠蔽、滅却、膺作、捏造及び僧傳等の不穿鑿なることは、出來得る限り考證查察して、その真相を得ることに努めねばならぬ。然らば之を如何にすべきか、それは先づ宗門の歴史研究の途に於て、純史學と成立史との二大方面あることを知るの要がある。

第一、宗門純史學の方面 純史學とは云ふまでもなく歴史を一科の學問として研究することである。されど我宗門に在ては、古來宗門の歴史を學問上より研究したるものは、未だ曾てあらざる所である。故に我等が常に談宗門の歴史のことに及ぶ毎に、如何なる書に就て宗門の歴史を學ぶべきかとは、往々逢着する所の恐問である。然るに宗門にては前言の如き次第ゆゑ、未だ一の教科書とも見做すべき完全なる歴史のあらざるは勿論、不完全にして不穿鑿なる數種の僧傳等に依て紀傳體僧史の缺を補ふてあるものに過ぎぬ。尤も先年宗門の事業として秀恕和尚の洞上聯燈錄の續編を編纂せんとするの企てもありたれども、その後ち今猶中絶の姿で

ある、然れども予を以て之を見れば、宗門の事業として之を爲さんとせば、續編は且らく措き、聯燈錄その物が先づそもその問題である。

若し純史學の上より云へば、正確なる史料に基きたる史實は無上なる權威である。この點より觀察すれば、本山本寺の格式も、名藍古刹の由緒も、古賢先徳の撰述も、苟もその史實に違ふものあるときは遠慮なく之を抹殺して差支ないのである。

史學家は一の天職である。史學家は一の裁判官である。史學家の任は何時も尋常の立脚點より一段高き地點に在て、過去時代の蹠を下瞰し、時代の底に映れる潮流の趨向を透觀して、枉げず、蔽はず、その史實を公明に表白するに在る。

顧ふに史學家の病とする所は、今を以て古を見ることである。中世の人の作りたる不完全不穿鑿なる歴史を妄信して、自己の頭腦を左右せられ、昔時の人とさへ云へば偉い人、謬りのない者の如く思ふことである。是等の病を治癒せざれば、眞に古人と相見し、古の時代と接觸し、古の歴史を見ることが出来ぬ。故に總て歴史上に關する事柄は、先づ一應純史學の方面より研究して、悉くその眞偽正邪を鑑別しておかねばならぬ。

第二、宗門成立史の方面 純史學の方面は既に前に略述せし如くなるも、宗門に

はまた宗門成立の依て來る所以がある。宗門の成立史は別言宗門の信仰史とも云ふべきものである。如何に純史學の上に於て史實真相を得たりとするも、之に依て宗門の成立上に不安危殆の念を起さしむることあらば、是れ實に由々敷大事である。故に一たび成立史のことを思ふときは、純史學の上には縦ひ幾分遺憾の點あるも、成立史の基礎を殆くせざる限りに於て、之を研究するの用意なくてはならぬのである。

然るにまた茲に一の注意を要することは、その成立史の上に於ても、同一の事柄に對して、二説三説ある場合の如き、之を研究して歸一ならしむるには、必ず純史學の方面に立返りて正確なる史料史實の下に之を考證斷定するの必要がある。而して正確なる史料史實の下には、他の不正確なる偽撰妄説は忽ち之に屈服して、その影を隠さねばならぬ。この時に於ては、毫も俗情俗權を以て之を左右することは出来ぬ。是れ前に史學家は一の天職なり、一の裁判官なりと云ふ所以である。

されど宗門成立史の上に於て又一の注意を要するは、縦ひ純史學の方面より見て、如何はしき次第あるも、之に向て正確なる反證なく、また之が爲めに他の成立史若くは純史學に不利の影響を與へざる限りは、敢て直きを衒ふてその成立を毀損す

べきものではない。例せば現に大乘寺の重寶の一として秘藏せる永祖の一夜碧巖の如き、古來兎角の批評はある。また純史學の上より見ても、碧巖その物の實質より見ても、單に之を研究して評論すると云ふに於てはその材料も多くある。また各一家の史眼もあらう。近世の傑出たる總持寺獨住第三世の如き、東嶺寺仁風和尚の説を引證して、白山の助筆は勿論、永祖の書寫と云ふことも之を否定したる人である。然るに單に歴史上の研究に於て一の書生論として之を云ふは何等の差支ないとしても、若し成立史即ち信仰史の側より見れば、實に一大打撃である。その所以は先づ古來傳ふる所の永祖の傳記、永祖の繪傳、その寶藏に碧巖室の額を掲げたる大乘寺の寶物としての價值、即ちその之を尊重せる信念等に影響すること一通りでない。而して之を評論し之を否定して、何人の益にもならぬ。故に斯かる例に關することは、先づ古來通説のまゝにして、多くの餘裕あるを以て勝れりと思ふ。茲に至つて歴史の研究も頗る苦しいものである。

然るにまた茲に捨ておくべからざることがある。それは自己の成立史の力を偉大ならしめんが爲め、他の純史學を基礎とせるものに向つて危害を加へ、若くは不利の影響を與ふる者のあることである。予は近來宗門に於ける或る二三の著書を見る

に、或は史實にあらざることをも史實の如くに、或は微小にして猶疑ふべき節あることをも、誇大にして正確らしく、以て自己の歴史の非を飾る者あるを見て、頗る苦^{カクシ}敷^シ思^シふ、斯くして猶他に不利の影響を與ふることなくば、且らく之を忍び得べきも、然らざる限りは純史學の立脚點より之を反駁粉碎するの必要が起らざるを得ない、故に斯かる場合に於ける成立史の領土は、他の純史學若くは成立史に悪影響を及ぼし、悪反應を呈せざる限りに於て、自己の成立を主張するの區域に止めておかねばならぬ

第三、純史學と成立史との調和 佛敎の方便も方便と知らざる者の爲めには眞實である、微笑せる迦葉と、拈華せる釋尊との間には、互に默契の存する點あるも、譬の如く啞の如き八萬の大衆には、這邊の消息が通じぬのである、純史學の方面と成立史の方面とに判然と色別^{イロビツ}して、この處までが純史學、この處までが成立史と云はゞ主として信仰を標榜とすべき宗門の歴史は甚だ興味^{キョウミ}の索然たるものとなる、宗門歴史の編修は先づ彼の拈華微笑の呼吸を吞込むの必要がある、宗門歴史の編修は實に純史學と成立史とを調和すべき大事業である

今の時代は不完全不穿鑿なる在來の僧史僧傳を丸呑にし、單に是等の史傳の其所^{ココ}

此所^{ココ}を假名交りに延書^{ヒキガキ}して、歴史編纂の能事畢れりとするの時代ではない、及ぶべき限り廣く正確なる史料を蒐集し、彼此對照考査して、各時代各部門の紀事本末を秩序的系統的に具體せる歴史を編修するの必要に迫られたる時代である、而してこの事業を成功するには、多くの歲月と、之に伴ふ多くの經費とを要するは勿論である、而かもその歲月も、經費も素より歴史その物の實質に對する程度問題なれども、五年を要するか、十年を要するか、或は人間の一代二代を要して、而かも猶完全なる成績を告げ得ざるか、何れにしても輕々容易の事業ならざるは分明である

予が宗門の歴史殊に總持寺史の研究は、前途猶遼遠である、今は僅かにその端緒たるに過ぎぬ、予が本論を公にして世に問ふことは、その宗門の歴史海に向つて一步を投ずるの瀬踏^{セツミ}である、予が總持寺の歴史に向つて一家の曲調を奏せんとする小^コ手調^{テマヅ}である、學問としての研究には權威もなければ俗情もない、依て予が論辯説述する所にして不是なるあらば、世の識者が忌憚なき指教を惜まざることを望むものである、是れ斯道の爲めに親切なる所以であらう

宗内の一部には動もすれば予を誤解する者がある、その次第は予が殊更に總持寺に偏頗にして永平寺に疎隔し、瑩祖に親昵にして永祖に親孝ならざるやの感を抱

茲に反釋する
所を誦ぶ

く者のあること即ち是れてある、俗情に依り俗眼を以て之を觀るときは、予が從來の經營と現在の立脚地とに於て斯様の誤解を生ずることの無理からぬ點もあらう、併し予は之に向て別に辯解の必要を感ぜざる者である、さりながら予が一身の行動を左右するものは總持寺の歴史と云はんよりは、寧ろ宗門の歴史である、宗門に於ける眞の歴史を無視し、或は眞の史實を知らず、而かも歴史に藉口して諸事傍若無人の振舞を爲す者あるに遇ふては、勢ひ宗門眞の歴史の爲めに之を辯ぜざるを得ぬことに爲る、是れ偶々俗物の誤解を惹き易き所以にして實に餘岐なき次第である、然れども斯かる見地を以て予の歴史研究を觀察せらるゝことは、予一己人は素より何とも感ぜざれども、宗門の歴史の爲め、總持寺の歴史の爲めに甚だ之を惜まざるを得ない

予が所思予が
企望

若し予が先天的理性を解剖して、淨裸々にその所思を述べしめば、予は總持寺の歴史と云はず、永平寺の歴史をも綜合統一せる謂ゆる宗門歴史を公平無私に研究して、之を編修したいと思ふ、併し六百年來その利害關係を異にして互に反目せる兩寺間の歴史は、到底相互者の満足を得ること不可能の次第である、故に先づその出來得べき限りに於て總持寺歴史を本位として、宗門一般の歴史を研究する考へて

史料の蒐輯お
よび研究の現
狀一斑

ある、依て永平寺の側に於ても永平寺歴史を本位として、史料を掩はず、史實を枉げざる眞の歴史を研究して、總持寺歴史と相方對比し以て長き將來を期して宗門に完全なる歴史の現出せんことは予が深く企望して已まぬ所である、併しそれも亦一の空望に過ぎずと云はゞ、予は最早や之に對して陳ぶべき言葉を持たぬ者である

以上は予が本論を著述するの必要とその經過とを略述したるものである、以下進んでいよいよ本論に入て史料の蒐輯および研究の現狀一斑を述べることにする、併し謂ゆる研究の一斑なるものにして、何等の統一もなく、何等の具體せるものもない、長短詳略總て断片的にして、總て標本的であること、豫め之を断つておく

第一章 嶽山史の時代分類と部門分類

我が總持寺に於て現に史料を蒐輯してその本山六百年來の歴史を編修するの階梯を築きつゝあるに就ては、前途如何なる題名を附せられ、如何なる史體に依て編修せらるべきやは、素より未だ定まらず、若し定まりたりとするも、輕々に之を表白すべきにあらざるは論なけれども、假りに予が一家の私見を以て考ふるに、史體は

總持寺歴史の
史體とその題
名に係る私見

嶽山史の題名とその史體

諸嶽の二字は總持寺の舊號なる諸嶽寺より出て諸嶽の寺號は諸岡の村名より出てこの村名は諸岡比古神社の神號より出づ

嶽山の文字の出據
丹心和尙は龍峯と號し延寶三年總持寺に住す
鳳山和尙は慧丹と號し總持寺後見芳春院

時代及び部門の分類を別ちたる紀事本末體最も宜しかるべく題名は「嶽山史」と稱すること最も可なるやに考ふ、依て今茲にその私見の一斑を開陳して豫じめ世に問ふ所あらんに

嶽山とは云ふまでもなく總持寺の山號なる諸嶽山の略稱である、この略稱の例は彼の比叡山を叡山と云ひ、彼の高野山を野山と呼び、三縁山を縁山、瑞鹿山を鹿山など略稱すると同一である、然れども若し嶽山の文字が、我が總持寺の歴史上に受用せられたる例がなければ、今新たにこの略稱を設けることは徒らに新奇を衒ふが如く見えて不可なるべきも、この山號の略稱は、歴史上最も遠き由來を存して、而かも雅趣掬すべき文字である、今その史料上に顯はれたるものに就て示せば、如意開基實峰禪師が明徳三年五月通幻禪師小祥忌の拈香法語に

三建梵刹開化席則五湖縑素信伏道德再坐嶽山董雲衆則四海龍象輻輳法筵

とあるに起原し、次に延寶二年普藏院の輪住簿を重修するの序に「天下諸老輪住、五峰鎮護嶽山者、乃峨山禪師之遺訓、而後兒孫繩々以至今日者也」とあり、また同年登祖三百五十回の忌辰に際せる五院の教書にも、總持寺丹心和尙が總持寺に寄せたる書牘にも、元祿六年芳春院鳳山和尙が登祖の寶塔を復興するの記にも、その他處々

七世である

嶽山の名稱あるを見る、是れ今日に於て始めて奇を好んで之を稱するにあらず、歴史上の典據に基ける文字を尙ぶ所以である
茲に於て試みにその謂ゆる嶽山史の時代分類及び部門分類を表示せんに

本	類分門部		類分代時		嶽山前史	嶽山	嶽山史
	前	後	前	後			
第一	自文治五年 至文永四年	自文永五年 至元應二年	前	後	前史時代	開發時代	承嗣
第二	自元亨元年 至貞治四年	自貞治五年 至應永十五年	前	後	後史時代		
第三	自應永十六年 至明應九年	自文龜元年 至慶長十九年	前	後	紹隆時代	守成時代	系統
第四	自元祿十六年 至寶永元年	自寶永元年 至寶永四年	前	後	後史時代		
第五							度
第六							行

史	關	相	史
第四	第三	第二	第一
大	正	永	大
慈	法	光	乘
寺	寺	寺	寺
史(未定)	史	史	史

如上、時代及び部門に於ける分類の表示は、單に予が私見を以て斯くあるべしと考案せるまゝ、假りに之を分ちたるのみにて、將來に於ける嶽山の歴史が果して斯かるものなるや否や素より之を豫知すべきでない、依て誤解なきことを望む、而して今この表示せる分類の意義を明かにするには、大要先づ左の三段に分ちて之を解説するを以て、その領解に便宜なることと思ふ

一 時代分類 嶽山前史と嶽山史とに分つ所以を明かにし、更に前史、開發、紹隆

及び守成の四時代に就て、更にその前半、後半に分つの意義を示すこと

二 部門分類 先づ本史と相關史とに大別する所以を明かにし、相關史は各自ら幾分の時代分類を立つべきものあるを以て、茲に之を除き、嗣承、寺統、世系、制度、山内、及び行實の六部門に就てその大要を示し、更に教義、衣體、行法の三部門に就ては、且らく之を未定の範圍におくの意を述べること

三 相關史と本史との關係 相關史は何故に本史の部門に入れざりしかの意義を明かにし、而して本史と如何なる關係を保つべきかを示すこと

某博士の説に歴史を樹木の圓柱に譬へ、之を輪切りにして、その時代時代の断面を見せるとのことなりしが、予が總持寺の歴史に於ける分類の立て方たる時代分類はこの圓柱を輪切りにしてその横断面即ち俗に謂ゆる木口を見せるものたるは勿論、又部門分類は之を豎切りにして、その縦断面即ち俗に謂ゆる部面部面の柢目をも見せるの必要ありと思ふ、何となれば同じく樹木の木理と雖も、その横断面に在ては輪線を示し、その縦断面に在ては竝行線を顯はすが如く、歴史も亦豎に時代の推移を見ると、横にその時勢の真相を究むるとは、同一體の上に於て、自ら別趣の作用が存するからである。

始めに時代分類の上に就て、嶽山史を一貫せる年代期間は、文治五年より慶應四年（即ち明治元年）に至るまで首尾六百八十年に涉れるものにした、乃ち永祖の降誕より十一年前を以て起首と爲し、徳川幕府の稍やく倒れて、皇政復古の將さに爲らんとする頃を以て終末としたのである、故にこの時代の立て方を逆に観るときは、慶應明治の分界點に立て、既往六百八十年間に於ける我が嶽山と直接間接の關係ある事柄をば研究するに外ならぬのである、而してその明治年間に於ける事柄に及ばざるは、その経過が餘りに今日と接觸し過ぎて、之を辯ずるの要なきと、四方八方些子に當ることのみ多きと、且つ往昔のことすら今猶研究中にありて、近頃のことには未だ之を論述するの餘裕を得ざるとに依るからである、

而して時代分類の中、嶽山正史と嶽山前史との二大時期に分ちたる所以は、元亨元年以後は乃ち總持寺開闢以後に係り、元應二年以前はその開闢以前に係れば、この時を以て前史と正史との分界點と爲すを正當と認められたからである、

然らば前史は何故に文治五年を以て之を起首と爲せしかと云ふに、この年たる宋の淳熙十六年に當りて、大日の深法能仁禪師が育王の佛照徳光禪師より嗣法したる年にして、この大日の得法たる、瑩祖の本師なる介祖及びその授業師たる非祖等

に深き因縁を有して、この次第を史中に明かにせざるときは、大切な歴史の要素の一部を失ふからである、而かもこの前史時代の前半（七十九年）後半（五十二年）をば、文永五年以後とその以前とに分ちたるは、瑩祖の降誕を以て分界したるもの過ぎぬ、故にこの前史時代を通じて百三十一年と爲る、

次に正史の年代期間は、先づ開發、紹隆、守成の三時代に大別して、更に各之を前半後半の二期に分つ、而してその開發時代とは、元亨元年の總持寺開闢より、應永十五年に於ける五院列祖の戒化としてその最終たる傳法開基大徹禪師の示寂までを指すものにして、總持寺の化儀門風及び本山たるの制度格式の開發したるは、是れ瑩祖一世の事業たるは勿論ながら、二祖嶽山禪師及び五院列祖を通じて、父子三代の事業たるを以て、且らくこの三代在世の間を立て、開發時代としたのである、而してその前半（四十五年）後半（八十三年）をば、貞治四年以前と、その後、前後通じて百二十八年とに別ちたるは、峨祖の示寂を分界點とせること云ふまでもない、

次に五院列祖の戒化以後たる、應永十六年より、元和法度の前年たる、慶長十九年まで二百零六年間を紹隆時代と爲したるは、列祖示寂の後を承けて、數多の古徳先賢が各々化を全國の各方面に擴げて、乃祖の遺業を繼紹興隆せられたること、主もに

極盛時代と衰
兆時代

正史中の守成
時代

沈滯衰弊の時
代

この時代に屬するを以て、之を紹隆時代と立てたのである、併しながらその前半九十二年に於ける極盛時代は、その後半百十四年の裏面に於て却て衰兆時代たることの真相を認めざるを得ない、而してその前半後半の分界點をば、明應の末年以前とその以後とに立てたるに就ては、今茲にその辯明をせぬことにする
終りに元和元年の宗門法度條目ありてより、徳川政府の瓦解せる慶應の末年に至るまで二百五十三年間を守成時代と爲したるは、抑もこの年代たる、或る程度まで始めて永平寺總持寺の併立制度を現出したる時代にして、時の政府の法度を以て各宗門を檢束したること、この時代より甚だしきはなきが故に、自ら之を一時代に分類すべきは當然のことである、而かもその守成時代と名づくる所以は、或る意味に於ける沈滯衰弊の時代に屬するものである、而してその前半を元祿十六年以前（八十九年）とし、その後半を寶永元年以後（百六十四年）と爲せるは彼の當時宗門の天地を震撼せる一師印證事件を以て分界したるものにて、その前後に大なる形勢の差あることは勿論である
以上は先づ嶽山史の時代分類の大要を示したるものにして、一圓柱の横断面なる各木口木口の異なる點を見せしむるものである

本史

第一、嗣承史

亂統時代に於
ける嗣承史の
編纂難

是より次なる本史の部門分類のことを述べんに、之を立て、嗣承史乃至行實史の六部門に分類せしは、彼此頗る複雑錯綜の關係を有するものありて、直截明快に之を解説することは容易の業でない、依て先づ順を逐ふてその概要を示さん
第一、嗣承史 この史の性質は、上み釋尊より、西天の四七、東土の二三、乃至永登兩祖以下宗門の傳燈相承に上るべき祖師先賢を列ねて、その嗣承系統を明かにするにある、斯く云へば一應何の造作もなきやうなれど、中古宗門亂統時代に於ける嗣承系統は如何にして之を糺すべき、宗内の人動もすれば歴史の編纂を口にし、傳燈の續編を著はさんことを説く、簡短に云へば簡短である、粗雑にすれば粗雑で濟まぬこともない、然れども眞の歴史、眞の傳燈は如何にして之を作り得べきか、中古亂統の時代たる院に因て嗣を易ゆれば、前の三物は、之を前の本師に返し、または燒却して其蹤を消滅せしめたるもの比々なれば、先づ後世より見て亂統も亂統にあらず、一師相承の如く見ゆれど、事實は大に之に反して、一人にして兩系に係るもあれば、甲の室内と乙の室内とは、或は脱け、或は加はり、而して又末に一系に歸するが如き奇觀を呈したるものすらある、予は實際にこの例證を認めてゐる、斯かるものに對しても相應に辻褄を合して之を編纂するはこの史の主要の目的であらう、又彼

第二、寺統史

の古來或は解決すべきが如く見えて到底解決の見込なき寒巖嗣承論の如き、無底月泉嗣承論の如き、みなこの史中の研究問題である、殊にその根本問題とも云ふべき室内三物論の如き、峨山明峰嫡傍論の如き、尼師得法、在家得法、神靈得法論の如き、峩山の二十五哲、或は二十八嗣、三十嗣、明峰の十二派、或は二十餘嗣、通幻の十哲、月泉の四十三嗣、大徹の十六嗣、實峰の十二嗣等、その順序次第みなこの史中に於て研究すべきものであらう

第三、世系史

第二、寺統史 寺統史の研究事項は是れ又頗る困難のものにして、嶽山史の領土に在ては先づ總持寺を源流とし、總持寺と山内五院との一異關係、その直末に於ても、總持寺直末と五院直末、即ち庵末なるものとの異同關係、孫末以下の寺統次第、總てこの史の部門に入るべきものである、それより正開山と勸請開山との區別、勸請開山に於ける二箇の意義、寺統の變換、一寺の分割、古來に於ける本末爭論、殊に通幻四箇道場及び無極開創道場に於ける歴史上の真相、延享度の本末調に於ける分派次第、それより古來に於ける廢寺考、轉地考等、みなこの部門に攝すべきものである

第三、世系史 世系史に於て研究すべき事柄は本末上下とも、各寺に於ける開山以下各世代の系統性質を明かにするものにして、單に世系と云ひ、一寺住職と云へば

十四種の住職

輪住と一朝の住持職

稍や簡短の意義の如きも、宗門殊に總持寺及びその末派寺院の世系分類は頗る複雑多様に於て、之を研究するは容易の業でない、今その要を示すも正住、閏住、補住、獨住、輪住、勅住、累住、助住、前住、看住、兼住、再住、借住及び録住の十四種を算へることが出来る、而してその詳細の解説は之を別章に於てするも、宗門三出世の隨一たる瑞世轉衣のことの如きは、全くこの世系史の中に攝すべきものにて、別に瑞世轉衣史の部門を立つべきにあらざることは、宗門歴史の性質上明かなる次第である、而してこの部門に於て最も深き研究を要するは總持寺に於ける古來の輪住と中古以來に於ける瑞世即ち一朝の住持職とが如何なる史的沿革を閱して、以て幕末の状態に達したるか、明峰派と峨山派との義絶は如何にして起りしか、無底派及び寒巖派の一部助住は如何にして始まりしか、越後の耕雲寺が代表せる傑堂派は何故に中古まで本山輪住を務めざりしか、美濃の妙應寺は近古何故に本山輪住を拒みたりしか、永光寺、正法寺、永澤寺、龍泉寺、護國寺等の輪住は如何にして中途に止みたるか、最乗寺、大洞院、龍澤寺、泉福寺の輪住状態は如何なりしか、伽藍法の制定以後に於ける遠州即心寺の法斷事件は如何なる真相を以て事の本末を始終したりしか、關三刺が天明度の全國末派世牌調は何故に之を爲せしか等、みなこの史中に收むべき

南北朝時代に在てはその奉ずる所の正朔に依て彼此區々なるは勿論である

宗門に在て僧録としての制度史の起原は益祖が明禪師に與へたる説文正法寺の續燈庵に於ける僧録制及び永澤寺の僧録制等に於て僅かに之を認むるに過ぎぬのであらう

材題である

第四、制度史 比較的整備せる徳川時代の宗教制度を見て、直ちに豊織以前に於ける制度史料の不備缺乏を遺憾に思ふは史眼を有する者の態度として之を執らざることなるは予も之を知らぬてはない、我が宗門の歴史はその上古史とも云ふべき鎌倉時代の末期及び室町時代の大半を除きては、世の戦亂と相伴ふて彼の南北朝時代は勿論、足利の末葉より惹て慶元偃武の頃に至るまで、宗門制度の畫一綜統せざりしことは、敢て疑ふべくもあらねど、その餘りに史料の缺乏せるには頗る當惑せざるを得ない、今その一例を舉げんに彼の應安年間に通幻禪師が細川頼之の歸依を得て、攝丹の境永澤寺に在て天下僧録の權を執りたりとは、衆口一舌に之を談るところなれども、その僧司の權たるや、如何なる明文に依り、如何にして之を行ひたるかは、今現に永澤寺それ自身と雖も、恐らくは之を知らざるならんと思ふ、茲に於て予は別に些か見る所あれども、それは措きて、兎も角も徳川以前に於ける制度史料は甚だ乏きものと見て、問違のないことである、下りて徳川時代に於て、この史に研究すべき所は先づ制令史と僧録史との二箇の部門に分つこと、而して制令史に於ては天下の法度條目は勿論、本山の掟書、關三刹の掟書、本山三刹の掟書には時

山内史中の小部門

兩尊とは古來益山嶽山の兩祖を尊稱するの熟語である

として法度の名を附したるものもある等のことを研究し、僧録史としては大僧録、國録、副録、相録、觸頭及び直配々國等に就てその格式權限又は三僧統、可睡齋等に在ては、その之に任せられたるの起原を探り、更に當時に於ける公事訴訟等に就ては、老中裁許(謂ゆる上聞に達したるもの)寺社奉行裁許、三刹裁定、本山直裁、本山直裁と三刹裁定との離合關係等は、みなこの部門に於て研究すべき問題である

第五、山内史 この山内史は總ての部門中に在て極めて複雑なるものと思ふ、而して未だ確たる考へも熟せざれども先づこの部門をば開闢史、殿堂史、寺法史、忌齋史、常住史、格式史及び外護史の小部門に分つの要あるを見る、その開闢史とは云ふまでもなく本山創立の由緒來歴より山號及び寺號の原由、鎮守、開基、門境、風致、四至分限及びその沿革等を攝し、殿堂史は殿堂伽藍の創建その性質構造、燒失再建勸化等の次第を叙し、寺法史は更に之を山法史、山政史の二に分ち、山法史は兩尊及び五院列祖の洪範より特殊なる一山の規矩準繩並に役位の排列等を研究し、山政史は後見制度並に塔司の役位、代官、祐筆の設置等に至るまで之を研究し、忌齋史は日分、月分、年分の忌日、辰辰より、兩尊及び五院列祖の遠忌に於ける法會修行、及び勸化の次第沿革等を探り、格式史は本山としての格式、出世本寺としての格式が禁中、公儀及

第六、行實史

ひ舊領主等に對して如何に行はれたるか、永平寺、大乘寺等と互に如何なる節度を保ちしか、本山及び後見山内役位等が本山に於ける座席次第、本山及び後見等が公儀に於ける座席次第、及び永平寺三刹等との對照關係并に道中に於ける儀裝警衛等より、惹て宗門に於ける出世の階級が他の宗派の僧位僧官及び禁中の諸官等に對して如何なる權衡を保てるか、宗門に於ける紫衣黒衣の服制が他の僧位及び諸官の服制と如何に相匹敵すべきか等のこと、總てこの部門に於て研究すべき材題である、常住史は一山常住の寺産、收支、轉衣の官金、什寶及び文書圖書のことに至るまでを學び、外護史は歴世の大檀越殊に舊加州藩の保護に基ける一切の關係等のことを研究するにある

教義衣體行法の三部門

第六、行實史 行實史の名は些か異様に感ぜらる、この部門は從上の祖師先徳中既に各種の僧傳に載りたる人又は載るべき人に於ける一代の行持に就て之を紀傳體に編述するにある、而して古來版本上に於ける僧傳中の記事の眞偽異同は實に甚だしきものありて、之を比較論量し、史實史料の存するものは之に依り考證批判して紀傳の統一を圖り、記事の眞相を得るを主眼とするものである、次に教義史、衣體史及び行法史の要目を述ぶるの順序なれども、この三部門に屬す

三史編纂の不可能

る歴史は總持寺に於て(宗門の全體に於ても)果して圓滿に之を編纂し得べきや否やは、予頗る之を疑はざるを得ない、更に一步を進めて云へば、我が宗門の現狀に在ては、この三史は到底之を編纂し得べからざるものなるやに考ふ、故に前の表示中にも之を未定の範圍に置いたのである、依てその之を編纂し得べからざる次第に就て、些か左に辯じておくことにする

第七、教義史

第七、教義史 一の宗門として教義史の編纂し難き次第を述ぶるは、この上もなき苦痛である、また或る意味に於て一種の耻辱である、然れども予が既往實際に見聞せるところ、實地に經驗せるところに就て、深く之を考ふるに、如何に苦痛と耻辱とを忍んでも、この歴史には一毫も筆を着けざるを以て當を得べきものと思ふ、依て今は何事も之に言及せぬことにする

第八、衣體史

第八、衣體史 衣體史の骨子とも云ふべきは、彼の嘉永三年永祖の六百回忌に於ける總持寺代僧不參事件を動機として、關三刹の召封一條と爲り、隨て彼の喧しき三衣事件を惹起して、文久元年に至るまで前後十二年間に涉れる永平寺總持寺が惡戰苦闘の歴史である、この歴史の資料と爲るべき記録は、容易に研究し盡すべからざる多大のものである、而してその史料の全部が總て相互の不快不滿を喚起する

若し傳衣史の一部門を設けて研究せんとすれば是れは別問題である

の材料ならざるなきは勿論、京都なる道正庵の如きはこの事件あるが爲め、兩者の間に板挟みと爲りて、今日なれば偽證罪に償すべき程の迷惑苦痛を感じたこともある、これが爲めに越前の龍澤寺は總持寺より烈しき糾問を蒙つたこともある、而かもこの間に於ては今日之を公言するを憚るほど多くの苦肉策も行はれたものである、今の世の青年者流には今日に於ける宗門の状態と、永平寺總持寺間に於ける竝立制度の表面を見て、空々寂々に世を送る者あらんも、宗門の眞歴史は決して斯かる單調平板のものではない、而して今この種の歴史に關することを有りの儘に披陳するは宗門現時の事情として之を容るさぬ點がある、依て之を未定としておくことである

第九行法史 凡そ事の起るは一朝一夕の所以ではない、彼の三衣事件の起りたるは、享和度に於ける古規則事件の再燃せしに外ならぬのである、前者は行法の名の下に、永平寺總持寺の戦争を起し、後者は衣體の名の下に、永平寺總持寺の戦争を起したのである、何れも師を起すべき主題の名目は立派なれども、その戦争を必要とする肚裏には雙方共に云ふべからざる或る物が潜んでをる、古規則事件に於ける兩者の戦争に、總持寺は素より一方の中堅なるも、大乘寺は總持寺側の先陣として、

烈しき永平寺の鋭鋒に當り、前後幾番の苦戦を経たるものである、その復報として享和年間、愚禪和尚が大乘寺再住のときには、永平寺より強硬なる抗議を受けて云ふべからざる憂き目を見たることである、依て是等惡感情を誘起すべき歴史は、現今の如き永平寺總持寺が親睦和合せる時代に在て、之を編纂し得べからざるやにも思ふ、さりながら史實を掩ひ、史料を無視するは具體せる歴史として如何あるべき、是れ予が亦之を未定の區域におく所以である

茲に於て猶些か論辯しおくべきは、宗門教育史のことである、近古以來に於ける駒込梅檀林の如きは、宗門當時の制度上より見て一の私學に過ぎざるものである、而して宗門に於ける家庭的教育とも云ふべきは、授業師に依り、衆寮寺に於て行はれたる誦經禮懺の學問である、それ以上なる高級の學問は、謂ゆる叢林に於て宗師家に依て行はれたる參禪辨道爲人接衆、即ち宗門の學問なり教育なりである、而かもその叢林なるものは中古以來概ねみな格地免牘を有して、謂ゆる三法幢地なるもの多く、之に加ふるに會下免牘に依り、會下稱號を有したる寺は、現今の制度に於ける認可僧堂とその軌を一にして、宗門公立の選佛場たる資格を備へ、之に安居せる者には打給に依て掛錫の籍簿を正うし、その請暇起單のときには、之に坐夏由なる

坐夏由と行脚
證明狀

ものを付して、現時の謂ゆる行脚證明狀と稍や同一の効力を有せしめたるなど、乃ち是れが宗門古來に於ける教育の概要なるものである

上に云へる會下稱號が規定の用語として古くより行はれたることは、明德四年普濟善救禪師が總持寺十二世として入院せられたときの隨喜衆に、大徹和尚會下僧實峰和尚會下僧などの稱ありて、立川寺定光寺等より上山せる者と、山内安居との別を示したるを見ても分かる

坐夏由と免丁
抄

無着道忠が盤
規の辯難

次に坐夏由のことに就ては、盤山清規に免丁抄の定めありて、宋朝にては免丁抄を帯びざる者には掛搭を免さるるに就き、日本にては未だ此儀を行はずと雖も、盤祖に至り永光寺にて始めて之を行ふべきことを示されてある、然るに無着道忠は禪林象器箋に於て盤規の免丁抄は坐夏由の謬事なる旨を辯じてある、予も亦宋土と日本とはその國情を異にし、殊に朝省の勾當たるを僧家に僭行することの理なきを辯ずる點に於ては、一而無着の說に首肯する者なれども、維新以來參内輪旨の事止みたるも猶瑞世轉衣の名の下に宗門出世の事を行ふてある、また彼の朝にて黃麻紙に認めたる聖旨の御書を勅黃と稱するに依り、我が國にても楮白紙に認めたる奉宣の御書をすら時に勅黃と唱ふることがある、また公文とは元來知府より下

勅黃
公文

永平寺にては
古來請狀と云
ひて公文とは
云はぬ
總持寺の免丁
抄は巻頭なる
寫眞版参照

教育史は何れ
の部門に接す
べきや

す所の公憑文の意義なれども、總持寺にては古來瑞世の憑由を特に公文と認めて之を公稱したるものである、故に盤規に云ふ所の如きも、敢て免丁の目を應用して坐夏由に代へたるならんと思ふ、何にもせよ宗門に於ける免丁抄はその意義坐夏由なることは勿論にして、總持寺の如きは盤祖以來徳川時代の初期に至るも、猶之を行ふたるものである、然らばこの參禪辯道爲人接衆なる學問教育の歴史にして、特に一部門と爲さば兎も角若し獨立せざるときは果して如何なる部門に接すべきやは之を研究するの要がある、而して徳川以後に在ては、僧録に於て叢林行脚、法幢建立、打給檢僧等のことを制令の下に規定して之を監視したるが故に、制度史の部門に接すべきが如くにも見え、また各寺院及び叢林の規矩準繩參禪接衆のこと、一に僧侶の行持に屬するに於ては、之を行法史の部門に接すべきが如くにも見える、而かも宗門この種の歴史に就ては、今日世に云ふ所の教育の類を以て論ずることの出來難き意義がある、依て茲に些か之を辯じておく次第である

部門分類に於ける本史の要目は概ね先づ斯くの如くである、以下進んで相關史の概要を論ずるの順序なれども、向下文長きを以て古昔宗門に獨立せし四箇の寺院に就き、各一章を設けて之を述ぶることにする

宗門に獨立せし四箇の寺院

第三章 宗門に獨立せし加賀の大乗寺

永平寺、總持寺は今更云はず、茲に相關史の部門に入るべきものとして、曾て宗門に獨立せしことある寺院は古來僅かに四箇寺である、四箇寺とは前章の表中に示したる大乗寺、永光寺、正法寺、大慈寺即ち是れてある、而してその獨立とは、舊幕時代の用語を以て之を云ふときは、他の構ひを受けぬと云ふことである、この他の構ひを受けざることは、即ち今の世に云ふ獨立を意味すること、當時幕府へ書上の書面などにも、古來何れの構も受不申候と書いたものである、然るにこの獨立の意義にも、唯だ獨立せる無本寺と云ふこと、獨立せる一派の本山と云ふこと、の二種がある、故に獨立本山には自ら一派を組織すべき相當の末寺を有し、相當の由緒に依りて一派内を統治するの實歴を具へたるものでなくてはならぬ、また獨立無本寺は、その開創の由緒等に依り他山の統治を受けずして存立すれば足るものにして、彼の臨濟宗などにはこの類の寺が現に明治維新の際まで誠に多くあつたのである、これに依て見れば、以上の四箇寺はこの二種の中、各その何れに屬したるものか、史實に依て之を研究することが出来る

無本寺と本山との區別

永平寺史に關することは本論各章の中に於て敢て悉くなしと認むることのみに限る、他の事柄に關聯し又はその引例として間に之を論辯することもある、今の宇治興聖寺は素より末派分際である、相關史の上に於て論述すべき寺ではない、元和法度條目の當時に於ては兩寺各々の統治にして兩寺併合の統治にあらざることは予別にその意見がある

この論に入るに先だちて一言すべきは永平寺の歴史である、單に嶽山史の側より見れば、永平寺史には素より何等の關係もなきことなれど、嶽山史と離るべからざる關係ある部分は、相關史として之を研究し之を叙述するの要あるを認む、されど元來永平寺史のことたる、事體上、事情上、我等が之を研究し、之を叙述するを容るべき點があらうと思ふ、依て之を一切論辯せぬことにする、また茲に一言を附加すべきは興聖寺史のことである、興聖寺と云ふと雖も、素より今の宇治の興聖寺ではない、永祖開闢當時に於ける深草の興聖寺のことである、この興聖寺にも嶽山史と相關すべき點がある、併し之も別に部門を立て、は論辯せぬことにする、果して然らば前述四箇寺は、何故に相關史として之を論述すべきかと云ふに、彼の元和元年に於ける徳川家康の法度條目に依て、一宗の本山を永平總持の兩寺に限ること、に定め、兩寺に各法度條目を下して、茲に始めて兩寺の竝立を認めたと同時に、他の獨立本山或は無本寺は、總てその格式を没却して兩寺各々の統治下に立たしめ、茲に始めて末派分際に入りたれども、四箇寺ともその開闢以來元和の條目あるに至るまで、各獨立し各獨立の歴史を有せし以上は、この歴史を直ちに自己の歴史中に包容するは永平寺總持寺とも不可能のことである、況んや元和以後と

大乘寺は何に依て開かれたるか

雖も、大慈寺には白堂紹圭の紫衣參内謀訴事件あり、大乘寺、永光寺には延享度の歸末一條あり、正法寺には徳叟良周の伽藍法一條あり、猶始めより末派分際として再興せられたる興聖寺すら老卵嫩桂の獨立謀訴事件あるほどなれば、楚趙齊魏相亡びて、眞に天下の統一を見たるは、僅かに延享以後のことに過ぎぬ、相關史の存する所以は乃ち茲にある

大乘寺は何に依て開かれたるか、大乘寺の尊き所以は何れにあるか、大乘寺は何故に獨立せしか、大乘寺の獨立期間には如何なる歴史を閱せしか、是れ研究すべき問題である、尤もこの三箇の問題は次に擧ぐべき永光寺、正法寺等にも之を準用し、之に依て論述の順序を定めやうと思ふ、而して今は先づ何に依て開かれたるかを述べんに、大乘寺のことは先づ大乘寺自身をして語らしむるを穩當と考ふ、同寺の開創由緒書には實に左の如く記してある

當寺は本、教寺たり、富樫家尙開基す、而して後、正應二年主僧澄海密師、家尙を勸めて徹通和尚を請して推して開山第一祖と爲し、教を革め禪と爲す

と、また大乘聯芳志には左の如く記してある

弘安六年應澄海法師請垂統本山、永仁元年開堂

由緒書は去る明治十八九年の頃認めたるもので、聯芳志はその最初は詳かならざるも、享保年間の重修と認め、三大尊行狀記は永英介三祖の傳記である、英介兩祖の傳は何人の撰なるやを詳かにせざれども、永祖の傳には門人集記とあり、記事文體多くは後世のものにあらずと考ふ、依て予は、大體に於て之が記事を信憑するに足るものと思ふ、而して介祖の行狀記に至りてはその文意多くは本論中、介祖嗣

と、弘安六年と正應二年と先づ前後七年の觸着がある、而して前の由緒書は、同寺が近き頃記したるもので、聯芳志は同寺三十五世白龍和尚の重修に係るものである、依て今之を解決せんには、同じく大乘寺に秘在せる「三大尊行狀記」なるものに依るを以て正しきを得ることと思ふ、乃ち同記介祖傳の中に左の如く云つてある

文永九年壬申二月退院、永平寺建、養母堂、養母、恰如、睦州陳尊宿、中略庵居隱遁、送二十一年

之に依て見るときは、聯芳志に謂ゆる弘安六年は退隱より稍く十二年に當りて事實と合はず、正應二年ならば乃ち十八年目に當りて、この年より請を受けて、聯芳志の記事の如く永仁元年の開堂ならば乃ち二十二年に當りて、行狀記の記事と合することゝ爲る、故に予は應請の約束は正應二年説に依り、實際に引移りて開堂せられたるは永仁元年なりとの説に従つてよくことにする

然るに大乘寺澄海阿闍梨がその檀越富樫家尙を勸め、介祖を請して教を革めて禪と爲すと云ふに於て、澄海と介祖とを聯結すべき因縁は世に傳ふる諸書は勿論、大乘寺自身に於ける舊記古文書と雖も、未だ之を記載したるものがないやうに思はれる、故に予はこの澄海阿闍梨が何故に介祖を請じ、自ら本願檀那と爲りて革教爲

承眞説中に引
證せる「開山
和尚私記」に
基くところ多
きを認め得ら
るゝのである

禪の道に出てたるか、また介祖が何故に二十年來山を出てざる身でありながら、たやすくこの請に應ぜられたるやと云ふに就き、多年研究に苦心を重ねた殊に三大尊行狀記には、介祖が生涯永平寺の山を下るべからざることに就き、永祖最後の遺命として、親言親口なる左の如き記事がある

吾法必汝證通以後必爲門徒先達護吾山而勿他遊況今度上洛之間留守一大事也
思吾山而可護惜縱予逝去守寺門而勿令廢壞故監公懷鑑阿闍梨を指す當國名人
汝又長嫡人多知擁護當山須致興隆山中何處庵居無妨若存命而萬一之歸山者必
須紹嗣但汝無老婆心是自然可調汝勿遺忘

この永祖最後の親訓に見るときは、永祖にして今少しく長壽ならんには、介祖は驛祖の下に入るべき人ではなく、必ず驛祖と肩を比べて永祖の直嗣たるべき人である。予は今且らく行實史の領分に入りて、介祖が永平寺に在山中の行持の一斑を窺はんに、介祖は寛元元年齡僅かに二十四歳、吉峯古精舎に於ける一會の典座として百事を管掌し、その冬積雪殊に深き中を八丁の曲坂に自ら送供の任を兼ね、料桶を擔ふて衆の爲めに二時の粥飯を供養し、資治元年二十九歳にして監寺に任ぜられ晝夜勤勞怠らざる間に、衆務を闕かずして參學工夫することも、常に衆に拔んづる

予は曾て大衆
寺にて介祖の
眞蹟と稱する
宋土五山十刹
圖なる大なる
二軸の卷物を
拜覽してその
難値難遇の好
因縁に感激し
た介祖若し今
日の世にあら
ばその道業の
餘力に於ても
確かに工學博
士以上の人な
らんと思ふ

など、實に容易の行持ではない、さればこそ永祖も生涯山を去らずして興隆擁護の任に當らんことを深く遺囑せられたのである。また永祖示寂の後と雖も、介祖は驛祖の命を承けて、洛陽の建仁、東福より、鎌府の壽福、建長に規矩準繩を歴観して永平の法度に參照し、更に遠く入宋して、彼の土に於ける五山十刹の殿閣、廊廡、佛具、法器、榜牌、額面、圍爐、屏風、水架、遺處の末に至るまで、みなその圖案様式を模寫して、之を將來歸朝せられたるなど、その功實に大なるものである。要するに驛祖は副貳傳化の功に於て更に比肩なしと雖も、介祖は永平寺の開發時代に際せる規畫經營の功に於て、更に第二人なきものと云ふも過稱ではない。故にその一旦退隱の後ち濃州に人あり、寺を造りて懇請すること頻りなるに依り、介祖已むを得ず、明且將さに山を發して請に應ぜんとせられたるときのこと、に就き、行狀記には左の如く記してある

其夜感夢、師已欲行、出山門時、望石塔有葛藤、遙自西北塔頭下、來兩莖纏兩脚引之不
得、截斷夢覺、知先師未許、不得去

介祖が長く永平寺に居らるゝは、通常一遍の東堂として、はたはなく、佛勅も當ならざる永祖の親付屬を得て、山門を鎮護せんが爲めに居らるゝのである。殊に永祖が介

この「開山和尚秘記」のことは介祖承嗣異説の下に詳述する
また永祖が老婆心云々の慈訓は前後二回にして次なるは同じく建長五年七月二十八日にこの時は介祖が懐鑑和尚の下にて師姑たる懷鑑尼が障子を隔て、之を承はり居りたりと秘記中に記してある

波着寺が加州に移りたるときの開山を空照法印と云ひ總持寺開基定賢律師が後に退かれたる能

州道下の寶泉寺世代盛春の本師で寛永二十一年六月五日に遷化した人であるこの後波着寺と寶泉寺とは互に住職交代して波着寺は總持寺と又間接に因縁ある寺となつた

介祖と波着寺との關係は本論なる介祖承嗣承論の下に詳述するを見よ

祖に對して山門永住の慈誨を與へられしは、建長五年七月八日、永祖の病ますます革り行く頃のことにしてこの間の消息は、開山和尚秘記にも左の如く記してある
及多年又爲院門先達、縱雖我滅後、有寺院僧家合力可守我佛法、若自他遊而歸來、于本寺菴居、寓住可任、汝意云々、義介落涙悲泣、白付寺付自如先途、殊子細不仇、一切不可背、御命矣、于時和尚落淚合掌云、尤本意也、我先年見汝於世間、非不學、又於佛法隨分有、道念皆知其情、唯未有老婆心、其自然重歲之程、必可有之云々、義介押淚、畏而已

侍御前懷非首座之義介其後未有老婆心之諫於意不忘下略

斯くの如くにして、介祖は永祖の命に背かざることを誓はれたのである、然るにその晩年に及んで、唯だ一澄海師の爲めに山を下りて得々として加州野々市に赴かれしは抑も何が故であるか
予は先年命を承けて加州犀水の淨に客たりしとき、この介祖の大乗寺開闢に就て何等か史上の秘鍵を握るべき便宜もあらんかと、金澤小立野なる波着寺を訪づれた、寺は素より眞言宗に屬して、高野山の直末と云ふも名のみなる無住にして廢寺同様の小院である、この寺たる、その昔前田家祖先の移封と共に、越前より附隨し來りたるものにて、越前に在りたる頃は介祖が受業の寺として宗門の歴史に深き因

縁の結ばれたる懷鑑阿闍梨の住職地の末である、火の番留守居を兼ねて座敷借せる人か何かは知らねど、一老婦の覺束なき案内を得て本堂と名づけられたる佛壇邊の其所此所と搜し求むる間に、最と古びて字體も確かならぬ一基の位牌を探り得た、その牌面に左の如く記してある

法燈大阿遮梨法印澄海

とありて、その傍らにまた左の如く記してある

當寺越前にて波着寺先住大乘寺開山徹通和尚師匠也 九月十五日

寡聞なる手に取りては眞に是れ空谷の甍音とも何とも譬ふべきなき喜びである、是れにて介祖と澄海とは最初より師弟の因縁ありたることも分明し、また介祖が永平寺にて知事の要職を勤務の儘、建長三四年の頃懷鑑和尚遷化の後、波着寺の住務をも帯びて居られたることが考證し得らるゝと思ふ、然らざれば波着寺先住と記さるべき謂れがない、澄海師はこの介祖が波着寺住職中の弟子であつて、後ちに弘長元年に至りて富樫家尙の請に應じて始めて本の教寺なる大乘寺を開創したるものと見える、然れども介祖は誰だ澄海師と師弟の關係ありと云ふのみにて、斯かる大切なる永祖の遺令に背きて大乘寺へ赴かるべき人ではない、法弟にして

辨祖の遺訓と
檀那波多野氏
の理解

介祖は永平寺
の三代にして
演師は四代た

後住なる義演和尚や、嫉妬心深く、黨派心激しき義演和尚の隨身どもに虐めぬかれ
て居るに居られず、澄海師も亦師弟の情誼上、その有様を見るに見かねて、折角自身
の開創したる寺をば擧げて請待せられたものであらう、この間の消息や、葛藤脚を
繞ふの因縁は聯燈録などにも、些か見えぬてはなけれど、行狀記には更に詳かに左
の如く述べてある

師(介祖)受遺令至于七年報恩懇重緇白重歸伏雲水間參隨圓公如爭鋒衆中稍關隔
自然成黨追逐師檀那波多野氏理云師(介祖)開山遺弟二代法嗣也即二代遺囑道譽
曰介公東堂老耆吾法嫡也又於當山有大功況當寺前住也志重於山道高於天寔是
人天導師又乃當山至尊也縱雖非當住須奉尊重恭敬乃文永九年四月結夏小參示
之其會衆徒皆聞之當住持演公爲首座豈可遺忘乎若此長老出寺門者山門衰微門
徒不幸也須令還山子息四郎金吾重通庄内郎徒奉送入寺常住米穀以下一切分與
供養是依當寺前住也全不可背理矣

と、嗚呼、狡兎死して走狗煮らるゝの思ひてはないか、斯く辨祖の讃歎ある介祖、斯く
檀越の保護ある介祖、斯く一山に大功ある介祖、演和尚の爲めには懷鑑和尚及び永
祖の下にありて受業法眷たりし昔より、辨祖の下に於て嗣承法眷たる後ちに至る

ること素より
理義明白であ
るこの理義明
白のものに對
して兩師の肉
猶坂かなる中
早くも三代相
論を醸したる
は演師の餘黨
が介祖の眞に
加へたる最後
の復讐的侮辱
である

執着心深くし
て熱誠に富み
たる盤祖が本
師の不遇に同
情せる後半生
の奮闘振りを
見よ

まで、法兄たり、先住たり、普宿たる介祖に對して、その自己の隨徒等と共に首尾克く
山を逐出したるを、辨祖の遺訓を楯とせる辛き檀越の理解に依て、止むなく迎へ還
らしめたるも、一旦鋒を争ひたる胸中の鬱勃は素より解くべくもない、介祖の滅後
僅かに八年、演和尚の滅後僅かに三年にして起りたる永平寺の三代相論は、この時
既に萌芽を生じてゐたのである、是れ介祖が懐かしき志比の山を背にして、七十餘
の老軀、涙を揮ひつゝ、まだ年端も行かぬ愛子盤祖を伴ひて、舊弟澄海が好意を幸に
大乘寺の請に赴かれたる哀史の真相なるものである、しかし人を咀へば穴二つの
喩へがある、時運の回轉は番に塞翁が馬のみてはない、勢ひの爲めに餘義なくせら
れて山を下りたる介祖は、唯だ一人の盤祖を得たるが故に宗門の今日あるを見て、
大乘寺は端なくもその發祥の地と爲つた、之を逐ひたる演和尚は、宗派圖上に一人
の後を承くべき者なくして、その權力争奪の標的たる永平寺は、空しく寂圓派の手
に歸した、從上祖師分上の人の心事も茲に至つて眞に弔すべきではないか
斯く云へばとて、予は強ちに演和尚のみを惡様に批判する者ではない、介祖にも亦
その過の一半は之を擔はねばならぬ所がある、何となれば前述永祖が介祖に對す
る親訓中にも、但汝無老婆心との一言即ち是れてある、介祖は實にその行持堅實に

に榮母堂を造られたるを引證してその情義に薄きことの反證と爲すやば知らざれども人情の機微は斯かる所淺なる見を以て一端に論決すべきものではない

大乘寺の尊き所以は何れにあるか
相樹林一に松
森林と云ふ

して、經營の資に富めることは絶倫なれども、その同門の情義に對しては稍や薄き所ありたるものと見える。故に永祖は「是、自然可調汝勿遺忘」と推して垂訓せられたのである。情義に薄き人にして却て偉勳の赫々を以てする、喬木風多きことを知らば、演和尚及びその與黨が之に向つて反抗するは自然の勢ひであらう。加ふるに演和尚はその主張頗る嚴整の人である。畢竟介祖の演師に於けるは、鐵と鐵とが相觸れたる硬度の試験に落第したるものに過ぎぬ。

大乘寺の尊き所以は何れにあるか、大乘寺は何故に獨立せしか、前の建長劉室和尚（諱は宗安）は鷹峯廣錄に序して「隣、次永平、中立諸嶽」と云つてある。僅々たる一句八字である。高く永平に隣次して廣く諸嶽に中立し得るもの、當時全國二萬の大小寺院中、一の大乘寺を除いて、この性質資格を具備したるものあるを見ない。大乘寺は永總兩寺の外、第一位を以て推すべき寺である。大乘寺が開闢以來宗門に獨立せし所以も之に依て分るであらう。

大乘寺の獨立期間には如何なる歴史を閱せしか、同寺は素と同國野々市なる押野庄に開かれ、貞和の二年富樫家善の敷地莊田寄附に依て四至分限の地を定められ、

せしか

最初大乘寺の開かれたる野々市の舊蹟は今桑原系委の田と化してその址の探るべきものすらないことは元祿の昔中師が作られたる化建大乘寺序に徴しても分かる
大乘寺の世系史研究

爾後觀應二年足利尊氏の祈願寺と爲りしより、世々足利家の教書、制札、寄附狀を得て、寺門大に興隆せしも、明徳四年既に兵火の爲めに焼かれて、一山の殿堂擧げて焦土と化したるの、後ち一旦今の金澤市中なる俗に謂ゆる大乘寺坂に移りて、慶長元和の頃には於ては衰弊殊に甚だしかりしを、寛永年中加賀の重臣本多房州檀度と爲りて年々多大なる齋料を寄附し、更に元祿年中に至つて、領主より今の寺地山の地を賜りて一山の壯觀稍や舊に復し、魚版鐘鼓響き新たにして謂ゆる規矩大乘の面目を發揮することに爲つた。故に正應の開創より元祿の重興に至るまで首尾四百年の間に、三たび地を替へ、幾度か觀を改めて、今の大乘寺と爲つたのである。而してその佛殿、僧房、厨庫、經藏等みな是れ元山以後明州、密山、白龍諸師の代に至りて稍く整備したること、寺志及び元山錄等に照して明かである。

茲に於て予は些か大乘寺の世系に就て、史的研究としてその思ふ所を述べんに、世の歴史に暗き者は、或は大乗寺の世系を以て、今の世に唱ふるが如く

開山徹通義介 二世瑩山紹瑾 三世明峯素哲 四世珠巖道珍 五世徹山旨廓
等總て最初より珠巖系の明峰派を以て紹續興隆し來りたるが如く認解する者も
あらんが、これは宗史上頗る幼稚の見である。瑩祖が大乗寺を退かれしは應長元年

傳燈寺は現に加州城外一里の山間なる長屋谷にある廢寺も密ならざる無住寺にて今は臨濟宗妙心寺末と爲つておる予先年命を承けて親くその境を探りたるに階るに人なく坐するに塵なき悲慘なる小破屋に入り開山佛林慧日禪師が曆應二年勅額所として開創せる一派本山の面影を見て低回去るに忍びざる思ひをしたことがあ

の頃にして明峰禪師が大乘寺に住山せられしは曆應の初めの頃である、乃ち明祖が永光寺住職の後ちなることは、聯燈錄にも共に之を明記して、この間に二十六年の空虛がある、この空虛は即ち法燈國師の法嗣にして、瑩祖が參學の法弟なる、後の加州瑞應山傳燈寺開山恭翁運良和尚に依て充填せらるべきものにして、運良和尚は實に大乘三世の祖位に當るべき人たることは延寶傳燈錄中にも恭翁の傳を系けて

加州大乘缺主瑩山和尚招師恭翁住持付以自筆碧巖集樓欄拂子應量器乘中有、嫉之者觸以遠境師性急率持錫勇退寓白山下真光寺時衆僧多染痘疫師責土地神、現不能加護投之於河不日疫熄覺圓居士建傳燈寺延師爲開山始祖、

とあるに見ても、大乘寺に於ける瑩祖の後席は乃ち臨濟宗の恭翁和尚なることは、少しく宗史に通ずる者の齊しく知る所にして、敢て疑ふべき餘地がない、隨てこの時代中には、瑩祖の門徒中に、未だ大乘の師席を繼ぐに足るべき人のなかつたことも乃ち分かる、更に轉じて洞谷記を窺へば瑩祖が元亨三年十月九日の置文中に、大乘寺者先師開法之加州第一之貴寺也門徒中可住持遺跡也今暫雖不如意僧止住管領開山素意當家興法爲望檀那存正理時者門徒中尊宿可住持興行是又永平

一二三代之靈骨安置所也門徒中可再興勸行寺院也門派可存此旨

と示されてある、大乘寺側に於ける衆徒の嫉みは勿論のこと、瑩祖も最初は未だ人境相應の法嗣なきまゝ、且らく補住の意味を以て恭翁和尚を引かれしも、之を不如意の僧として爾後の再興を望まれし上は、この時恭翁和尚の大乘寺に於ける座席は既に冷却し去つたのである、性急にして果敢なる恭翁、何條この針の席に居らるべき一錫飄然、暫くは去て白山下に隠れしも、幾干もなく長屋谷の一隅に彼の傳燈の巨刹を現出して、昨日の疾視反目に酬ひたのである、然らば大乘聯芳志に於ける恭翁和尚の地位は果して如何に爲りたるかと云ふに流石にその跡を味ましてはない、又恭翁のみならず、無漏、松岸、祖舜、敬翁の四師も亦前住として、乃ち左の如く排列してある、

開山徹通義介和尚 (注記今略之)

二代瑩山紹瑾和尚 (注記今略之)

三代明峰素哲和尚 (注記今略之)

前住恭翁運良和尚

羽州人臨濟宗嗣法由良法燈管住本山後開山越之興化兜率曆應四年八月十二日寂壽七十五塔曰大光隆佛慧後小松帝加設佛林慧日禪師法嗣一人桂巖獨芳出扶桑僧寶傳

大乘寺に於ける恭翁以下の前住牌

大乘寺にては世牌の順を逐ひたるものも共に前住と稱してある是れ史的考證の上に於て頗る意義の存するところである

大乘寺も古昔は變則なる一の輪住地である

前住無漏素崇和尚

嗣法明峰、明峰寂後來、請住本山、出明峰、喪記

前住松岸旨淵和尚

加州人、嗣法明峰、哲始、董永天及光禪、住本山、後開山、能之光恩、無幾又遷、永光貞治二年六月五日寂、中略、出淨住古記

世前住珠巖道珍和尚

(注記今略之)

前住祖舜和尚

嗣法明峰、哲

前住敬翁祖欽和尚

嗣法不借位、住本山、事出、洞谷日記、不借明峰、嗣也

五世前住徹山旨廓和尚以下は世に知られたる如くにして、右注記を加へたる分に限る、その世牌より除かれたるものである、而して恭翁、明峰の二師を列記するにその順次を顛倒せるは餘義なきこととして、恭翁の注記に黃檗高泉性激の扶桑僧寶傳を引用せる所より見れば、この聯芳志は享保十五六年以後に白龍和尚の重録に係りたることは勿論、その本と雖も延寶以前のものにあらずことが分かる

茲に於て予が一の疑問を起せるは、洞谷住山記の中に於て、前記祖舜和尚は大乘寺三十世にして、永光寺七十九世謙叟慶益はその孫なることを知り、また永光寺百二十四世南溟惠的是大乘寺の七十五世なるを知り、また予は或る史的考證の下に明

大乘寺時代の抹殺

是全和尚は號を版饒と云ひ元祿元年龍驤寺より昇住せる應安萬國禪師である

徳二年には祖了和尚大乘寺に住し、永和以前には明峰二十六資の一なる宗鑑和尚も亦大乘寺に住したることを認む、之に依て見るときは大乘寺は古昔一の輪住地たることを立證し得ると共に大乘寺自身が謂ゆる大乘寺一派の僧侶が當寺に就て出世轉位したりと云ふの形跡も、亦微かに認め得ざるにはあらずるも、如何せん出世轉衣を執行すべき給旨の下降もあざれば、毫も之を立證するに途なきは是非もなければ、後世大乘寺に住持たりし者が、寺法人法一系本義の宗法に制裁せられてその珠巖下の世系を純一にする爲め、この歴史上に大切なる多くの世代を抹殺したるは、實に惜むべき次第である

尤も古來宗門にて世代を左右したるものは、その數決して少なくはない、永平寺の如ききも乃ちその一である、そは藏くすまでもなく、大乘寺己山和尚は永平寺見全和尚に書を寄せて左の如く云つてある

陳者、本山第三代祖位三百八十年來、稜稜兩端無所適從、而今禪師快揮、雄斷活手、直剪枝葉、間論遂以介和尚爲第三代、以演和尚爲第四代、新設牌位、而令諸方知洞上祖代有次序、嗚呼有大人而決大事、實宗門大幸、誰敢問然云々

是れ當然のことと雖も、自ら大乘寺に住してその開祖が三代相論の餘殃を受けた

或る一面の考證に依れば越中の立川寺美濃の妙應寺なども古昔輪住地たりしを後世世代を變更し世牌を抹殺したる痕が見える

董元和尙は號を天海と云ひ明和五年龍穩寺より昇住せる金毛全威禪師である

玄透和尙は號

る後を繼げる正師の喜びとしては實に察すべきである。予は正師がこの書を寄せられしは元祿の二年、晃全和尙が永平の叢規を興さんとして諸師に謀りしに、正師等之に左祖し、會下の十餘柄を永平寺に登らしめて、その業を補佐せしめたる。同時に之を呈せしものと思ふ、然らばこの時よりして永平寺の世系たる從來五世たりし曇希和尙は六世と爲り、六世たりし以一和尙は七世と爲りて、以下順次に一代づゝを繰下げたるものならんと思へる者もあらんが、こは大なる謬りにして、晃全和尙は三代四代の牌は改めしも以下の世代はその儘に据置きたるものである。然る所以は晃全和尙が世系更改の目的は單に介演兩祖を共に前住と稱せしめたる。模稜なる鎌倉幕府の裁定を改むるに止まりて、未だその他の世代を異動するの要を認めなかつたのである。然るに是れより更に八十餘年を下りて、明和五年の頃、董元和尙また龍穩寺より入りて永平寺の主席を董せるに際し、住職列名の次序を糾すに、晃全和尙の改革は毫も知らざるものゝ如く依然として、義介、義演兩祖を前住とし、義雲禪師を單に中興として、世代の序を逐はず、五世曇希六世以一等と次第してある。是れ大にその理由の存することである。然るにこれより三十年を下りて、寛政十年に至り、玄透和尙また、改永平寺世牌記を作り、建誓記に曇希和尙が永祖所述

を即中と云ひ寛政七年是れまた龍穩寺より昇住せる洞宗宏振禪師である

この二様の歴代諸位列名は予が的確明瞭なる考證を基礎としたるものなれば何れにも反證反駁のあるべき筈はない。あればその方が偽造である。所作である。永平寺鐘銘に當寺五世義雲とあり位牌に

の興聖寺僧堂募縁疏の奥書あるを引用して、永平六世曇希和尙と記せるを立證し、また寶慶寺の碑陰にも、本山第六世と刻せるを引例し、之が助證として、永平寺の鐘銘に當山第五代住持義雲とあるを引き來りて、永平寺にては従本以來義雲は五世曇希は六世なること疑ふべからざるものなるを、何れの時代よりか中興義雲の上にあるべき五世の二字を脱し去つて、歴代の位次を謬亂せしめたるは憾むべきである。と云つて、茲に世系の改革を行ふたのである。依て予は今董元、玄透兩師の代に作製せる世代の列次を對照して、茲に之を示すことにする

永平歴代諸位列名(明和度董師代)

永平歴代諸位列名(寛文度透師代)

當山開闢勅特賜佛法禪師 道元大和尙	當山開闢	高祖道元大和尙禪師
當山傳法二世	孤雲懷辨大和尙	當山傳法二世
當山前住	徹通義介 和尙	當山傳法三世
當山前住	義演 和尙	當山傳法四世
寶慶開山	寂圓 和尙	當山傳法五世中興
當山中興	義雲 和尙	當山傳法六世
當山傳法五世	曇希 和尙	曇希大和尙

は傳法五世曇
希とありて五
世二人あるの
考證は第十九
章なる元祿十
六年妙高庵央
山和尚の書簡
を参照せよ

當山傳法六世	以一	和尙
當山傳法七世	喜純	和尙
當山傳法八世	宗吾	和尙
當山傳法九世	永智	和尙
當山傳法十世	祖機	和尙
當山傳法十一世	了鑑	和尙
當山傳法十二世	建綱	和尙
當山傳法十三世	建撕	和尙
當山傳法十四世	光周	和尙
當山傳法十五世	宗縁	和尙
當山傳法十六世	以貫	和尙
當山傳法十七世	祚棟	和尙
當山傳法十八世	祚玖	和尙
當山傳法十九世	門鶴	和尙
當山傳法二十世	智大通禪師宗奕	和尙

當山傳法七世	以一大	和尙
當山傳法八世	喜純大	和尙
當山傳法九世	宗吾大	和尙
當山傳法十世	永智大	和尙
當山傳法十一世	祖機大	和尙
當山傳法十二世	了鑑大	和尙
當山傳法十三世	建綱大	和尙
當山傳法十四世	建撕大	和尙
當山傳法十五世	光周大	和尙
當山傳法十六世	宗縁大	和尙
當山傳法十七世	以貫大	和尙
當山傳法十八世	祚棟大	和尙
當山傳法十九世	祚玖大	和尙
當山傳法二十世	門鶴大	和尙
當山傳法二十一世	智大通禪師宗奕大	和尙

一本三十六世
以前は傳法で
ある三十七世
以後は重授で
あるこの傳法
と重授との區
別に着眼する
の必要がある

略年譜には三
世徹通とあり
て四世義演と
なく隨て義介
を前任とせざ
るは和や異る
所がある

(中略)

當山傳法三十六世 本然禪師天梁 和尙
當山重授三十七世 清了禪師嚴柳 和尙

(下略)

(中略)

當山傳法三十七世 本然禪師天梁大和尙
當山重授三十八世 清了禪師嚴柳大和尙

(下略)

この明和度の列名は公儀なる寺社奉行の尋問に就て、董元和尙が勸修寺殿並に道正庵に在りたる舊譜等をも校覈して作りたる、當時としては先づ謂れつきの正確なるものである、而して之と同一なる一本は今現に武州龍穩寺にも秘藏してある、猶上州雙林寺に秘藏せる「曆代略年譜」にも「四世中興義雲、五世曇希六世以一等と次第して明和本と同一に爲つてある、又予が調査せる古き三種の宗派圖にも、何れもみな四世義雲、五世曇希六世以一等の順序に爲つてある、殊に玄透和尙が六世曇希説を立證せる建撕記中にすら、面山師は建撕和尙を十三世と記述して、本文と補注とが兩立せぬことに爲つてある、何れにしても曇希五世、以一六世を標準として、その前後を次第するは、當時に於ける通説と云つて差支がない

予は永平寺の世代を左右し、上下したる歴史に就ては、毫も批判を加ふるものでもなく、また批判を加ふるの必要もない、しかしながら、その玄透和尙が世代更改の理

單に嗣承史上の傳法と世系は史學の上は於てその意義が違ふのである

傳法と重授と法斷との三つの術語に注意せよ

永平寺にてはまた二世懷辨三世寂圓四世義雲五世曇希と次第せし時代もある之に關しては現に慧持寺に寛文年間に於ける舊記があるまた寛政四年永平寺直末なる熱田の全隆寺よりその録所たる尾州の正

由に於ては、その史的見地の頗る低くして、その研究の頗る膚淺なるに就て、些か辯じておく必要がある、何となれば、玄透和尚は當時の世系史上に於て傳法と云ふことの意義を解釋し能はざるものと見える、重授と云ふことが當時に於ける一の術語であると同じく、傳法と云ふことも亦一の術語である、それにまた法斷と云ふの術語もある、寶曆年間にて彼の遠州則心寺の法斷事件と云ふ公儀の吟味までも煩はしたる名高い出入がそれである、重授とは云ふまでもなく元祿の一師印證以後に於ける伽藍法相續のことを指すので、傳法、世系上のとはその以前に於ける寺法人法一系時代の相續の意義を云ひ表はすべき用語である、この一定の意義、用語を了解して董元和尙の世代列次を研究すれば、簡明直截にして一點の疑義を挟むべき餘隙がない、董師が會て永平寺に住山せしことなきは明かなる寶慶開山寂圓禪師を引き來て中興義雲の前に系けたるは、果して何の意義であらうか、義雲禪師を以て單に當山中興として、その世系の數に入れざるも頗る苦心の痕が見えてゐる、義雲、曇希、以一、喜純以下諸師は、義介、義演二師の法孫にあらざるが故に、二世、拜祖と義雲禪師との間に寂圓禪師を請し來るにあらざれば、謂ゆる法斷の姿と爲つて、専ら、開山法を相承すると云ふ寺法人法一系本義の根本基礎が破壊されるゝことに

眼寺へ差出したる文書にも右の如く次第し三世寂圓と明記してある是れ永平寺が單に寂圓派を以て相承すべき寺として寺法人法一系本義の旨趣を守れること大衆寺が多く、世代を排除して單に珠巖派に依て相承せる寺と爲したると同一筆法である

なる、董師が企てたる世代列次は彼の三代相論の餘波を受けたる介演二師の世系論には且らく要はない、唯だこの寂圓派の世系を尊びて特に傳法の二字を冠したるは、その用意のほどを察すべきである、然るに獨り寂圓禪師にのみこの二字を冠せざりしは、流石にも一日の住山もなき史實の明瞭を如何ともする能はざるを以て、之を缺きたるものである、然るに玄透師に至りては、漫然として介演二師の上にも亦傳法の二字を冠し、殊更に圓師を除却して義雲以下總て傳法の二字を附したるに於ては、義演、義雲二師ともに院に因て師を易へしか、義雲禪師は拜祖法斷の後ちを承けて虚偽に開山法の相承を標示せしか、二者その一を免れざることになる、是れ透師が様に依て胡蘆を書いて、世系上の傳法と云へる意義を没却せる無識の謗りを免れざる所以である、然るに若しこの傳法なる文字は斯かる史的意義を有するものにあらずして、單に何れの人よりもせよ、今日に於ける僧侶が傳法以上と云へるが如き、唯だ履歷的の用語に過ぎずと曲解する癡漢あらば、予はこの輩に向て云はふと思ふ、未だ傳法せずして本山に住職すべき謂れもなく、之と並べて重授など云ふ術語を冠するの要もなく、また當山傳法など態々斷はるの要もない、畢竟するに傳法重授ともに無意義の閑文字であると

永光寺の獨立
永光寺は何に
依て開かれた
るか

海野三郎信直
に關する謬見

第四章 宗門に獨立せし能登の永光寺

洞谷山五老峰永光護國禪寺は何に依て開かれたるか、是れは又あまりに平凡なる問題である、永光寺の開かれたる由縁を問ふは、永平寺總持寺の開かれたる由縁を問ふと幾許の差ひもない、故に他日嶽山史中に於て相關史として具體せるものを示すや否やは別問題とし、予は今一切之を述べぬことにする、然るに茲に些か辯じておくべきことがある、それは永光寺開基なる能州中河の地頭酒匂八郎頼親の女平氏、法號默譜祖忍大姉の夫、滋野信直法號妙淨のことである、信直には海野三郎の冒稱あるを謬解して、動もすれば滋野信直と海野三郎とは別人の如く思へる者のあること、現に近頃出版せる某書にも、海野三郎既び滋野信直の二人と共になど書いてある、若し之に従へば海野三郎は頼親の女平氏の配にして滋野信直は餘人と爲る、滋野信直即ち海野三郎は素と信濃國滋野の住人にて今の信州松代の舊藩主眞田家と祖先を同うし、清和天皇第四の皇子貞秀親王の裔に係り、信州に在ては海野小太郎幸恒の末なるを以て海野三郎と稱し、貞秀親王を一に滋野親王と稱するに依り、茲に滋野を冒して海野三郎、滋野信直と併稱したるものである、故に洞谷記

中にも元享元年十一月二日の條下に、本願主海野三郎國住信濃、信直受興有、法名妙淨とあり、また永光寺古文書中なる文保元年三月二十三日鎌倉殿の下知狀にも「酒匂八郎頼親女子平氏海野三郎信直妻」とあるを以て立證するに足る、依て茲にこのことのみを辯じておく

永光寺の尊き
所以は何れに
あるか

予は本論に述
ぶる以外に於
て更に永光寺
の尊き所以を
認むるものと
ある
五老峰と永光
寺

五老峰の第一
祖

永光寺の尊き所以は何れにあるか、永光寺は何故に獨立せしか、永光寺は瑩祖の開山所として六百年來聯綿相承の尊き寺なるは云ふまでもない、されど瑩祖の開山所は現に淨住寺もある、唯だ瑩祖の開山所なりと云ふを以ては、その尊き次第に於て要領を缺く所がある、永光寺の尊き所以は後醍醐、後村上、光明、後土御門、四朝天皇の御由緒あるに依るか、是れは最も尊き所以である、されど遺憾ながら既に歴史上の尊きとさとなつて了つた、永光寺の尊き所は五老峰あるに依るか、五老峰あるは永光寺の他に勝れたる尊きことの一にして、その門下の者の苟かに誇りとする所である、日本全國宗門に在て、本山と云はず、末派と云はず、總ての寺院を通じて天童淨祖を以て第一祖と爲し、永平元祖を以て第二祖とし、辨介兩祖を以て第三祖及び第四祖として、瑩祖自らを第五祖の位に擬してその祖位を次第し、茲に五老の塔廟を築かれたるは、永光寺の尊き所以を説明せる活ける歴史と云ふべきである、直にそ

の源流を天童にまで溯りて、永平を第二祖とせる瑩祖の胸中には、果して如何なる懐抱があつたであらうか、今その瑩祖が永光寺盡未來際置文の前半を拜讀するに能州酒井保洞谷山者平氏酒勾八郎頼親嫡女法名祖忍清淨寄進之淨處故紹瑾爲一生偃息之安樂地來際爲瑩山遺身安置之塔所是以自身嗣書先師介祖嗣書師翁(葬祖)血書會祖永祖靈骨高祖淨祖語錄安置當山之奥頭而名此峰稱五老峰然者當山之住持者五老之塔主也瑩山門徒中守嗣法次第可住持興行其故者山僧遺跡諸山之内可崇重遺跡也嗣法人可住持興行縱雖嗣法人斷絕門徒小師中評定和平而須住持興隆者何他門必之不可崇敬五老故也依之盡未來際瑩山嗣法小師剃頭小師參學小師受具受戒出家在家諸門弟等一味同心以當山爲一大事偏奉崇敬五老峰專可興行門風是則瑩山盡未來際之本望也(下略)

と、この反復丁寧なる遺訓は、實に永光寺の生命である、永光寺の尊き所以は實に茲にあるであらう、何れの人にも意に適ふたる住所はある、意に適ふたる處を以て身の捨場處としたいは、聖賢も凡夫も同じ人情の常である、永祖が越の山奥を慕はれしも人情の機微の一端が漏れてある、永光寺は瑩祖が意に適ふたる住處であつた、眞に遺身舍利の道場である、この點より觀察すれば總持寺は遺憾ながら一の分骨

所に過ぎない、故に永光寺の長所はこの五老峯にある、然れども、予を以て之を觀るに永光寺の長所が此處にあると共に短所も亦此處に存することである、何となれば或る一輩の徒はこの置文萬能主義を以て、之があるが爲めに永光寺は總持寺よりも尊く、永光寺は若し世が世ならば總持寺よりも一段高き本山なるが如く、謬解することである、然れども予が之に反對するその理由は二つある、先づその一は年代のことである、瑩祖がこの置文を定められしはその末文にもある如く、元應元年十二月八日にして、永光寺開創後七年なれば他の淨住寺、光孝寺を含まれたるは勿論なるも、總持寺開創前二年にして、今の總持寺の前身たる眞言宗諸嶽寺と瑩祖とは、まだ没交渉の時代である、故にこの置文に總持寺の包括せらるべき謂れなきは云ふまでもない、次にこの五老峯の設備は一の獨立せる貴き寺、即ち前文に論じたる無本寺と云ふに於て何等の差支あらざるも、一派に本山たらんにはその資格の要件が缺けてある、何となれば凡そ一宗一派に本山たらんには之に具有すべき資格要件は數種あれども、中に就て最も大切なる要件はその寺を開闢せる人自身が自らその開山たり、第一祖たることである、天下諸宗諸派の中に於て何れの本山としてか、その開創者自身が開山たり、第一祖たらざる寺があらうや、眞宗に七高僧を崇

五老峰に於ける祖位の排列

總持寺は古來
盤嶽兩尊制の
本山
大乘寺に於ける祖位の排列

日光の東照宮
は天下の公廟

總持寺の大祖
堂は古昔一に
方丈と稱し常
在靈山の煖皮
肉なる窟を

め、宗門の祖堂に達磨洞山百丈及び天童等の牌を入るゝは素より別種の意義である、永光寺に於て天童を第一祖として中央に安じ、その左肩に永平、義介の兩祖を安じ、その右肩に懷辨、盤山の兩祖を安じて、殊に中央最尊の意義を明かにし、盤祖を以て右肩の偏隅即ち五老の末位に配せるは、法系の次序に於て素より餘岐なしと云はゞ云へ、本山たるの資格は之を圈外に置きたるの組織である、總持寺は古來盤嶽兩尊制の本山なれども、盤祖が開山たり、第一祖たるの組織は毫も之を失はぬのである、大乘寺の聯芳堂は、月已兩師の時代に於てその祖位を排列せるに過ぎざれども、永祖、辨祖、介祖、盤祖、明祖、順次に右肩に流れたる中にも、自然に介祖中央最尊の意義を示してある、日光の本廟にても中央最尊の地位は云ふまでもなく、徳川家康を安じ、左肩に源頼朝を配し、右肩に豊臣秀吉を配せるは、是れ徳川一家の私廟にあらずして、自ら天下の公廟たるの意を示してある、故に永光寺に在ては、盤祖は自ら一隅に小さくなつて居らるゝの形ちが見える、眞宗の本山にもせよ、日蓮宗の本山にもせよ、親鸞なり、日蓮なり、何れも本堂よりも數層大なる祖師堂眞影堂を構へて、その中央に唯だ一體安置してある、總持寺の大祖堂制は前述二宗の祖師堂制と稍や肖たる所がある、法身不滅、常恒利濟の大道場はこの意義がなくてはならぬ、而して

示してある

永光寺獨立期
間の歴史

永光寺の獨立せし所以は、結局總持寺が一宗に本山たるの反撥力に依るに外ならぬものである

永光寺の獨立期間には如何なる歴史を閲せしか、盤祖在世のことは茲に之を云はぬ、元弘三年四月護良親王より御願成就の令旨を賜りたるを始めとして、同年八月には御願成就に依て若部保の地を御寄進の國宣あり、又建武二年四月には若部保の地頭職を仰付らるゝの國宣あり、同年九月には足利尊氏寺領知行の教書あり更に曆應二年十二月には光明院三重塔婆六十六基の一として修造勅願の院宣を賜り、同じく三年正月には佛舍利二粒の中一粒(一粒は東寺)の奉納あり、同じく三月には足利尊氏塔婆料の寄進あり、同じく六月には大藏大輔頼隆より地頭職の打渡しあり、下つて文明十一年に至つて御土御門天皇御祈願所の繪旨あり、更に足利三代鹿苑院義滿、同八代慈照院義政の寺領知行安堵の教書あるなど、一々擧げて算ぶるに遑ないほどである、斯くの如くして永光寺は一宗に由緒正しき名山たると共に、數十箇村の地頭職として當時に於ける大名の權威を兼ねたるものである、然るにこの永光寺の歴史に就て、一の注意すべき事柄は、應永五年八月十五日に明峰十二門派の連判狀あること、この連判狀なるものはその題目たる唯だ永光寺

永光寺の地頭
職
明峰の十二門
派

領なる若部保田地の中に於て、面積貳町ばかりのものを塔婆並に諸堂修理料として之を定むることに就て連判したるに過ぎざれども、之に依て當時に於ける歴史の真相の一端を知ることが出来る、謂ゆるその十二門派とは

無漏素崇門派 至玉在判 辨翁(忍性)門派 守忍在判 祖舜門派 祖空在判

玄慧法永門派 慧泉 珠巖道珍門派 宗興在判 古銘(宗鑑)門派 惠昭在判

玄路透玄門派 了惠在判 僧生(館開)門派 禪通在判 曉仁(道滿)門派 祖勝在判

不借玄位門派 祖傑在判 月菴(玳瑁)門派 松岸(旨淵)門派 龍泉在判

乃ち是れてある、而して明峰二十六嗣の中にも、祇陀大智、願成慧雲、月鑑、虛焯、懷徳宗、端龍、松素、溪朴也、熙淳、雪山、玄杲等の諸門派は之れに與つては、居らぬ、或は門派の將さに絶えなるとしたるものもあらう、或はこの時に參列し得なかつた者もあらう、當時に於て孤行寂寞なる無涯、壺庵の兩門派は且らく措き、永光寺中大雄菴の開基にして強大なる勢力を有せる我山門派は何故にこの連判に與からざりしか、是れ乃ち峨山、明峰兩派義絶事件の將さに火蓋を切らんとする際に於ける出來事である、予はこの修理料の題目に假託して暗に明峰派の團結を堅くするの血判狀ならんと思ふ、その子細は彼の名高き總持寺永光寺に於ける東堂位西堂位の爭論より

辨翁は大乗聯、芳志に辨翁と記してある

この連判のとき禪通和尚當住としてある

總持永光兩寺間に於ける東堂西堂論

明峰派我山派の義絶

洞谷住山記瑞巖の下に「赤坐具の節當山の維那坐具赤却の人口碑」なる注記がある

永光寺の塔頂四庵

起りたるもので、之が爲めに總持寺にては是より先き二十年永和四年十月二十三日の當住通幻、前住無端、大徹、實峰の諸祖及び佛陀、碩壽、永壽、惠祐、安祥、寛徹諸師が聯判狀を作りて洞谷山住院の時東堂たるのこと、落居なきに於ては住院すべからざることを定めてある、永光寺にはこの後ち明峰派我山派儀絶時管領島山方訴訟目安なるものがあつてその敗訴に全幅の怨みを呑んである、之に依て見るときは當時に於ける兩派が如何に不和にして、如何に互ひに烈しき鏑を削りたるか、分かる、尤も永光寺側より見るときは、大源禪師が永光寺に輪住せられしは應安四年にして、この時赤坐具を帯びられたるが抑もこの爭論の發端なるが如くなるも、その前年乃ち應安三年八月十三日五院列祖の聯判を以て、總持寺住番の位次を定められたれば、我祖滅後未だ四五年を出でずして最早や總持永光兩寺の不和は生じたのである、併しなからこの應安永和兩度の聯判狀を以て、直ちに永光寺の輪番を止められたものとは見えぬ、その以後に於ても無等、大徹、普濟、瑞巖、竺山、貝林、省山、天庵の諸師はみな我山派より出て、永光寺に輪住してゐられる、故に實際に兩寺義絶の行はれたるは島山管領裁許の後ちである

茲を以て最初は永光寺山内紹燈庵開基、明峰、新豐庵開基、無涯、大雄庵開基、峨山、寶鏡

永光寺が總持
寺に對する地
位

正法寺の獨立

正法寺は何に

庵開基壺庵以上四祖の兒孫を以て同心和合して五老の塔廟を護るべかりし永光寺も、その後の輪住は幾んど落奠の感に堪へぬことゝ爲つた、この故に爾來の永光寺輪住なるものは、明峰派の一部と多からざる壺庵派の全部を以てその大勢を左右し、之に峨山派としては無等、無際の少數なる兒孫を以てし、之を補ふに越中邊に於ける大徹派下の一部を以て寥しくもその獨立期間を支へ來りたるを見る、而して近古與力制の行はるゝまでは明峰派より總持寺に輪住したる者は未だ曾て一人もない、聯燈錄に明峰の資たる月鑑虛焯が總持寺に出世したるが如く書さしは、乃ち誤謬たるに過ぎぬ、總持住山記に月鑑を載せざるのみならず、當時峨山門下を以て丰標せる總持寺に於て斯かる竄入のあるべき筈がない、何にもせよ、永光寺が總持寺に對する地位は、興聖寺が永平寺に對する地位に比して、更に數等の上にあることは歴史上の事實として、之を没却してはならぬ

第五章 宗門に獨立せし陸奥の正法寺

正法寺は何に依て開かれたるか、この問題は少しくその梗概を論述するの要がある、何となれば、宗門に在て大乘寺、永光寺、大慈寺、興聖寺を知らぬ者は一人もなく、永

底祖一寺造立の起願は康永四年五月二十一日にして正法寺にはその起願文の眞筆を藏してゐる江刺郡當時の文書には賸澤郡とあるしかしながら賸澤は隣郡にして江刺郡の舊稱ではない或はその後郡境に變更ありしか未だ之を詳か

澤寺、最乗寺、妙嚴寺、可睡齋を知らぬ者は一人もなく、遙かに下つて西に長崎の暗臺寺あり、東に大山の善寶寺あることを知らぬ者さへ一人もなからう、然れども、正法寺を知る者は唯だ僅かに東北地方の人、若くは少しく宗門の歴史に通曉せる人のみの様に思はれる、是れ何に依て然るか、日月が歴史を腐蝕するの力強きに依るは勿論ながらその開山の支派比較的低きこと、その所在地の比較的僻することなど、多く人に知られざる主なる原因であらう、然るにその獨立期間に於て正法寺の如く的確明瞭に一派獨立本山たるの資格體面を具備したるものは、當時の末派二萬箇寺中、曾て他に一箇寺も見ないのである、大乘寺も、永光寺も、大慈寺も、獨立無本寺としては何人も異議なけれども、一派本山としての史的徵證は乃ち之を缺いてゐる、抑も正法寺は總持寺二祖峨山禪師二十五哲中の上足無底良韶禪師が二十二歳の中年を以て始めて明峰禪師に依て出家學道し、二十九歳にして峨祖に依て入室傳法し、三十一歳にして一寺造立の祈願を起し、貞和四年四月五日、三十四歳にして熊野權現の靈夢に感じて、奥州江刺郡黒石なる今の正法寺の境に入り、その地の領主黒石越後守正端父子及び長部近江守清秀の歸崇を得て、多くの山林田莊を寄附せられ、茲に始めて正法寺を開かれたのである、正法寺開創の由來は斯く比較的平

にしない
正法寺の尊き
所以は何れに
あるか

無底一派の本
山たる史的徴
證

無底禪師の機
鋒超絶

凡てある、是れ以外には何事もない

大梅拈華山圓通正法寺の尊き所以は何れにあるか、正法寺は何故に獨立せしか、正法寺の尊き所以、正法寺の獨立せし所以に就ては、原因と結果と、各二つある、先づ第一は觀應元年五月六日、崇光天皇より奥羽二州僧錄扶桑曹洞第三本寺たるに依り、紫衣着用兩國出世道場たるの繪旨を賜りたる、康安二年正月十一日、總持寺二祖より末代に至るまで奥羽兩國曹洞の本寺たるべき置狀を附せられたるに基くことは勿論である、この繪旨の御文と云ひ、この置狀の旨趣と云ひ、併せて以て無底一派の本山たるの史的徴證は頗る明確である、しかしながら、これはその結果である、その原因たる底祖は峨祖の上足なるが上に、明祖よりの譲り弟子たるの形ちあること、底祖が永光寺開基家の一族にして明峨兩祖の特殊なる愛遇を受けたること、この二つの原因は機鋒超絶なる底祖が總持五院の列に班せずして、遠く東奥僻遠の地に入て獨自開教の任に當られたる所以である、底祖が機鋒超絶とは何ぞ、その自書贊に云ふてある、從門入者、不家珍、虛而靈々無位人、莫錯毫端、得點出那邊、退步與他新、なんと師翁瑩祖生寫してはないか、また正法寺開闢の翌年、即ち貞和五年正月元日、底祖自ら山號寺號を定めらるゝ文の中に、この前文に瑩祖法衣相傳の靈夢の

茲に抜抄せる
この山號寺號
親撰の靈夢記
は一字一句を
誤らず現に正
法寺に秘藏せ
る底祖瑩筆の
まゝである

正法寺の寺號
と山號

記がある

シハラクアリテ又靈夢ヲカムズ、イツクトモ處ハシラ^入山アリ、吾コノ寺山ニア
タカニタリ、ミレバ梅花彼山ニサカリナリ、一本モザウ木ナシ、木ノカズイクラト
シラズ、深雪ノ萬山ヲウツムガコトシ、花ノ色サカムニイロヨカナル事、畫ガクト
モフデヲヒガタシ、某甲梅花山ヲミテヲモウ、ツチノ梅ノ花トイ、ツベキニアラ
ズ、サキコメタルスガタ櫻ニニタケリトカムジ、又思、花ノ中ニハ梅第一ナリケリ
ト、フカク心ニカムジヲモウトキ、嵐シホロヘズ、梅花ヲフキテクタル、イ香某甲
ガ鼻孔ニイル、スベテカムジテ大ニ歡喜ス、第三度マデ嵐吹キタル梅香、某甲ガ鼻
孔ニ入ル、大ニカムジナガク夢サム、マコトニ永平先祖ノ大唐大梅山護聖寺ノ且
過ニテ感得ノ夢ノ記ト相應スト不疑ナリ、始ハ我コノ山號ヲ拈花ト云、コレヨリ
大梅トソヘテ、大梅拈花山ト號ス、寺號本ハ正法寺ト云、圓通トソヘテ圓通正法寺
ト號ス、子孫連綿シ永劫不退ナラム事、マコトニ分明ニ識得ス、謹記、永平開山ノ御
ツゲナル物ナリ、子孫一人ニアラズハミスベカラズ……

貞和五年己丑正月一日夜寅冠中バナリ明テコレヲ記ス 良詔華押

この拈華山正法寺の號は、その前年即ち正法寺開闢の年、八月二十二日の親撰に係

るもので、この山號寺號が直に靈山一會の正法を拈華微笑の下に大迦葉に付囑し了るの意義を寓して、底祖自ら總持一會の長嫡たるを以て任じ、又この親筆の靈夢記を以て拈華山の風致自ら大梅に似たると、貞和二年五月十三日、底祖總持の會に在て堂前の版聲を聞て豁然として契悟し、直に籌室に趨つて良韶與觀音大士同圓通とある機縁に因み、正法寺の本尊に普門薩埵を安置して、この大梅圓通の四字を加へられたること、その山號寺號親撰の由來すら尋常ならざることが分かる。次に底祖が永光寺開基家の一族にして特に重きを爲せる次第は、左の系譜に照して之を證することが出来る。



即ち底祖は能州酒井の本主十郎章長五世の孫性韶大姉の出なるが故に姻戚に屬

すと雖もにして永光寺開基祖忍大姉の從兄の孫に當る、而して阿兄淨韶は峨祖二十五哲中の第四位に坐し、底祖はその第一位に居る、當時に在て瑩祖がこの開基家殊に本願檀那の母儀たる酒勾八郎の後室性禪大姉を、無二信心當寺僧食の大檀越として、大切に禮遇せられたることは、實に非常なるものにて、その次第は瑩祖が正中二年七月十八日に於ける、當山條々盡未來際可勤行事の置文及び元亨三年十月九日定置の文を拜覽しても分かる、且つ現に總持寺に秘藏せる瑩祖眞筆の「性禪大姉」の偶に「非思量處入頭來三解脱門一等開不事不心不是佛古今超越幾千廻」とあるに照しても、その道誼の一斑を窺ふことが出来る、斯く性禪、祖忍兩尼公を遠縁の叔母に持ち、酒井家の孫として出家せる無底禪師が、總持永光の間に在て、多くの法眷門徒中に交り居らるゝは、餘人の爲めに些か眼の上の瘤ではなからうか、予は彼の寒巖尹祖が當時法眷門徒中に於て、兎角何れも疎遠の傾きあり、隨て大切なる嗣承の事すら、六百年來幾多模稜の或說中に埋没して歸着するところなきは、その生緣の尊貴なる邊より多少餘人に憚られたるの影響ならずやと思ふ、尹祖が歸朝の後ち敢て父祖の道場邊に近づきて補佐の勞を執らんとせし形跡もなく、遙かに鎮西の邊陲なる如來寺、極樂寺等に在て、終に大慈寺を開けると、底祖が自ら東奥の僻

正法寺の獨立
期間には何如
なる歴史を問
せしか

遠に遁れて正法寺を開けるとは、その徑路の上に於て似たる所はあらざるか、予は決して底祖の生縁を以て尹祖の生縁に比するが如き不倫を顧みぬ者ではない、されど人情の自然と目前に酒井、中河、三階、滋野諸豪の家柄を控へたるは、餘人に憚らるゝ邊に於て、異曲同調の點あることと思ふ、故に底祖自身に於ては、草昧の領土に向て單身化門を開くの快あるも、而かもその法眷門徒の側より觀れば、總領の子息に僻遠なる奥羽二州の領地を割きて體よく分家せしめたるの思ひがあるてはなからうか

正法寺の獨立期間には如何なる歴史を問せしか、その二祖月泉再嗣説の如き、その輪住世系上に係る論議の如きは、之を別章なる一師印證及び輪住のことを論ずるの下に於て述ぶることとし、茲にはその他のことに就て論述せんに、正法寺の史料は比較的具備せるものありて、一々その辯を盡さんは容易の業にあらざるが上に、紙幅の容さざる點あれば、今大要を左の四段に分ちて之を辯ずることとする

- 一 繪旨下降のこと
- 二 月泉道叟兩門派に係ること
- 三 續燈庵僧錄に係ること

繪旨の下降

四 總持寺相關のこと

始めに繪旨下降のことに就ては、前述觀應元年に於ける繪旨下降の後、九十一年を経て嘉吉元年五月七日、後花園天皇より日本曹洞第三の本寺たるが故に、出羽陸奥兩國諸末寺出世道場に定めらるゝの繪旨を賜る、その後寛正三年、永正六年の兩度にも繪旨の下降ありたるが如く古記に見ゆるも、その本文の如何すら分明せざれば、予は之を證として何等の論をも爲し得ざるのみならず、寛正の元年も同じく後花園帝の治世なれば、同一の天子より兩度の繪旨ありとも覺えず、是れ何等かの訛傳にあらざるかと考ふ、また享祿四年百二十二世嶺休良然上洛して賜號繪旨を蒙りたることも記せど、その賜號の何たるやも考證するの途がない

月泉道叟の兩
門派
補陀寺と月泉
再嗣説
無等良雄と藤
原藤房

次に月泉道叟兩門下に係ることに就ては、先づ泉祖の側より云はん、正法寺に於ては、泉祖は底祖の拜塔資なれば、法系上、峩山紹碩、無底良韶、月泉良印と次第すべきは勿論にして、その子細は詳さに別章に論ずることとする、然るに、泉祖を開山とせる秋田の補陀寺に在ては、この月泉再嗣説を否定するが如く、兩者の説相容れぬ所がある、また補陀寺にては、泉祖四十三資中の一なる無等良雄を藤原藤房の後身なりと云へど、正法寺の年譜に照せば、之と一致せぬ點がある、殊に泉祖の俗縁生國等

正法寺に於ける二人の三世

道叟禪師の牛背頭陀

永徳寺にては叟祖は永和元年に後る、この四年即ち康暦元年九月十三日示寂とすれど是れは同

に就ても、正法寺、補陀寺共に記する所を異にして兩立せざる點がある。されどこれ等のことは茲に省きてその研究を他日に譲ることにする。また、道叟禪師は峨祖二十五哲中の一人にして、膽澤永徳寺の開山なるは普く人の知る所なれども、叟祖が正法寺三世にして、正法寺三世虎溪良乳と二人の三世あることは、多く世の疑問を惹き易すければ、茲にその次第を論ぜん。叟祖は泉祖と共に峨祖の命を受け、遠く來つて正法寺の山門を扶翼するの任に當られたるものにして、叟祖が常に牛背に騎りて正法寺の爲めに江刺膽澤の兩郡に頭陀の勸化をせられしことは、今猶口碑に傳はりて里人の知る所である。而してこの泉叟兩祖が互に力を協して後來の事を定められし立證は、一々その古文書に徴して明白する所がある。茲に於て叟祖を請して三代の祖位に安じて、永くその香火を斷たぬことにしたのである。是れ乃ち彼の師蠻が延寶傳燈錄なる無底の章に、出法嗣月泉印道叟愛と記し、また月泉の章に、師叟後讓正法席於法弟道叟愛と述べたる所以にして、記山師までが將錯就錯の説を違ふしたる禍源である。然るに正法寺の年譜に依れば、叟祖は泉祖が猶正法寺住山中、永和の元年九月十三日、津輕鯉澤なる高澤寺に在て世壽五十一歳を以て示寂せられた。乃ち泉祖の示寂に先たつこと二十六年である。泉祖は正法に住するこ

寺焼失後記録なきまゝ洞上聯燈錄の肥事に據つたものと思ふ

三世道叟は勸請牌

寺法人法一系本碓の淵源

正位の三世と関位の三世

正法寺と永徳寺とは永和二年連判狀の後ち幾ばくもなれど義絶したの

と三十九年、現住のまゝ示寂した人である。この間に處して叟祖が實際上に住山せらるゝ筈がない。しかし泉祖は住持にして叟祖は塔主であつたことは貞治二年卯月二十七日泉祖の眞筆にして叟祖の自筆連判なる定置の文書が今猶正法寺に存してゐる。故に泉祖住山中に在て、既に早くも三世叟祖の牌を列せられたことは史實のやうに思はれる。その子細は永和二年の文書に、三代道叟と云ふの文字が見えてゐる。故に叟祖の正法寺に三世たるは、その功勞に酬ゆる勸請牌である。然らば虎溪良乳は何故に之を四世としてその次に列せざりしか。是れ乃ち傳法直嗣相承制を執れる正法寺の正法寺たる所以にして、縦へ叟祖が如何ほどの功勞あるにもせよ、虎溪に取つて叟祖は如何に會法叔たるにもせよ、叟祖を三世とし虎溪を四世として、世系を次第するに於ては、法派茲に斷絶して、折角なる泉祖再嗣の本義を滅却するからである。故に予は正法寺に於ては、虎溪は正位の三世にして、叟祖は関位の三世なりと斷ずるのである。乃ち別章なる住職十四分類の中に於て、正住関住の科を分つは之が爲めてある。

斯くして泉祖在世の頃に於ては、正法寺を扶護して永久の興隆を圖るべきものは泉叟兩祖の二門派であつた。而して泉祖の派は龍雲寺を根據としてその法孫之を

であるこの點は峨山派明峰派の義絶と稱や似ておる
正法寺末山中別に龍雲寺と云へるが現存すれども開創の由來などは別種のものである

正法寺の僧録續燈庵
近時刊行せる或る宗史に正法寺山内なる僧録所續燈庵に係る僧傳の記事を誤解して笑巖の僧録は瑞徳寺に在りたる如く思ひ込み月泉下の五百餘箇寺がみな瑞徳寺に屬したと云つておれども是れ大なる間

續ぎ、叟祖の門派は永徳寺を根據として、その法孫之を嗣ぎ、泉派を先きとし、叟派を次とし、兩門派互に交代輪住して、正法の席を董すべきことは、正法寺二世たる月泉と永徳寺二世にして、叟祖の代(叟祖示寂の翌年)たる理元和尚との永和二年の連判狀がある、龍雲寺とは今猶研究中に屬するが、多分現今正法寺表五箇院の一なる龍雲山大祥寺のことならんと考ふ、大祥寺はその初め虎溪和尚に依て開かれたるも、泉祖在世中開山に請したる由緒正しき寺である

次に正法寺山内續燈庵に於て僧録の權を執りたることを述べんに、これは當時に於ける一般僧録の制に就て史的考證に資すべき點があらうと思ふ、元來續燈の文字たる二祖月泉禪師塔所の名なるを、その資たる、笑巖慧忻和尚之を一院として山内に建立し、この寺を以て正法一派の僧録所に充て、出世轉衣の公文も續燈住持の名を以て授與してある、而してその世代と在住年代とは左の如くである

續燈開基	笑巖	慧忻	實德	應德	永德	二九	年	寂	在	住	四十九年
同 二代	在山	融松	寶德	德德	二二	年	寂	在	住	四十年	
同 三代	金堂	妙菊	文享	明德	九二	年	寂	在	住	二十五年	
同 四代	儀庵	妙順	永文	正明	元九	年	寂	在	住	二十八年	

述ある

同 五代	壽雲	良椿	同永	同正	三元	年	寂	在	住	十三年(本山兼攝)
同 六代	嶺休	良鶯	天文	正三	三三	年	退	在	住	十九年(本山兼攝)
同 七代	虛窓	良巴	天文	二一	三三	年	退	在	住	十九年(本山兼攝)

これにて續燈庵は稍や廢止の形ちとは爲つたが、その末派の出世轉衣は寛永十四年まで行ふてゐたことが住山記に依て分る、慶長二年には百二十七世雄山良英、同じく十七年には百二十八世葉庵良英ともに續燈住持の名を以て出世公文を發したるその本書が今猶存してゐる

永澤寺の僧録

正法寺の出世轉衣は慶長十七年まで續く
延寶年間には於ける永澤寺の校割帳

元文年間には

茲に於て些か當時に於ける他の僧録のことを辯ぜん、宗内何人も古昔僧録の總本家とも思へる丹波の永澤寺は、幻祖開創の當時如何なる情態を以て天下の僧網を統べられたるやと云ふに、史料湮滅して今はその消息をだも知ることが出来ぬ、是れ予が研究の未熟不到なるに依るか、且らくその根本たる永澤寺に就て考證せん、今より二百三十餘年前、即ち延寶四年同寺恩易和尚の代に總持寺に差出したる同寺の校割帳を検するに、その紙數も三十四枚の多きに涉りて、點數記事餘程細密を極むるものなれども、その僧録邊のことに關する古文書、古記録の存在せしを認めず、また元文六年同寺より關三刺へ差出したる同寺由緒書なるものを閱する

ける永澤寺の
由緒書
元の洛東曹洞
宗高臺寺は通
幻派なる尾州
正眼寺下に屬
し八幡神應寺
十一世中興長
嚴周葵和尚の
開創する所て
ある

明峯禪師と僧
録

總持寺の僧録

永澤寺は直傳
和尚の代に西
三十三箇國の

に、その僧録に關することは、比較上みな新らしきことのみにて、徳川以前に係ることとは之を考證するに途がない、而して當時同寺の云ふ所に依れば今の臨濟宗洛東高臺寺の前身たる曹洞宗高臺寺より、永澤寺二百十三世として輪住せし直傳和尚の代に同和尚が劔難に罹りたる爲め紛失したと云ふてある、若し少しにても何等かの據る所あらば、その寺として之を書表はしたきは勿論のことなるも、その然らざるは文書の湮滅せる證據と見て差支がない、二百數十年前に於てすら左様の次第なれば、爾後に顯はるべき謂れもなきことと思ふ、要するに古昔に於ては、正法寺に在ては既に觀應の繪旨の中に僧録の文字あり、燈祖が正中二年八月一日、明峯禪師に與へられたる文書にも、素哲予遺跡、僧録也とありて現にその本書を大乘寺に秘藏して、その全文は洞谷記中にも載せられ、また別章中にも引證せる如く、正法寺の舊記にも、應永十九年の條下に、總持寺のことを記して、當時、僧録、瑞巖和尚無端之嗣也とあるに徴しても、往昔の僧録なるものは、總持寺にては輪住の當住乃ちその任に當り、正法寺にては二祖月泉までは正法寺當住その任に當りたるも、三世以後は山内に別に續燈庵を設けて之を僧録所と爲し、大乘永光の間に在ては明祖之が任に當り、永澤寺に在ては應安以後僧録の權を執りて末派の宗務を統べたること

僧録と爲りた
ることが同寺
の記録に残さ
れてある

元祿七年の受
書宛名には
猶正法寺續燈
庵とある
正法寺に於て
はこの元祿七
年を以てその
表五箇院たる
梅溪寺願成寺
大慈寺大祥寺
寶鏡寺の洞川
庵助住順序を
定めたのであ
る

が考證し得らるゝてあらう、されど總持寺及び明峯の僧録と云ふものは、官制の上より見て一の私稱たるに過ぎざるやうに思はれる

是より更に前に戻りて、正法寺の僧録所たる續燈庵が、何故に七代虛窓を限りとして事實上廢止の形ちと爲りたるやを研究せん、そは總持寺相關の次第を詳かにするに於て乃ち判明することが出来る、抑も無底一派が總持寺洞川庵へ助住するの起原は元祿七年七月二十五日、正法寺近末百三十箇寺の評定を以て正法寺へ受書を差出したるに始まれども、これより十年以前、總持寺より助住のことを申來りこの時更に山内秀翁院を差下して受書を迫りたるに依る、爾來正法寺自身は總持寺へ輪住せざるも、門葉中比較上名山古刹をして之に助住せしめたるものである、されどこれより六十年前、寛永十年の頃、正法寺門末より助住するの端緒は既に開かれたるのみならず、徳川幕府以前に於て、正法寺より總持寺へ住山せし者が三人まである、今之を總持寺住山記及び正法寺住山記に徴して見るに左の如くである

正法寺百二十四世	源庵良稅	受業在山	融松和尚	永祿二年十一月十五日	正法寺入寺
總持寺千三百十五世	源庵良稅	嗣法虛窓良巴	和尙	永祿四年七月二十六日	總持寺入寺
正法寺百二十五世	觀室良盛	受業虛窓良巴	和尙	永祿九年七月二日	正法寺入寺
總持寺千六百二十一世	觀室良盛	嗣法源庵良稅	和尙	天正三年七月二十六日	總持寺入寺
正法寺百二十八世	葉庵良奕	受業觀室良盛	和尙	慶長二年八月二十八日	正法寺入寺
總持寺二千二百七十二世	葉庵良奕	嗣法雄山良英	和尙	慶長四年六月十六日	總持寺入寺

この本書は現
に正法寺に秘
藏してある華
押の外に體堅
鈍異と刻せる
二顆の落款も
押してある

茲に至つて二代泉祖が三たび總持の請を受けたるも、三たび辭して應ぜざりし本意は失はれて了つた、而して正法寺住山記及び年譜にはこの總持寺住山のこと、詳かには記載してない、之を以て如何にその住山することが不本意であつたか、分かる、然らばこの不本意なる總持寺の住山を何故に勤めたるかと云ふに、これはその最初たる源庵良税の住山より十年以前、天文二十一年八月二日入寺、總持寺千百五十三世として、正法寺の近傍なる東磐井千厩の大光寺(開山)より輪住したる體堅鈍異和尚が諸嶽在山中にこしらへて來た仕事である、之を立證することは多辯を要せず、左の體堅の直筆なる本書を示すを以て徑捷なりと思ふ

月泉一派瑞世之事續燈住持人二代一度可入諸嶽席上之旨時至奥之源泊悉性在

普藏大源而以四院之老宿及衆評此本文五院共置之盡未來不盡無窮此證一々如

在日 于時天文念貳歲初秋初七日 前總持體堅鈍異華押此文首五院非
于自筆證之

斯くの如くして正法寺は始めて總持寺に轉衣をすることに爲つた、住山と云ふと雖もその實は轉衣である、然るに流石にも正法寺と云はずして、續燈住持と云ふてある、されどこの時代の續燈住持は正法本住を兼攝してあるものである、然るに茲に一の矛盾とも見ゆるは、正法寺自身が總持寺にて轉衣する身分なるにも拘らず、

以下二通の本
書は現に正法
寺に秘藏して
ある

正法寺の末派をして猶元和寛永の頃に至るまで正法寺に於て轉衣せしめたる一事である、その子細は正法寺自身の住山記に之を明記せるのみならず、慶長十二年八月十三日に於ける總持寺大評定に於て、正法寺に關することを評決せる中の二箇條に

一 正法寺者任峨山大和尚御置狀仁如先規可被執行出世之旨重而此度五院連印相下申候至祝々々

一 正法寺一派之事者奥兩國曹洞之本寺仁被定置之儀月泉一派江從他山私之
掟立殊仁江湖以下之法度有間敷候最如先規正法寺門中之衆者可被此旨相守者也

と定め洞川庵守存和尚の名を以て正法寺へ達してある、越へて三年慶長十五年八月五日に至りて、更に

抑今般正法寺御住山 被祝着存候就于是兩國之門下中門役等不可有如在候畢
竟如先規可被守 峨山大和之掟事專要也

等のことを定め、普藏院門達、妙高庵東鑽、洞川庵正鶴傳法庵宗譽、如意庵宗英の五院
列判を以て、奥羽兩國曹洞の本寺たるべき峨祖の掟を立證して、その獨立期間を持

續したるものである

第六章 宗門に獨立せし肥後の大慈寺

大慈寺の獨立

大慈寺は何に依て開かれたるか

大慈寺は何に依て開かれたるか是れも永光寺のそれと同じく餘りに平凡にして問題とすべき價値を認めない、また嶽山史の側より見れば如何に相關史とは云へ正法、永光、大乘の三刹とは、比較的因縁薄くしてその研究の必要もまた少ないかの感もある、然れども大慈寺の嶽山史と最も相關すべき要點は、その開山なる寒巖尹祖の嗣承問題如何に在る、尹祖は嶽山史の源泉たる瑩祖より見てその法縁何に當るか、法兄か、法弟か、法叔か、曾法叔か、この價ある問題は宗門に於て六百年來、解決すべくして未だ解決せられざる問題である、されど、この問題に關する予の所見は別章なる尹祖嗣承論の下に於て之を述ぶることとして、茲には大慈寺そのものに就て些か研究する所あらうと思ふ、しかし大慈寺の開かれたる所以は事々しく之を述ぶるにも及ぶまい

大慈寺の尊き所以は何れにあるか

勅賜大梁山、大慈禪寺の尊き所以は何れにあるか、大慈寺は何故に獨立せしか、予は大慈寺に就ては、その尊き所以、その獨立せし所以に於て、多くの史料を採り得ざる

白堂の上所願書は委曲丁寧大なる巻物としてその長さ二間に餘る長文である

大慈寺の建立は弘安元年と同六年と二説あれども白堂和尚は元年説を取つておる

白堂の所願中

者である、否な大慈寺それ自身と雖も、眞の史料は多く持つことがなからう、何となれば、中世に於ける肥後一國の兵亂は實に甚だしきものにて、舊に大慈寺一箇寺とは云はず、同國に於ける宗門寺院の歴史の跡が幾んど泯滅に近き所以を知るからである、依て予は今且らく彼の延寶七年七月、大慈寺七十六世白堂紹珪和尚が、禁廷へ紫衣參内、謀訴のときに於ける願書及び天明九年關三刹へ、寛政四年總持寺へ差出したる世牌調の理由書を依據として、些か述ぶる所あらうと思ふ

大慈寺開祖寒巖義尹禪師が、後鳥羽上皇の皇子として世に生れられたるは、宗門の歴史中唯一にして無二なる尊き緣由として、その開創地たる大慈寺をして重からしむる所以である、而して尹祖が宗門に於ける祖師分上としてその徳の高きことや、永祖の嗣たると、介祖の嗣たると、或は非祖の嗣たると、その何れにもせよ、當時に在て支派の高き祖師の一人たることは、又大慈寺をして尊とからしむる所以である、然れども第一の尊き所以はその俗縁が皇胤に出づると云ふこと、争ふべからざる來由である、弘安元年に大慈寺を建立するに先だち、建治二年四方に化を募りて二町餘の水面に長橋を架し、茲に大梁山なる山號あるの基礎を造りたれば、龜山法皇の叡威を蒙りてその院宣を賜り、更に後宇多院の繪旨も賜りたりと云ひてその

に尹祖が最初
の入宋の時天
童淨祖に見え
たりとの世の
妄説をもその
まゝに記述し
ておる。

大慈寺の獨立
期間には如何
なる歴史を閱
せしか

文をも記したれど、白堂和尚何を取違へてか文中あまりに時代に合せぬこともあれば茲には之を示さぬことにする、何にもせよ、當時既に勅額繪旨等を賜り、茲に勅願所紫衣出世の道場を現出して謂ゆる肥後曹洞の根基を開きたることは、大慈寺が享祿二年五十一世洞春壽宗和尚に依て再興せられたるとき、乃ち同年四月十九日後奈良天皇の賜りたる繪旨に照して之を知ることが出来る、是れその尊き所以獨立せし所以であらう

大慈寺の獨立期間には如何なる歴史を閱せしか、今之を知らんとするには、先づ同寺の世代を詳かにするの要がある

- | | | | | | | | | |
|----|---|------|----|---|------|-----|---|------|
| 初 | 祖 | 寒巖義尹 | 二 | 世 | 斯道紹由 | 三 | 世 | 鐵山志安 |
| 四 | 世 | 愚谷常賢 | 五 | 世 | 仁叟淨熙 | 六 | 世 | 東舟勝 |
| 七 | 世 | 太古元 | 八 | 世 | 天菴懷義 | 九 | 世 | 無宣普說 |
| 十 | 世 | 能翁玄慧 | 十一 | 世 | 浦帆遠 | 十二 | 世 | 義海性 |
| 十三 | 世 | 剛山齊柔 | 十四 | 世 | 東洲至遠 | 十五 | 世 | 健叟義勇 |
| 十六 | 世 | 長溪遠 | 十七 | 世 | 蒙菴春易 | 十八 | 世 | 玉澗宗際 |
| 十九 | 世 | 古禪玄宗 | 二十 | 世 | 明室光 | 二十一 | 世 | 的傳傳旨 |

- | | | | | | | | | |
|-----|---|------|-----|---|------|-----|---|------|
| 二十二 | 世 | 無等倫 | 二十三 | 世 | 悅翁宗喜 | 二十四 | 世 | 了室會 |
| 二十五 | 世 | 山泉蒙 | 二十六 | 世 | 梅隱芳 | 二十七 | 世 | 明菴須詰 |
| 二十八 | 世 | 先天豫 | 二十九 | 世 | 瑞石雲 | 三十 | 世 | 芳巖春 |
| 三十一 | 世 | 遠源近 | 三十二 | 世 | 明道心 | 三十三 | 世 | 月洲運 |
| 三十四 | 世 | 檀馨金 | 三十五 | 世 | 雪岑存 | 三十六 | 世 | 笑巖長華 |
| 三十七 | 世 | 海印光 | 三十八 | 世 | 關翁徹 | 三十九 | 世 | 大幢高建 |
| 四十 | 世 | 了翁玄 | 四十一 | 世 | 大雲玄廣 | 四十二 | 世 | 大陽泉 |
| 四十三 | 世 | 松叟玄 | 四十四 | 世 | 聖蔭元祝 | 四十五 | 世 | 英叟俊 |
| 四十六 | 世 | 玉音藎 | 四十七 | 世 | 鏡兮鏗 | 四十八 | 世 | 宰伯聖茂 |
| 四十九 | 世 | 詰天元訓 | 五十 | 世 | 天佐忍 | 五十一 | 世 | 洞春壽宗 |
| 五十二 | 世 | 龍伯廣瑞 | 五十三 | 世 | 千祝茂俊 | 五十四 | 世 | 伊雲正訓 |
| 五十五 | 世 | 通山統 | 五十六 | 世 | 貞顔永 | 五十七 | 世 | 仁山春 |
| 五十八 | 世 | 啓年初 | 五十九 | 世 | 悅巖廣釋 | 六十 | 世 | 樵翁元堅 |
| 六十一 | 世 | 桃翁珊 | 六十二 | 世 | 竹隱閑 | 六十三 | 世 | 在田龍 |
| 六十四 | 世 | 天莢堅 | 六十五 | 世 | 大焉廣椿 | 六十六 | 世 | 雲龍俊 |

大慈寺山内の
役位

明徳四年十月
二十二日普濟
善教禪師總持
寺入院佛事の
時白槌は實峰
良秀禪師東序
は都寺維那典
座西序は藏主
知客浴主五侍
者は侍香侍狀
侍客侍湯侍衣
たること文祿
の差定と稱や
同一である

世代は素より茲に盡きざれども、六十六世雲龍和尚は、白堂和尚が謂ゆる紫衣參内の最終なるものゆゑ、之を獨立期間の最終と見做して、且らく茲に止めたのである。これより大慈寺に於ては、山内に東堂、西堂、首座、書記、藏司、知客、沙彌、喝食等の位階を設けて亂雑なく之を執行したることを述べてある。是れは古昔の總持寺と同じく官寺制にして濟門五山十刹の風も亦是れである。茲に於て些か總持寺の古制を云はんに、總持寺にては、文祿四年乃ち豊公朝鮮役時代に於ける、御忌、瑩祖の配役差定の本書が古文書として藏してある、而してその表題は差定とせずして、集來讀經之番帳と記してある、何とその時代の真相が分かるてはないか、而してこの番帳中に在て、五侍者は侍香、侍狀、侍客、侍湯、侍衣とし、兩班は都寺、監寺、維那、副寺、典座、東序、首座、書記、藏主、知客、浴主、西序とすることは普通と大なる差はなきも、その他は數十人みな一齊に書記と藏司とてあつて、常住の安居も山内の寺院も、みなこの位階制の下に署名せられてある、兩序五侍者の外、今日の如き七十三箇風の配役は一人もない、是れ大慈寺と總持寺とが出世官寺制として類似せる點であらうか。それより大慈寺にては、勅願所修正祈禱の道場たりし所以を以て、勅使の下向も屢々なりしに、遠國風波の難または兵亂路を遮ぎることなどありて、勅使の請待も自

白堂和尚は翌
十八年六月十
二日の夜火災
に係りたる如
く書いておる

然と止みたれば、大慈寺より參内せし時代もありたれど、兵亂の世とて海陸の通路も心もとなく自ら怠り勝ちなりしに、永正十七年兵火の爲めに焼かれて、佛閣、僧房、繪旨、院宣、寶物等までも一夜の中にみな悉く灰燼せしを、時の住持洞春、壽宗、深く之を悲み、享祿二年に再興の旨を奏聞して、茲に再び勅額繪旨を拜受せしことは前に述べたる如くである。

然るに正親町天皇の永祿六年に至り、更に繪旨の下降ありて、寺領等の安固なることを得たるに、その後ち數十年を経て、佐々陸奥守居城のとき、之を奪取せられて以來、また舊慣に復すること能はず、寺門自ら淡薄になりたるを、その後ち加藤清正この國を領知するに及びて、伽藍の衰頹を憐み、抹香葉の料にとて五十石の寺領を附せしに、これより以後、代々の國守この高の寺領を安堵せしめたのである、而かもこれより先き、天正十五年に住持雲龍參内したるを最終として、爾後出世のことは打絶えたものと見える。

以上は前にも述べたる如く、白堂和尚の訴願書を出據として之を叙せるに過ぎざれば、宛かも縁起物語の如く、史的考證としては何等の價を有せざるのみならず、予自身に於ても頗る信念の薄き感なき能はざるの言なれども、大慈寺に對する予が

大慈寺史に於
ける予が信念
の程度

勅住の榮稱
住大慈と前大
慈との區別

大慈寺の歴史
に就て予が一
定せる史的意
見のあること
を肥應せよ

輪住史の研究

今日の研究程度は、未だ是れ以上の史料を有せざるに依り、暫らく一旦の責を塞ぎて、更に研究する所あらうと思ふ、しかし予が研究の有無如何に拘らず、同寺が宗門に尊き寺として、長き獨立期間を有したることは、争ふべからざる事實である。終りに臨んで予が史的考證の上よりして、一言不審の點を述べんに、永平寺總持寺は更にも云はず、永光寺にもせよ、正法寺にもせよ、その獨立せる出世本山にて轉衣住山したる者はその寺の位牌に前永平、前總持、前永光、前正法等の榮稱を冠するは勿論、天明度に於ける世牌調にも、みなその旨を記せるに、今肥後國に於ける大慈寺配下の世牌調を検するに、唯だ大慈寺に住してその世代に列したる者のみは住大慈と冠稱すれども、その他に前大慈と冠稱せるものあらざるは如何なる理由に出でたるか、是れに就ては種々予が研究せる史的意見もあるなれど、且らく之を云はぬこととして、茲に大慈寺及び同寺の歴史に通曉せる人に向つて、是等の人が如何に之を考證し、如何に之を解釋しあるやを質しておくことにする。

第七章 輪住地獨住地に於ける住職の分類

宗門の寺院に輪住地と獨住地との二種あることは云ふまでもない、而してその獨

には先づ輪住地と輪番地との區別を辨ずるの必要がある。輪住地とはその輪番すべき派頭の寺を指し、輪番地とは輪番せる人の自坊を指すの稱である。

二十八箇の輪住地

住地のことは今茲に論ずるを要せぬが、輪住地にも約そ四種の區別あることや、輪住地獨住地を通じてその住職に約そ十四の分類あることは、宗門外の人より見て、甚だ異様に感ぜらるゝは勿論、宗内の人と雖も、この多種の分類あることや、または古來宗内にて何寺何寺が輪住地たりしやの點には未だ氣付かざる人も少なからざるやに考ふ、依て今次第を逐ふて之を論述せんに、先づ輪住地に於ける四種の區別とは

- 一 複住輪番
- 二 單住輪番
- 三 單獨輪番
- 四 正副輪番

乃ち是れてある、次に古來總持寺及びその門派にて如何なる寺院が輪住地たりしやと云ふに、史的考證の明瞭なるもの約そ左の二十八箇寺ある

一	開山瑩祖	總持寺	(五院)
二	開山瑩祖	能登酒井永光寺	
三	開山無底良韶	陸奥黑石正法寺	
四	開山通幻寂靈	攝丹境永澤寺	

五	開山	通幻寂靈	越前府中龍泉寺
六	開山	大徹宗令	攝津吹田護國寺
七	開山	源翁心昭	伯耆中山退休寺
八	開山	實峰良秀	備中道祖兒永祥寺
九	開山	梅山開本	越前籠野尾龍澤寺
十	開山	梅山開本	遠江橋大洞院
十一	開山	了菴慧明	相摸關本最乘寺
十二	開山	大綱明宗	最乘寺山内大慈院
十三	開山	春屋宗能	最乘寺山内報恩院
十四	開山	無着妙融	豊後横手泉福寺
十五	開山	無着妙融	肥前久地井玉林寺
十六	開山	石屋眞梁	周防鳴瀧泰雲寺
十七	開山	普濟善救	越前徳尾禪林寺
十八	開山	天真自性	越前宅良慈眼寺
十九	開山	天徳曇貞	越前太田宗生寺

大乗寺も古昔は輪住地たりし史的考證がある

寒巖派に屬する遠州普濟寺の如きも維新の後まで十三門派の輪住地たりしも嶽山門派にあらざるが故に今は之を例外とする

二十	開山	芳庵祖嚴	越前土山願成寺
二十一	開山	恕仲天閻	駿河久津見洞慶院
二十二	開山	太原芳孚	肥後宮地悟眞寺
二十三	開山	茂林志繁	參河大澤龍溪院
二十四	開山	盧嶽洞都	參河大洞泉龍院
二十五	開山	盧嶽洞都	參河大久保長興寺
二十六	開山	眞巖道空	尾張緒川乾坤院
二十七	開山	靈嶽洞源	尾張大草福嚴寺
二十八	開山	崇芝性岱	遠江高尾石雲院

宗門古來の輪住地は先づ右の如くである、この内輪番住職が明治維新の際まで繼續したるものと、徳川以前または徳川時代に止めて獨住地と爲つたものもある、この外陸奥七北田の洞雲寺の如も往昔開山明峰禪師より七代を経て中興梅國祥三和尚が應永七年を以て山内に二十五院の塔頭を造立し、その中なる泉龍院へは法嗣安永祥泰和尚を住せしめ、龍月院へは實底祥宗和尚を住せしめ、兩院一箇年交番輪住と定めて、以來三百年を閱みし、正徳四年程善行寧和尚再中興獨住一世と爲る

泰輪王寺二十
一世で國主の
厚き保護を受
けたる人であ
る

さて輪住地たりしと云へど、今嶽山史の上より見て直接の關係なく且つ大乘寺系に屬する明峰派たる同寺の開創及びその輪住地なりしと云ふ就ては予が史的研究の上に於て猶疑問の解決し能はざる點もあれば且らく之を例外とする、また前記二十八箇寺の中にも、退休寺の如き、その輪住の史的考證は明瞭なるもその詳細の史實は予に於て今猶未了の公案に屬すれば、茲に何等の批判をも加ふることが出来ぬ、依てその研究を今後累ぬる考へてある

次に住職の十四分類を列記すれば左の如くてある

住職の十四分類	
一	正 住 <small>非常住 短期</small> 二 閏 住
三	補 住 <small>獨輪住</small> 四 輪 住 <small>非勅住</small>
五	勅 住 <small>短長住</small> 六 累 住
七	助 住 八 前 住 <small>非勅住 善惡意</small>
九	獨 住 十 看 住
十一	兼 住 <small>獨輪住 向上</small> 十二 再 住 <small>三住は再住 獨輪住</small>
十三	借 住 十四 錄 住

宗門古來の住職は右十四分類に於て、大要之を攝し得べしと思ふ、而してその用字

は大抵古來傳ふる所なれども、累住、錄住の二者は予が史的研究の上よりその論述に便宜なる爲め、新たに設けたるものである、且つ今は單に世系史の上に就てこの分類を立つるものにして、他の開山、挿草、始祖、中興と云ふが如き、寺統史の上に立つべき分類を之に攝すべからざるは勿論である

以上輪住地に於ける四種の區別、輪住地の寺號、及び住職の十四分類を提示したれば是れにてこの論の地盤を築き得たのである、以下進んでその詳細を論述せん、先づ輪住地に於て第一種に屬する複住輪番とは總持寺の如きを指すのである、今年度に於ける總持寺五院の正住各々より、次の年度に相當すべき輪住候補地寺院の各々へ請狀を發する、尤もこの請狀には直請と代請との差別がある、直請とは云ふまでもなく派頭なる五院正住の一人より直にその輪番地寺院へ發するもので、輪番地とは五院開基及びその直嗣の道場又は之に準すべき比較的支派高き寺院を指すものである、代請とはその直請を受けたる輪番地自身が輪住地なるか、大洞院最乗寺の如き、または自身直請に應ずる能はざるか、或は直請地の門末等に比較的支派高きか、若くは山門富饒にして輪番に堪へ得るの資格あるかの寺院に差向くるものにして、古來俗に謂ふところの振住フリヂウまたは振輪番フリヂンバンなるものである、而して

複住輪番
正住
直請
代請

勅住(短住)

當住(即ち現方丈)

非常住(非常の五院正住)

總持寺山内紫衣着用に関する規定

毎年八月十五日の輪住交代期に至れば各登山して是迄の五院正住と入代りて以往滿一年間自ら五院の正住と爲るものである

而してこの五院の正住は各々前に本山に勅住即ち出世轉衣なる一朝の住持職を勤めたる論旨の日附を以て臘次を糺し、普藏、妙高、洞川、傳法、如意なる五院の順序に拘らず、法臘の次第に依て一老乃至五老の次序を定め、一年を五分して各七十五日間づゝ總持寺當住の任に當る、即ち總持寺古來の用語なる現方丈にて、天文九年後、奈良天皇の論旨に、當住普應和尚禪室とあるものこれである、而してこの現方丈たるにも二老へは一老より三老へは二老より總持寺當住の名を以てその非常住なる五院正住の一人へ請狀を發する、斯くして五老までを終れば前年度の五老より次年度の一老たる者へ請狀を發して輪換環の端なきが如くする、是れ乃ち複住輪番の行はるゝ實際上の概要である、而かも元亨二年後醍醐天皇の論旨に依て勅許せられ、元和元年家康公の法度に依て定められたる紫衣は、總持寺正住と雖も非常住なる五院各々が同時に之を被着することを得ざるものにして、五老各々當住即ち現方丈たるの時に限り之を被着し得ることを正則とし山内にては更に折衷斟酌してこの紫衣のことに限り七十五日制の交代期を撤して之を被着し得ること

左の史實に於て之を立證し得べきである

一箇年間五院紫衣着用割當順序

- 一老 十月十五日布薩 十月十九日羅漢講式 正月元旦祝聖 四月八日誕生會 八月十五日大拈香
- 二老 十月十八日遺經法華 十月二十日大拈香 十二月八日成道會 正月十四日布薩 八月十四日佛慈講式 八月十五日奠湯
- 三老 十月十八日掃塔諷經 十月二十日奠湯 正月十五日羅漢講式 二月十五日涅槃忌 八月十四日逮夜拈香 四月十四日布薩
- 四老 十月十九日逮夜拈香 二月十五日涅槃講式 四月十五日上堂提綱 五月晦日布薩 八月十三日遺經法華 八月十五日奠茶
- 五老 十月二十日奠茶 十月五日達磨忌 六月朔日羅漢講式 七月十五日布薩 八月十三日掃塔諷經 八月十五日上堂提綱

斯くの如きの次第にて、複住輪番は總持寺に限り行はれたるもので、他の輪住地には見ないことである、しかしその事柄の整備して行はれたるは中古以來のことにして、その最初は元亨四年三月十六日に定められたる整祖の十條龜鏡第一條に

八月十五日は整祖御忌の正當にして十月二十日は整祖御忌の正當なること云ふまでもない

當寺者依無檀越以托鉢欲勤住持然依皇情爲勅願所故予嗣法門人盡未來際以當山爲本寺勤輪次之住持可奉祈一寶祚長久事

とありまたその第二條に

當寺者雖爲吾宗第三刹依勅許爲出世之道場傳法之門人等於向後可守當寺之規矩事

とありまた康安二年二月九日二代義祖自筆の置文に

總持寺未來住持職事

右彼寺者登山和尚讓與紹碩處也仍於後代之住持職者於紹碩法嗣之中撰器用仁而可補住持職於末代守此旨可住持之狀如件

とありまた同祖が貞治三年十二月十三日の置文に

紹碩門下守嗣法之次第五箇寺可住持若此中有山門廢者法眷等相寄評定之仍爲後證垂示如件

とあるに依て茲に五院の輪住制度は定まつたのではあるがこの時代に於ては素より後世に見るが如き輪番地なる一定の寺院のあるべき謂れもなく唯だ器用の仁を撰べよとあるに依りその任に堪へ得べき法子法孫の交も住持職に當るもの

なれば五院ありと雖もこは決してその開基たる大源通幻無端大徹實峯の五祖及びその法孫の専有にもあらざれば峩山二十五哲及びその兒孫は任に堪ゆる限りその因縁の成熟するときはみな之に輪次住持したものである而してその交代年限の如きも後世の謂ゆる一年制にもあらず八月十五日の交代期にもならず任期は三箇年とし交代期は十月二十日即ち峩祖示寂の御忌日と定めたることは明德元年十月二十日通幻大徹實峯三祖の裏判ある左の定書に徴して之を知ることが出来る

總持寺盡未來際條々置文事

一 住持職之事自當年十月至三十七箇月可有告退但退院十月二十日入寺同以二十二日可定吉日也(一箇條)

一 住院次第追師々之住院可請之雖然於不官本寺輩者不可請之雖爲未住之爲子孫若有器用之仁門徒評議可請之(二箇條)

一 新命之請狀從諸塔頭承門徒之議各可加判形者也(三箇條)

一 於當寺可書寺號事大源門下佛陀寺通幻門下永澤寺無端門下祥園寺大徹門下立川寺實峰門下護聖寺等也次於名字當寺之外不可書之次諸塔頭坊主御

影侍者之外可掛錫常住可拘寺中規矩者也相互以和合可爲本意者也四箇條
右此條々置文丈室之寶藏収之并諸門下所持也各加折目判形爲後代龜鏡若有異
議者各以此狀可評定之也

今この置文を讀むときは、當時に於ける史實の真相が分かる一箇條の滿三箇年を
足掛にて三十七箇月と書いたのも面白いてはないか、十月二十日の交代期は後世
雪國の常態として諸般の事に困難を感ずるが故に之を改めたのであらう、二箇條
なる住院の次第は師々の住院を追て之を請すること、未だ住院せざる人の弟子と
雖も、若し器用の仁であるならば、乃ち門徒の評議を以て之を請すべしと云へるは、
當時に於ける住山記に照して符節を合したる如くてある、今その卷頭の一部分を
抜抄して、茲に示することにする

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|-------|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 開 | 山 | 鑿 | 山 | 禪 | 師 | 第五十一世 | 大 | 琳 | 珍 | 和 | 尙 | 瑞 | 資 | | |
| 第 | 二 | 世 | 峩 | 山 | 碩 | 和 | 尙 | 第五十二世 | 希 | 明 | 良 | 和 | 尙 | 天 | 資 |
| 第 | 三 | 世 | 大 | 源 | 眞 | 和 | 尙 | 第五十三世 | 浩 | 濟 | 養 | 和 | 尙 | 大 | 資 |
| 第 | 四 | 世 | 無 | 際 | 證 | 和 | 尙 | 第五十四世 | 海 | 慧 | 香 | 和 | 尙 | 中 | 資 |
| 第 | 五 | 世 | 通 | 幻 | 靈 | 和 | 尙 | 第五十五世 | 通 | 峯 | 宗 | 和 | 尙 | 竹 | 資 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 | 六 | 世 | 太 | 山 | 元 | 和 | 尙 | 第五十六世 | 可 | 屋 | 悅 | 和 | 尙 | 日 | 資 |
| 第 | 七 | 世 | 無 | 端 | 環 | 和 | 尙 | 第五十七世 | 嫩 | 桂 | 榮 | 和 | 尙 | 芳 | 資 |
| 第 | 八 | 世 | 大 | 徹 | 令 | 和 | 尙 | 第五十八世 | 天 | 外 | 曇 | 和 | 尙 | 金 | 資 |
| 第 | 九 | 世 | 實 | 峰 | 秀 | 和 | 尙 | 第五十九世 | 日 | 菴 | 光 | 和 | 尙 | 天 | 資 |
| 第 | 十 | 世 | 竹 | 堂 | 源 | 和 | 尙 | 第六十世 | 藏 | 石 | 幢 | 和 | 尙 | 天 | 資 |
| 第 | 十一 | 世 | 梅 | 山 | 本 | 和 | 尙 | 第六十一世 | 禪 | 室 | 安 | 和 | 尙 | 大 | 資 |
| 第 | 十二 | 世 | 普 | 濟 | 救 | 和 | 尙 | 第六十二世 | 唄 | 菴 | 梵 | 和 | 尙 | 不 | 資 |
| 第 | 十三 | 世 | 瑞 | 巖 | 麟 | 和 | 尙 | 第六十三世 | 輦 | 中 | 柔 | 和 | 尙 | 春 | 資 |
| 第 | 十四 | 世 | 竺 | 山 | 仙 | 和 | 尙 | 第六十四世 | 眞 | 化 | 淳 | 和 | 尙 | 中 | 資 |
| 第 | 十五 | 世 | 貝 | 林 | 藉 | 和 | 尙 | 第六十五世 | 仙 | 巖 | 範 | 和 | 尙 | 太 | 資 |
| 第 | 十六 | 世 | 了 | 菴 | 明 | 和 | 尙 | 第六十六世 | 玉 | 臆 | 珍 | 和 | 尙 | 普 | 資 |
| 第 | 十七 | 世 | 天 | 菴 | 曙 | 和 | 尙 | 第六十七世 | 大 | 蟲 | 虎 | 和 | 尙 | 實 | 資 |
| 第 | 十八 | 世 | 日 | 山 | 旭 | 和 | 尙 | 第六十八世 | 大 | 壽 | 彭 | 和 | 尙 | 天 | 資 |
| 第 | 十九 | 世 | 不 | 見 | 見 | 和 | 尙 | 第六十九世 | 雲 | 澤 | 興 | 和 | 尙 | 瑞 | 資 |
| 第 | 二十 | 世 | 石 | 屋 | 梁 | 和 | 尙 | 第七十世 | 要 | 津 | 宗 | 和 | 尙 | 明 | 資 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

第三十六世	晏	叟	芳	和	尙	無	孫	端
第三十七世	大	林	棟	和	尙	大	孫	徹
第三十八世	普	門	三	和	尙	大	資	徹
第三十九世	大	澤	恩	和	尙	大	資	徹
第四十世	恕	仲	闔	和	尙	大	孫	源
第四十一世	竹	居	猷	和	尙	大	孫	源
第四十二世	敬	堂	崇	和	尙	無	孫	端
第四十三世	不	藏	直	和	尙	大	資	徹
第四十四世	天	香	桂	和	尙	大	資	徹
第四十五世	太	容	清	和	尙	大	孫	源
第四十六世	了	巖	明	和	尙	大	孫	源
第四十七世	日	東	春	和	尙	無	孫	端
第四十八世	月	桂	乘	和	尙	大	資	徹
第四十九世	天	海	晏	和	尙	大	資	徹
第五十世	大	綱	宗	和	尙	大	資	徹

第八十六世	實	菴	貞	和	尙	不	資	見
第八十七世	密	傳	嚴	和	尙	明	資	室
第八十八世	大	中	興	和	尙	竹	資	應
第八十九世	一	溪	源	和	尙	開	資	堂
第九十世	古	室	鑑	和	尙	普	資	濟
第九十一世	利	中	速	和	尙	中	資	明
第九十二世	哲	叟	俊	和	尙	天	資	德
第九十三世	如	蘭	芳	和	尙	晏	資	德
第九十四世	泰	叟	交	和	尙	月	資	桂
第九十五世	金	峰	玉	和	尙	傳	資	芳
第九十六世	古	澗	泉	和	尙	大	資	容
第九十七世	義	芳	訓	和	尙	明	資	應
第九十八世	足	室	給	和	尙	竹	資	居
第九十九世	一	嶽	殊	和	尙	天	資	巖
第一百世	喜	山	讚	和	尙	細	資	仲

第二十一世	明	窓	光	和	尙	大	資	峰
第二十二世	竹	窓	嚴	和	尙	大	孫	源
第二十三世	芳	菴	嚴	和	尙	通	孫	源
第二十四世	青	山	秀	和	尙	無	孫	端
第二十五世	天	巖	越	和	尙	大	資	徹
第二十六世	中	明	方	和	尙	大	資	徹
第二十七世	太	初	覺	和	尙	大	孫	源
第二十八世	月	浦	光	和	尙	無	孫	源
第二十九世	天	德	貞	和	尙	通	孫	源
第三十世	珠	山	珍	和	尙	太	資	山
第三十一世	玉	麟	天	和	尙	無	孫	端
第三十二世	大	成	林	和	尙	大	資	徹
第三十三世	傳	芳	受	和	尙	大	資	徹
第三十四世	奇	叟	珍	和	尙	大	孫	源
第三十五世	直	傳	祖	和	尙	通	孫	源

第七十一世	惟	忠	勤	和	尙	竺	資	山
第七十二世	春	谷	龍	和	尙	同	資	軌
第七十三世	英	巖	傑	和	尙	大	資	深
第七十四世	龍	顏	偉	和	尙	大	資	成
第七十五世	無	聞	音	和	尙	大	資	成
第七十六世	忠	翁	邦	和	尙	竹	資	居
第七十七世	笑	隱	闔	和	尙	青	資	山
第七十八世	竺	庭	仙	和	尙	日	資	山
第七十九世	珂	仲	璨	和	尙	禪	資	室
第八十世	大	輝	曜	和	尙	想	資	仲
第八十一世	昌	菴	丰	和	尙	芳	資	菴
第八十二世	昭	海	周	和	尙	泰	資	巖
第八十三世	天	澤	德	和	尙	大	資	成
第八十四世	南	天	生	和	尙	明	資	應
第八十五世	明	林	哲	和	尙	太	資	初

如上の史實に徴すれば、總持寺輪住の世系が五院開基及びその兒孫の専有にあらざることが分る。乃ち四世無際、六世太山及び十世竹堂の三師は五院開基にあらざるも、その嗣法の次第に依て住山せられ、十七世天菴禪曙はその師たる無等慧崇が早くも戡化して住山に至らざりしも、その後繼として輪住してある、二十八世月浦光は四世無際の子たる中山環の資にして、中山は住山せざるも月浦は輪住の任に當つてある、三十世珠山珍は六世太山の資たるが故に、輪住するに不思議はなく、その他は五院開基の資またはその孫である、而して法叔にして法姪の後とに出て、法姪にして法叔よりも先きに住するは、法派の振合と相互の都合とに出てたるものに外ならぬのであらう、同じく五院開基の直嗣中にも大徹の資禪室宗安の如き、遙かに六十一世に下つて諸法姪の間に伍してゐる、獨り實峰の曾孫たる天香友桂が四十四世として世牌の位置甚だ高きは、峰祖の直嗣たる悦堂常喜も、その資たる天外了清も共に住山なきが故に、この悦堂系の後繼者としてその請に與りたるものであらう、斯くの如く研究し來れば、歴史上の事實が眞に我等の眼前に歴々として見えるやうである。

勅住(長住と)

由來總持寺の世系は輪住即ち正住、正住即ち勅住、勅住は即ち後世の謂ゆる、瑞世轉

短住)

出世史を設ける理由

衣なる一朝の住持職と、その再住なる五院輪番とに分るゝものにて、往昔是れ以外に後世の謂ゆる御轉僧なるものが別にありたるやうに思ふは、甚しき史的謬見にして頗る幼稚の考へたるに過ぎぬ、予が嶽山史の部門を分つに單に世系史のみを立て、出世史を設けざるは是れが爲めてある、出世史は畢竟その一部を世系史に編し、その一部を山内史中の格式史に入るゝを以つて盡きるのである、故に總持寺にてはその開關以來或る時代までは五院輪住も出世勅住も同一系、同一體にして何等の差別を見なかつたのである、或る時代とは何ぞ、予は之を考證して明應の末年文龜永正の頃なりと思ふ、その子細は明應九年以前に於ける總持寺の住山は一年間概ね五人以下なるに、文龜元年以來は忽ちに亂調を呈し來りて五人以上乃至二三十人以上に達したることである、今明應九年以前と文龜元年以後とに就き、前後各二三十年間に於ける輪住數の比較を示さんに實に左の如くてある

明應以前	文龜以後
文明四四人	文龜元九人
同五四人	同二五人
同六五人	同三六人

文龜元年は二月二十九日を以て改元するが故に即ち明應の末年である

明應の末年以前とその以後と、斯くの如きの大差異あるは、史的研究の上に於て注意すべき現象ではあるまいか、尤もその以前と雖も一二の例外はある、乃ち寶徳の三年、康正の元年、文明の三年、この三箇年に於て六人づゝの輪住を見るは、現住の中

(二十九年間) 計百二十一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	明	同	同
九	八	七	六	五	四	三	二	元	三	二	
四	四	五	四	五	四	四	五	四	四	五	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

(二十九年間) 計五百二十

同	享	同	同	同	同	同	同	大	同	同
二	祿	七	六	五	四	三	二	元	七	六
十六	元	七	六	五	四	三	二	元	七	六
人	人	二十	二十一	二十五	二十八	二十一	二十一	十四	二十	二十一

延	同	長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
徳		享												
元	二	元	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
四	四	二	一	五	四	四	五	四	四	五	四	五	四	五
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	永
十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	正
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
二十五	二十六	二十四	二十三	二十	三十二	二十二	十七	二十五	二十二	四	十一	八	七	七
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

助住(俗に倣ふて與力と稱す)
 出世にも勸附と非勸附の差別がある
 道德的義務とは異様なる川語なれども普

に中途の遷化若くは他の事故に依て交代せられたものと考ふ、その外には享徳の元年及び二年、この二箇年に限り九人づゝの輪住を見る、是れには予が別に史的研究上の考もあれど、今は茲に述ぶることを得ぬ、これ以外には開闢以來一箇年として一時に五人以上の輪住を生じたることはない、尤も前に掲げたる明徳元年の置文中なる三十七箇月を一期とせる交代年限は、應永の末に至つて一年制に改まりたることは、史的事實に依て考證し得らるゝのである、また五院嚴然として存立しながら、一年に四人づゝの輪住多きは、無論、大徹、實峰等の兒孫早くも減少して器用の仁に乏しく隨てその何れの一院にか關住を生ずることありて、御影侍者即ち山内の塔司を以てその住務を補ひたるものならんと考ふ、是れやがて無際、太山、竹堂諸師の住山ありしを起原として、後世に助住制度即ち洞川、傳法、如意の三院に與力と稱する五派以外の輪番を生じたる原由である、茲に於て總持寺は勿論、總ての輪住地に在て輪番を勤むることは最初は謂ゆる應請出世として名譽と權利とを並有するに限りたれども、後世の輪番なるものは俗に謂ゆる門役として一種の義務を加味することに至つたのであつて、その助住と云ふが如きは法孫の少なき派頭の院に對する道德的義務即ち法眷門徒同心和合の洪範に基ける準由行爲の一分

藏妙高兩派の如く單に權利を以て強ふることを得る義務と分つが爲めに假りに斯く云ふ

を意味するものである、今試みに五院に於ける正住と助住とが如何に行はれたるか、の史實を示さんに

如意	傳法	洞川	妙高	普藏
庵	庵	庵	庵	院
竹無實	源無明大	道月無無	道叟泉底無	院大源
堂着峰	翁際峰徹	派派派	派派派	派源派
派助正	助助助	住住住	住住住	派正派
助住住	住住住			正住

寒巖派は事に由りて越後長岡長興寺に限り安永九年以來僅かに二回傳法庵に助住したれども今茲には之を例外とする

住職の分類中
本章に述べざ
ることは總て
次章に於て論
ずることにする

輪住地廢止に
於ける二種の
區別

維新以前の輪
住廢止

維新の際の輪

古來總持寺に於ける世系なるものは、大要斯くの如くである、その後世に於ける五
院輪番と瑞世轉衣との離不離關係の如き、總て他日の研究に譲りて、以下章を改め
て總持寺以外の各輪住地なる單住輪番、單獨輪番及び正副輪番に就き、些か研究を
試みることにする

第八章 總持寺以外の輪住地

總持寺以外の輪住地を研究するには、先づその輪住が明治維新まで持續したるも
のと、維新以前に廢止して獨住と爲りたるものとの二種に區別するを以て便宜な
りと思ふ、而して前章に掲げたる輪住地の中

- | | | | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 能登 | 永光寺 | 陸奥 | 正法寺 | 丹波 | 永澤寺 | 越前 | 龍泉寺 |
| 攝津 | 護國寺 | 伯耆 | 退休寺 | 備中 | 永祥寺 | 肥前 | 玉林寺 |
| 越前 | 禪林寺 | 越前 | 慈眼寺 | 越前 | 宗生寺 | 越前 | 願成寺 |
| 肥後 | 悟真寺 | 尾張 | 福嚴寺 | | | | |
| 越前 | 龍澤寺 | 遠江 | 大洞院 | 相摸 | 最乗寺 | 相摸 | 大慈院 |

の十四箇寺は維新以前に輪住廢止したるものにして

住廢止

- | | | | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 相摸 | 報恩院 | 豊後 | 泉福寺 | 周防 | 泰雲寺 | 駿河 | 洞慶院 |
| 參河 | 龍溪院 | 參河 | 泉龍院 | 參河 | 長興寺 | 尾張 | 乾坤院 |
| 遠江 | 石雲院 | | | | | | |

輪住廢止の事
由

尾張の福嚴寺
も徳川以前に
於て輪住を廢
止せるものな
れど是れは別
種の研究に屬
する點がある

の十三箇寺は維新の際まで持續したるものである、而して維新の際まで持續した
るものは別に論ずべき所もなければ、その以前に廢止したるものに於ては、その廢
止の年代及びその事由等に就て、今その分明せる部分のみを略述せんに、門派の減
少、費用の困難、この二途は何れの輪住地にも共通すべき有力なる廢止の事由のや
うに思はれる、而かも輪住廢止の最初は陸奥の正法寺なるが、同寺一箇寺のみ既に
徳川時代以前に於て自然に之を廢止して獨住地と爲つたのである、是れその開闢
時代に於て奥羽二州の本寺と爲り、月泉四十三資の門派大に繁興せしと雖も、領土
は自ら草昧にして地の利頗る悪しく道力は自ら薄弱に流れて強弩の末終に魯縞
を穿つこと能はざるに至れるに際し、他の大源通幻等の諸門派は謂ゆる蠶食的攻
勢を以て駁々としてこの地の開拓に従事したれば、優勝劣敗適者生存の理勢は昔
時も猶今の如く、自ら退嬰萎縮して當初の規模を維持すること能はざるもの、是れ
單に正法寺のみに限らず、總ての輪住地廢止の事由の大なるものである、又自餘一

般の輪住地の如き、往昔は唯だ道に依て財に依らず、人に依て寺に依らざりしが故に志の存するところ即ち道の存するところなれば、その門派に係る法孫が、その派頭の寺に對して塔を守り、化を擧ぐるは、義務と名譽とを並び全ふするの道なれば、之を行ふに甚だしき困難も感ぜざりしも、後世の輪住地は輪番その人に於て、比較的多大の費用を要することゝ爲り、且つ輪番せんが爲めにはこの容易からざる費用の負擔に加ふに、自坊を閑却して多大の不便を感ずるが故に、人情の常として自ら怠り易く爲る、茲を以てその派頭たる輪住地に於ては、寺に課するに輪番地の名の下に必ずその勤務を強求することゝ爲る、加ふるに元祿の一師印證以後は別章に述ぶるが如く、明峯派の人法次第に激増して、寺は唯だ借物の如く思へる者多くなりたる世に際して、如何に寺門の系統が峨山派に屬するとは云へ、之に向て自己の法系にあらざる派頭に對して輪番を勤むること、表面上の理窟は兎も角、衷心の人情は自ら薄らがるを得ない、是れ已むなく輪住地の廢止せられたる有力にして争ふべからざる事由たること、予が龍泉寺、禪林寺、護國寺、永澤寺等が輪住を廢止せる當時の詳細なる史料に徴して之を認むる所である、唯だ最乗寺、大洞院の如きがその輪住を持続し得たるは、先づ門派の廣きこと、その輪番地の比較的附近に多

大徹派一に十
六資とも云ふ

くして往復の費用も自ら少額に済みたること、門派上下相互間の規約整備して互ひに檢束し合ひたること、關三刹(殊に總寧寺)は最乗寺の爲めに、可睡齋は大洞院の爲めに、共に僧録の權を利用して多大の保護を加へたること、是等の如きはみなその輪住を持続し得たるに就ての有力なる原由である、如上の意味を参照し來れば九州の一方に蟠屈して門派を附近に有したる泉福寺の如き、惣仲六派の輪住地の如き、煩はしくも一々論述するまでもなからう、唯だ宗門興隆の上に於て最も悲むべきは、門派の減少して振はざることである、無底派に於ける月泉四十三資の末は今更云はず、大徹十八資の末は如何、實峰十二資の末は如何、無端は瑞巖唯だ一資のみなるも、無端の孫として瑞巖が治出したる銅頭鐵額七資の末は果して如何、二十五哲中の秀拔として撰ばれたる祖師の兒孫も猶斯くの如くてある實に相續也大難なることを知るであらう

茲に於て先づ維新以前に廢止したる輪住地に就て、その年代、輪住、世代等の要略を示さんに

永光寺にて洞
叟和尚は四百
七十四世と爲

寺	號	輪住年間	輪住世代	輪住廢止	獨住一世
永光寺		約二百六十年	四百七十三世	寛永二年	洞叟太汲

り正法寺にて
體和尙は百
二十世と爲
る以下順次に
この世代を送
ふを以て輪住
は自然に止み
たるも兩寺に
ては獨住一世
とは云はぬ

正法寺	約百六十年	百二十一世	永正十六年	嶺休良鷲
永澤寺	約二百九十年	二百四十九世	延寶七年	盧白雲吉
龍泉寺	約三百二十年	三百二十二世	享保二年	牧殿眞牛
護國寺	約三百六十年	不詳	明和八年	石居巨道
退休寺	約三百二十年	不詳	元文年間	越泉玄澄
永祥寺	約二百五十年	不詳	明曆四年	學海良圓
玉林寺	約二百三十年	百八十三世	寬永四年	一庭融頓
禪林寺	約三百七十年	不詳	明和八年	香外石蘭
慈眼寺	約二百七十年	百八十七世	元祿年間	雲晴玄瑞
宗生寺	約三百六十年	不詳	天明年間	本教普峰
願成寺	約三百七十年	不詳	享和元年	不鳴獨掌
悟眞寺	約百九十年	百十九世	元和年間	東巖□旭
福嚴寺	約七十年	七世	天正十二年	三桑□省

右の中先づ永光寺の輪住制度より研究せんに、同寺の輪住ほど複雑にして研究に困難なるものはないやうに思はれる、その子細は最初は第三種に屬する單獨輪番

正住の長期短期

累住

の如くなりしも、後には第四種に屬する正副輪番の如くに爲りたることである、
單獨輪番とは一人の正住が任期を定めて、前住後住と交代するの輪番である、正副
輪番とは長期なる一人の正住ある上に、短期なる正住が長期の正住と累りて、代る
代る頻繁に累住するを云ふのである、然るに長期も短期も同一系に世系を係け同
一列に世代を逐ふ所より見れば、共に正住たるに於て甲乙はあらざるも、長期は一
定の年限間常住し、短期は常住せずして進退するが故に、假りに約して正副輪番と
名づけたのである、今永光寺の住山記に就てその輪住の例を示さんに

開山 瑩山禪師	二世	明峯素哲	三世	無涯智洪	四世	峩山紹碩
五世 壺庵至簡	六世	松岸旨淵	七世	寂室了光	八世	無底良韶
九世 瑞翁超源	十世	館開僧生	十一世	照菴智錫	十二世	中庭宗可
十三世 大源宗眞	十四世	珠巖道珍	十五世	無等慧崇	十六世	通海良泉
十七世 絕峯興智	十八世	寶山宗珍	十九世	了堂心了	二十世	藥室至仙
二十一世 虛室祖空	二十二世	溫老宗興	二十三世	徹堂禪通	二十四世	宗英祖傑
二十五世 要綱德宗	二十六世	北海慧超	二十七世	大徹宗令	二十八世	青峯道義
二十九世 普濟善救	三十世	瑞巖韶麟	三十一世	月海玄生	三十二世	竺山得仙

十世僧生住山
記には無道號
としてある

二十二世溫老
住山記には萬
松としてある

七十九世は大乗寺三十世祖舜の孫虚室の嗣謙慶慶益としてある

如上の次第に依て見れば一應單獨輪番の如くに思はれる而して七十九世に至るまでは何等の變調もない然るに八十世以下に至つて左の如き現象を呈してある

八十世	括堂兼包 ^{住一回}	八十一世	幡宗兼勝 ^{住一回}	八十三世	幡殿兼尹 ^{住半回}
八十四世	玄室智玄 ^{住半回}	八十五世	蘭翁呈芳 ^{住九旬}	八十八世	大幢 ^{廣住三旬}
九十世	藏山州廣 ^{借住}	九十四世	明巖正秀 ^{借住}	九十七世	大極大初 ^{住二回}
百二十三世	信叟良允 ^{住二十日}	百六十二世	茂林宗端 ^{住三日}	百六十三世	説溪林宗 ^{住三日}
百六十八世	青林宗秀 ^{住一日}	百六十九世	天屋宗周 ^{住一日}	百七十八世	怡中宗喜 ^{住九日}
百八十世	東陽應釵 ^{住二日}	百八十四世	友堂慶諒 ^{自七月十日至八月八日}	百八十七世	桂岳禪昌 ^{住一回}
百九十三世	古春桂初 ^{坐功}	百九十九世	桂室宗芳 ^{住一回}	二百四世	大成秀林 ^{自七月十六日至四月晦日}
二百五世	天陽乘明 ^{住三日}	二百十三世	關山周透 ^{坐功}	二百十七世	春谷中芳 ^{坐功}
二百二十七世	隣山自得 ^{住一回}	二百三十一世	心契慶傳 ^{住一回}	三百二世	松岳禪貞
三百二十八世	友窓慶濟	三百二十九世	興學順盛 ^{住三日}	四百七十五世	至山長祝

以上は予が研究に便宜ならん爲め唯だ處々を抜萃したるものに過ぎぬ今之に依て些か考へ且つ疑ふ所を述べんに永光寺の輪住は斯くの如く複雑極りないものである而して總ての世代中百七十二世竺雲惠仙和尚が文明四年二月二十二日に

無底禪師住山の年代は聯燈錄の記事も一致してある

また永光寺の古文書に徴するに二十一世紀空和尚は明徳二年の輪住にして二十三世禪通和尚は應永五年の輪住なればこの中間僅かに一世にして前後八年に跨るを見る

三日住とあるに至るまでは絶えて住山年月の記入あるなくその以後とても處々疎らに之を記入せるものあるの外下つて天文の中頃に至るまでは多くは年代の記入なければその單獨正住と累住との區別を見分けること頗る難く隨て研究上の困難は云ふまでもない然るに予はその中に就く古き時代のことには於ては總持寺永光寺及び正法寺の古文書に徴して三世無涯禪師は曆應二年の住山八世無底禪師の住山は文和の四年より翌延文元年七月の頃までなることを知り十二世中庭宗可禪師の住山は永和元年の頃なることを知りまた六十九世草堂元方九十三世南崗利周百九世玄中良圭百十八世香風永定の四師が共に長祿三年より四年に跨りて洞谷に住山せしことを考證してこの六十九世より百十八世に至る五十世間は幾んど猶如食頃とも云ふべき極めて短日月間なることを了解せるに依りこの頃に於て既に一日住三日住等の短期正住が長期正住の上に累住せしことを立證し得べきものと思ふ

然るに前に披抄せる住山記中一回住とは一箇年のことなるか二回住とは二箇年のことなるか然らば半回住とは半箇年のことなるかその期限を知るべき根元の規定を見る能はざるを以て之を知るに由なしと雖も斯く長期と短期とともども

永光寺古文書には峨山禪師再住とある

尤も十三世大源禪師は永光寺の古文書に應安四年九月日住持宗真とある是れ乃ちその示寂なる十一月二十日より僅かに二箇月前にしてその前年八月十三日には普藏院住職として五院列判の洪範を定められたることなれば示寂前には總持寺住山の儘永光寺を兼住せられたるものと見える

質實簡古なる史料の妙味

錯綜して一定せざるは、平時に於て或る期間を定めたる常住長期の住職がありたるものと考へられる、而して二世明峰禪師は正中二年に、四世峨山禪師は曆應三年に、二十九世普濟禪師は應永十三年に住山せられしは、聯燈録にも記したれども、最早や、五世壺庵、六世松岸、七世寂室、十世館開、十一世照庵、十二世中庭、十三世大源、十四世珠巖、十五世無等、十八世寶山、二十二世溫老、三十世瑞巖、三十二世竺山、四十世天菴(禪隱)四十二世桂巖英昌の諸師の如き聯燈に傳を系けたるものと雖も、唯だ洞谷に出世と云ふことのみを記して、その住山の年代を詳かにすることを得ない、單に竺山が居ること三年と記せるのみである、而して二十七世大徹、三十六世貝林(侑藉)二禪師の如き、總持出世のことは記るせども、洞谷の出世はその記事すらもない、尤も總持寺住山記の如きも、登祖以後十七世天菴禪師までは、唯だ中間に十一世梅山禪師が明德元年十月二十二日の入寺、十四世竺山禪師が應永五年十月二十二日の入寺なる記事あるのみにして、その住山年月の記事を闕てある、今總持寺永光寺正法寺の住山記及び大乘寺の聯芳志(即ち住山記)に徴するにその最初は何れも質實にして簡古なるものである、この質實簡古にして幾んど要を缺てある所に歴史の眞趣が存することを認め得らるゝのである、凡そ史的研究の邪魔になるは後世の人

が確然たる立證もなきに、よい加減に歴史を粉飾して古代の史實を偽ることである、是等の記事が邪魔を爲す爲めに、我等が眞の歴史研究は如何ほどの障礙を受けるか分らぬ、故に不明瞭のことは不明瞭のままにしてさへあれば、茲に充分なる研究の餘地が存して、後世の學者に多くの便宜が與へらるゝことと思ふ、依て眞にその時代を欺かざる歴史ならんには詳かなるに越したことはなけれど、若し然らざらんには、成るべく歴史は後世の人の意思を交へずに、質實簡古の儘にして、おいてもらひたい、今その一例を擧ぐれば前に記せる總持寺十一世梅山、十四世竺山の二禪師の入寺が共に十月二十二日なるを以て見れば、その前後の世代に入寺の月の記入は缺けたれども、この時代は總て前に掲げたる明德元年の定書に第一箇條に、退院、十月二十日入寺、同、以、二十、二、日、可、定、吉、日、也、との規定が勵行せられつゝありしことが考證し得られ、また十八世日山良旭禪師の入寺が、應永十二年九月十五日にして、その以後の入寺月日が區々一定せざるに徴すれば、この時代より最早や交代月日の規定は破れて隨意となりたることが分かる、また正法寺の年譜に照すに、應永十九年の條下に左の如き記事がある

壬辰、自、四月、傑、峰、住、二代、十三年、忌、佛、事、於、總持寺、營、之、當時、僧、錄、瑞、巖、和、尙、無、端、之、嗣

正法寺に於ける二様の年譜

也。陞座有之。待夜。魁林和尚。大源孫。恕仲嗣也。當日拈香。芳菴和尚。通幻嗣也。自當山使。僧鳳翁和尚。法眷中總代也。贖錢都門中二百餘貫也。

別章中にも云へる如く是れはその一本にして當時の時代文その儘のものである。之と同一の年譜が今一本あるがその明文には左の如く云ふてある

十五世傑峯得俊 師嗣法於月泉印。應永十九壬辰年四月進院。是歲相值。當山二世泉翁十三回忌。絲是兄弟。行議乃醮齋儀二百餘貫。特差鳳翁法弟於能之總持。丕設齋。縫扇請各院尊宿大作諸般法供養。用酬慈蔭也。隔宿拈香。魁林和尚。嗣子也。當日陞座。瑞巖和尚。無端。當日拈香。芳菴和尚。通幻。瑞巖和尚。無端。當日拈香。芳菴和尚。通幻。

是れは見る如く、通常の漢文にして正法寺百四十五世東光良普和尚の代に重修したるものではあるが、少しも原文の意味を損しては居らぬ併しながら茲に原文と並べ存すればこそ潤色せる漢文にもその真趣あり、原作の時代文にもその妙味の滴るを知ることが出来るが、若し後世の潤色文のみを存して、原文を没却したらんには、人或は予が肥後廣福寺に於ける介祖の文を疑ふが如く之を疑ふことであらう。本來ならばこの正法寺年譜の文は別章なる史料研究の下に論述すべきものなる

魁林和尚は恕仲十二委の一人にして越前龍澤寺の輪住九世である

を特に茲に引用せるは、之を以て總持寺住山記の記事の缺けたるを補ふて之を立證研究せんが爲めである。由來總持寺の住山記は前にも述べたる如く、この當時に於ける各院正住の在山期間を詳かに記入せざれども、今この正法寺の年譜に徴すれば、洞川庵は瑞巖和尚、妙高庵は芳菴和尚であつたことだけは明瞭に分かる。然るに茲に一の疑問と爲るは、恕仲の嗣なる魁林和尚が逮夜の焼香と云ふことである。今總持寺住山記に照すにその當時の前後に於て魁林和尚と云ふはない、殊に恕仲の資と云ふに於ては、その師なる恕仲和尚すら、應永二十八年に至て住山せしほどなれば、之に先だつ十年前にその法嗣たる魁林和尚が住山するが如きことはなからう、之に依て予は前述應永十九年の總持寺輪住を左の如く考證し得ると思ふ

普藏院 竹窓智嚴 應永十六年十一月十一日入寺

妙高庵 芳菴祖嚴 應永十八年四月二十九日入寺

洞川庵 瑞巖韶麟 嘉慶元年(月)日缺入寺應永十九年即ちこの年十月十日法嗣青山性秀和尚交代入寺

傳法庵 日山良旭 應永十二年九月十五日入寺

如意庵 明窓妙光 應永十六年十一月一日入寺

斯くの如く考證し來れば總持寺住山記と正法寺年譜とは符節を合することに爲

因點を附したるは史料の記事脱落して不明のところに係る

る。而して魁林康甫は聯燈にもその傳を系けざれども當時總持寺に在山し、普藏院竹窓和尚の代香として逮夜の拈香を勤められたることと考ふ
是れより正法寺の住山記及び年譜に照してその輪住の次第を述べんに

貞和	四	開山	無底良部	入院
貞治	元	二	代 月泉良印	入院
應永	七	三	代 道叟道愛	勸請
同	七	四	代 古山良空	入院
同	五	五	代 月峯良燈	入院
同	十	六	代 端山惠忍	入院
同	十一	七	代 巨泉良珍	入院
同	十二	八	代 梅榮元香	入院
同	十三	九	代 無等良雄	入院
同	十四	十	代 虎溪良乳	入院
虎溪代(自十一代大應至三十六代笠夏)				
同	二十九	三十七	代 中山良用	入院
同	二十八	〇	〇至六十七代太周	
寶徳	二	六十八	代 金堂妙菊	入院
同	六十九	〇	〇至九十二代〇〇	
文明	九	九十三	代 儀庵妙順	入院
同	九十四	代 德隣	至百十四代昭室	
永正	元	百十五	代 壽雲良椿	入院
同	百十六	代 龍巢	至百二十一	代 桂菴
同	百廿二	代 嶺休良鷲	入院	
天文	三	百廿三	代 虛窓良巴	入院
永祿	二	百廿四	代 源菴良稅	入院

之に依て見るときは四代より十三代までは期限を定めたる單獨輪番にして百二

正副輪番

十二代嶺休良鷲は獨住の八世に當りてその以後は別章に示すものと同じく、十代虎溪より百二十一代桂菴までは、その世系を一貫して長期輪住の上に変る交る短期輪住の累り合ひたるところ、正副輪番なる累住制度の遺憾なく發揮せられたる實例として、寸毫の疑義を挿ひべき餘地がない
次に永澤寺の輪住と龍泉寺の輪住とは、元來同開山にして十哲住山の順序も同じければ、之を對照して研究せんに左の如くである

兩寺の住山記抜抄はその様式を改めたれど、文意は總て原文の儘である
この永澤寺輪住史料は同寺獨住六世桃溪仙和尚の頃調製せるものにて龍泉寺輪住史料は寛永十九年同寺二百四十八世として勢州天王寺より輪住せ

開山	通幻寂靈	住
二	世 了菴明	嗣開山
三	世 石屋梁	嗣開山
四	世 一徑就	嗣開山
五	世 普濟救	嗣開山
六	世 不見見	嗣開山
七	世 天真性	嗣開山
八	世 天應祐	嗣開山
龍泉寺輪住		
開山	通幻寂靈	住
一	世 了庵慧明	最乘寺開山
二	世 石屋真梁	福昌寺開山
三	世 一徑永就	景福寺開山
四	世 普濟善救	禪林寺開山
五	世 不見明見	興禪寺開山
六	世 天真自性	慈眼寺開山
七	世 天應祖祐	正眼寺開山

る南龍存舜和
尙の重修せし
ものに係る

九	世	天德	真	嗣開山
十	世	量外	壽	嗣開山
十一	世	芳菴	嚴	嗣開山
十二	世	韶陽	遠	嗣了菴
十三	世	大田	用	嗣石屋
十四	世	實貞	真	嗣一徑
十五	世	玉窓	珍	嗣普濟
十六	世	中的	玄	嗣不見
十七	世	快翁	俊	嗣天真
十八	世	天先	命	嗣天鷹
十九	世	日菴	光	嗣天德
二十	世	無聞	音	嗣量外
二十一	世	光山	智	嗣芳菴
二十二	世	大綱	宗	嗣了菴
二十三	世	竹居	猷	嗣石屋

八	世	天德	曇真	宗生寺開山	當國
九	世	量外	聖壽	永興寺開山	當國大
十	世	芳庵	祖嚴	願成寺開山	當國
十一	世
十二	世
十三	世
十四	世
十五	世	無極	慧徹	補陀寺開山	上州
十六	世	竹居	正猷	福昌寺	二世 隆州
十七	世	奇山	玄瑞	攝州景福寺	...
十八	世	大圓	禪雄	曹龍寺	二世 當國
十九	世	了嚴	元明	園林寺開山	大國
二十	世	快翁	玄俊	石州永谷寺	...
二十一	世	天先	祖命	正眼寺	二世 尾州
二十二	世	日菴	曇光	玉雲寺開山	當國
二十三	世	無聞	正音

二十四	世	奇山	瑞	嗣一徑
二十五	世	直傳	祖	嗣普濟
二十六	世	春庭	芳	嗣不見
二十七	世	希明	良	嗣天真
二十八	世	運溪	用	嗣天德
二十九	世	玉海	珍	嗣芳菴
三十	世	無極	徹	嗣了菴
三十一	世	覺隱	本	嗣石屋
三十二	世	物光	卓	嗣寶庭
三十三	世	玉翁	光	嗣普濟
三十四	世	天窓	榮	嗣不見
三十五	世	清寧	祐	嗣機堂
三十六	世	澄照	源	嗣天鷹
三十七	世	朴堂	淳	嗣天德
三十八	世	萬年	本	嗣無聞

二十四	世	嫩桂	祐榮	當國少林寺	
二十五	世	大綱	明宗	大慈院開山	相州
二十六	世	覺隱	永本
二十七	世
二十八	世	直傳	正祖	寶四寺開山	當國
二十九	世	唄菴	義梵	長禪寺開山	當國
三十	世	希明	清良	龍興寺開山	當國
三十一	世	澄照	良源	丹波洞光寺	...
三十二	世	無印	英原
三十三	世
三十四	世	昌菴	愷丰	當國盛景寺	...
三十五	世	月江	正文	普門院開山	武州
三十六	世
三十七	世
三十八	世	玉窓	良珍	龍谷寺開山	賀州

三十九世	龍室 泉	嗣芳 菴	三十九世	春庭 見芳
四十世	春屋 能	嗣大 綱	四十世	俊鷹 道青
四十一世	在山 瑤	嗣竹 居	四十一世	………
四十二世	意芳 心	嗣奇 山	四十二世	悅傳 春高 <small>當國玉雲寺二世</small>
四十三世	玄中 義	嗣玉 窓	四十三世	………
四十四世	節堂 忠	嗣了 巖	四十四世	龍室 道泉 <small>常在院開山州若</small>
四十五世	牧翁 欽	嗣英 仲	四十五世	春屋 宗能 <small>報恩院開山州相</small>
四十六世	太虛 宙	嗣天 先	四十六世	………
四十七世	叔法 芝	嗣運 溪	四十七世	………
四十八世	雲叟 慶	嗣無 聞	四十八世	玉翁 正光 <small>金剛院開山國當</small>
四十九世	清澗 泉	嗣嫩 桂	四十九世	節堂 祖忠 <small>大隅園林寺</small>
五十世	月江 文	嗣無 極	五十世	………

(以下輪住至二百四十九世)

(以下輪住至三百二十二世)

この永澤龍泉兩寺の輪住は、何れも單獨輪番に屬するものにして、龍泉寺の住山記には始終を一貫して一年交代制の嚴重に行はれたることが分かる、さるかはり點

單獨輪番

線を施したるところの如き處々世代の何人たるや不明瞭の時代多きは頗る遺憾に思ふことである、殊に十哲及びその兒孫の輪番順序、遞次往てはまた還ること兩寺幾んど同軌一轍なるに龍泉寺の世代に於て十世を芳菴とし、十五世を無極とするときは、その中間の不詳なる十一世乃至十四世若しくはその他の點線の箇所には果して何人を世代として之に充つびべきや、今普濟錄の末尾に附せる同禪師の傳を閱みするに、應永十二年三月龍泉寺再住のことに爲つてゐる、而してこの應永十二年は即ち同寺十一世に當りて不詳の部に屬すれば、龍泉寺にてはこの年、普濟善教禪師の再住に對して、十一世なる世牌を立てたるものと見える、然らば他の一般輪住地に於ける再住の場合に對して、一の異例と見ねばならぬ、而してその他の點線の箇所は、何れも再住又は闕住の場合に於ける近隣なる門派寺院即ち寶圓寺、龍門寺、洞源寺、金剛院の代務と見て差支なきものである、猶幻祖を開山とするときは何故に菴祖を二世とすること永澤寺の如くせずして、特に第一世としたるや、疑はしき次第である、而して各輪住の年代を詳かにしたるは龍泉寺住山記の長所に於て、永澤寺住山記の及ばざる所、永澤寺にてはその嗣法の師を注記して、法系の如何を知らしめ、龍泉寺にてはその兼住の寺號を注記して、寺統の如何を知らしむる

兼住(この兼住とは派頭に)

輪住せる人の
自坊の住務を
指すものであ
る。

單住輪番

最乗寺住山の
次第は康正二
年三月十九日
九世在仲最乗
寺を輪住地と
定め同年七月
二十七日十世
安叟宗楞に譲
り爾來大綱無
極兩派を以て
交互輪番する
ことに定まり
たる旨寶曆十
年十月關三刹
より幕府の尋
問に答へてお

ところ各一長一短と云ふべきであらう
次に最乗寺及び大慈院報恩院の輪住次第を研究せんに、この輪番は總持寺五院の
總持寺に於けるが如き複住輪番ではない、最乗、大慈、報恩の三院共に單獨輪番であ
る、然れども他の永澤龍泉兩寺の如き、一山一箇寺の單獨輪番とは異りて一山三箇
寺の單獨輪番なるが故に、茲には他の一山一箇寺の單獨輪番と擇び分たんが爲め、
特に第三種に屬する單住輪番と名つけたのである、さて大慈報恩二院の輪住は且
らく措き、その本院たる最乗寺の輪住は左の如くである

八	世	吾寶宗瑛	五十九世	學甫永富	駿河定林寺
七	世	月江正文	五十九世	挺庵正秀	下總勢國寺
六	世	夢巖華應	五十九世	悅堂宗穆	信州定津院
五	世	春屋宗能	五十九世	曇英慧應	越後林泉寺
四	世	無極慧徹	五十八世	天室正運	相州保善院
三	世	大綱明宗	五十八世	大林正通	上州茂林寺
二	世	紹陽以遠	五十八世	一華文英	甲州廣嚴院
一	世	了菴慧明	五十七世	天庵玄彰	武州龍穩寺

古記に依るに
天文の頃總持
寺越翁龍穩寺
喜州合議して
最乗寺輪番の
制を定めその
後最勝院笑
山之を補正し
更に下りて總
持寺鐵尊龍穩
寺樹之を改
修したるもの
である

今最乗寺に談
する住山記は
萬治三年の頃
に於て總持寺
光紹龍穩寺御
州二師に依て
重修されたる
ものなれど予
が研究する所
に依ればその
年代の記入に
於て頗る誤謬
の點もあり殊
に徳川時代に
至りて關三刹

九	世	在仲宗宥	六十世	鳳庵英麟	豆州最勝院
十	世	安叟宗楞	六十世	絕芳祖裔	濃州龍泰寺
十一	世	即庵宗覺	東昌寺開山	竺庵宗僊	豆州藏春院
十二	世	拈笑宗英	定津院開山	益之英謙	下野瑞光寺
十三	世	實山永秀	藏春院開山	秀峰存岱	常州龍谷寺
十四	世	雲岫宗龍	廣嚴院開山	陳叟明遊	上總眞如寺
十五	世	天巽慶順	龍華院開山	心華乘芳	相州乘碩寺
十六	世	南極壽星	常州大雄院	賢室自超	上州永源寺
十七	世	華叟正夢	美濃龍泰寺	子賢宗遊	奥州峰全院
十八	世	模庵宗範	豆州普門院	養拙宗收	相州華隱院
十九	世	泰叟妙康	武州龍穩寺	體庵明全	奥州長祿寺
二十	世	一州正伊	上州雙林寺	天叟原訓	總寧寺
二十一	世	密山正嚴	上總眞如寺	雲岡舜德	武州龍穩寺
二十二	世	月窻明潭	奥州長祿寺	雲應玄俊	駿州觀勝院
二十三	世	州庵宗彭	奥州峰全院	乾叟全亨	濃州龍泰寺

大慈報恩二院の住山記はその古きことは今不詳に屬しておる大慈院の輪住は天正十六年以後之を列記し報恩院の輪住は永正十三年以後之を列記してある故にこの二院の輪住には世代の順序が返つてない

安恩派									
駿河	駿河	常陸	常陸	常陸	相摸	常陸	相摸	常陸	常陸
普明寺	寶持院	傳正寺	鳳臺院	常穩院	福泉寺	定輪寺	宗淵寺	淨泉寺	超林寺
天巽派									
相摸	上野	上野	上野	相摸	常陸	甲斐	甲斐	甲斐	下野
藏林寺	橋林寺	舒林寺	永福寺	成孝寺	松石寺	鱗勝院	常光寺	清光寺	正覺寺
實山派									
相摸	相摸	相摸	相摸	伊豆	伊豆	相摸	相摸	相摸	相摸
久翁寺	洞昌院	龍門寺	善榮寺	三養院	淨圓寺	昌溪院	藏春院	龍寶寺	瑞雲寺
即庵派									
下野	下野	安房	武藏	陸奥	上野	上野	上野	上野	伊豆
川長林寺	興正寺	延命寺	禪林寺	法傳寺	橋林寺	永福寺	成孝寺	松石寺	慈雲寺
南極派									
常陸	常陸	常陸	下總	下總	常陸	常陸	常陸	常陸	常陸
東漸院	鳳林寺	常安寺	醫王院	長松院	宗淵寺	淨泉寺	超林寺	長松院	醫王院
月窓派									
武藏	下野	陸奥	陸奥	下野	甲斐	甲斐	甲斐	下野	武藏
傳心寺	長安寺	長松院	永泉寺	天性寺	正覺寺	清光寺	常光寺	勝樂寺	成願寺
摸庵派									
常陸	常陸	常陸	下野	下野	常陸	常陸	常陸	常陸	常陸
龍谷院	泰寧寺	常安寺	龍江院	龍江院	龍江院	龍江院	龍江院	龍江院	龍江院

總持寺の二級制度と最乗寺の三級制度との對照

以上表示する所の三院の輪番地を無意義に看過せば、素よりそれまでのものなれども、若し子細に研究し來れば、この輪番地の所屬配置には、一脈の系統と一定の條理とを包容して、頗る妙味あるを覺ゆるてあらう、由來最乗寺の輪住組織なるものは一の三級制度より成ること、總持寺の二級制度とは自ら別種の趣がある、總持寺の二級制度とは何ぞ、登峨兩祖の道場たる總持寺本院(上級)に對して、同列法眷なる大源乃至寶峰の五哲各五院(次級)を構へて之を擁護するときは、左肩右肩みな同一資格なるが故に之を一統して複住制度を執ること、頗る系統條理に適ひたるものなれども、今最乗寺の如きは、大に之と趣を異にし、開山菴祖(上級)より見るときは、大慈開山大綱(次級)は子にして報恩開山春屋(末級)は孫と爲り、大綱より見るときは、菴祖は父にして春屋は子と爲り、春屋より見るときは、大綱は父にして菴祖は祖父と爲る、三人各尊卑上下の差あるもの、合して一の山内を組織するに於てはその支流に係る各輪番地の法派の次第も、勢ひ慈恩二院均等なる複住制度を容さざる趣が

本院には十六派みな輪住す
大慈院には無極の四派輪住せず
報恩院には春屋七派のみ輪住す

見える、殊に菴祖の直弟にして大綱と比肩すべき無極慧徹は、早くも濃州に補陀寺を開きて、常恒に山門擁護の任に當らず、また大綱の資にして春屋と肩を比すべき吾寶宗璨は、背後なる足柄の嶮を隔て、伊豆の最勝院に割據したれば、大雄の山門は自ら大綱春屋の父子相合して乃父乃翁の遺緒を紹隆すべき大任を帯ぶることに爲つたのである、爰を以て斯かる三級制の一山輪住を組織せしことは自然の勢ひより生じたる結果と見るべきもので、歴史研究の眞趣味も實にこの處に存するのである

この故に本院なる派祖の道場には、春屋の七派に吾寶の五派を合したる謂ゆる大綱十二派は勿論、無極の四派も比較的その法派の高きものは共に輪住してその塔廟を守り、大綱の道場なる大慈院には、吾寶の五派と春屋の七派は輪番すれども、無極の兒孫は最早や之に與からず、また春屋の道場なる報恩院には、單に春屋七派のみ輪番すれども、吾寶の五派は之と何等の交渉を有せざるなど、實に系統條理の整然として一絲亂れざるものあるを見る、是れ即ち一山三院單住制の由て來る所以にして、その制度の偶然ならざるを知るに足る、而して前に表示せる輪番地の中、報恩院に屬するものにして、或は大慈院へも輪番するが如き、子の父に對する孝誼の

ほどを見るに足るべく、又二箇寺にして一の輪番を分擔して隔番に輪住するが如きあり、且つ一箇寺にして二回三回分を擔ふて屢々輪住するものあるが如きは、みな寺數回數より割出せる機宜の定めにして、別に確然たる理由の存するものではない

茲に於て些か輪住地獨住地に於ける住職の分類に就き、前に幾分述べたることをも猶一括して之を論結せんに、複住輪番とは總持寺の如きを云ひ、單住輪番とは最乗寺及び山内二院の如きを云ひ、單獨輪番とは永光寺、永澤寺、龍泉寺の如きを云ひ、正副輪番とは正法寺の如きを云ふこと、前に論述せし如くである

それより住職の十四分類に就て述べんに、正住とは總持寺五院みなそれなれども當住は現方丈一人にして、非當住は餘の非番の四院を指すこと、閏住は同一世代二人ある場合に於て、虎溪良乳は正住にして、道叟道愛は閏住なること、是れ又前論の如く、補住は正系を嗣ぐべき世代の缺けたる場合に於て、獨住にては傍出又は他派より一代限り補缺せしめて、元の正系に復し得るものを指し、輪住にては代住乃ち振請の場合の如きは之に攝すべきものである、輪住にも勅住非勅住の別あることは、總持寺正法寺の如き、賜紫出世の道場として勅請に應ずるものは之を勅住と云

享和元年に記したる總持寺の「當用窓」に依れば非當住の四院を閏住四院と稱しておる是れは當住に對して斯く云ふものにして五院列へば五院みな正住である

永平寺の轉僧は前住牌に入
り總持寺の轉僧は正住牌に入る

大乘寺德翁
天徳院鐵心
瑞龍寺雲山

ひ、最乗寺大洞院の如き、勅請にあらざるものは非勅住である、また勅住に長期短期の別あることは、總持寺五院輪住の如き、正法寺の累住の場合に於て終身住持たるものは勿論長期に屬し、永平寺總持寺に於ける一朝の住持職等の如きは短期に屬するものである、また累住に就ては、正法寺に在ては既に前に述べたるが如く、總持寺にて五院と轉僧と累り、永平寺にて常恒の住職と轉僧と累るが如き、みな累住に攝すべきものである、次に助住とは總持寺五院中、洞川、傳法、如意の三菴に於ける與力の如き場合を云ひ、前住とは勅住に在ては永平寺の轉僧の如きを云ふ、永平寺の轉僧は世代を逐はざるが故に總て之を前住と稱し、總持寺にては總て世代の列に入るが故に正住と爲る、また獨住の場合に於ける前住とは大乘寺に於て總ての世代を前住と稱するが如きは之に攝すべく、また善意の場合に於ては、實際その寺に住山したることなきも、功勞ある者に對して前住牌を立つることあり、又不善意の場合に於ては、實際住職したる人をも、大乘寺に於ける徳翁良高の如く、天徳院に於ける鐵心道印の如く、瑞龍寺に於ける雲山愚白の如く、脱牌して前住に貶することもある、次に看住とは主もに一師印證以前に於て、院に因て嗣を易へずして住する場合を云ひ、兼住は輪住と獨住とに共通すれども、獨住の場合に於ては、笠祖が總持

再住に世牌を立つること前に述べたる龍泉寺の如きは例外である

借住
録住
獨住
住持職と坊主職との區別

寺に在て一時に永光、淨住、光孝の三寺を兼攝せられしはその起原たるべく、後世今も猶その例多く、輪住の場合に於ては、向上と向下とあり、向上に於ては輪番地住職が本山に輪住するときに於ては、本山は正住地にして自坊は兼住地と爲り、向下の場合に於ては、峨山大源兩禪師が永光寺に輪住せられたるときに、總持寺は正住地と爲り、永光寺は兼住地と爲る、是れ即ち東堂西堂論の起りて落居せざりし所以である、再住は謂ゆる一住と意義に於て異なるなく、隨て再住には世牌を立せざることに輪住、獨住ともに同一轍である、借住とは正系の世代を尙ぶ時代に在て請に應じたるものは補住となれども、自ら求めて借寺證を入れたるものは借住と爲る、この借寺のことは三四百年前にも既に行はれたるものにて、その借寺證なるものが今現に存してゐる、その録住とは正法寺の如き、山内に僧録所を設けて別に住職を置くことである、而して獨住の何ものなるかは之を辯ずるの要もなからず、終りに臨んで一言せんに、住職の分類に就き、忘れてならぬは古に於ける坊主職のことである、古昔に在ては住職の種別に住持職と坊主職との二つがあつて、何れも今日の用語で云へば法定名稱である、住持職とは今の世に於ける法地以上乃ち出世寺と稱する分類の住職を指し、坊主職とは出世寺にあらざる今の世の平僧地の

お住持様と云へば豪いが納所坊主と云へば卑しく聞える

輪差の制

輪番住持は義務と榮譽との分配

如き分類の住職を指すものにて、繪旨その他一切の古文書を閲するときは、何々住持職の事、何々坊主職の事などありて、住持と坊主とは同一の資格ではない。故に出世寺に於ては概ね住持興行すべしなどあり、非出世寺に於ては、唯だ居住すべしなどありて、住持興行すべしとは云はぬ、今の世に於て毛髮を剃除せる頭顱を坊主頭と呼び、僧侶のことをも一概に坊主とは云へど、この坊主と云ふ稱呼に一面何となく侮蔑の意義を含めるは偶然ではない、その餘りに豪らからざる僧侶にのみ用ひたる公然の名稱が、數百年來に於ける因襲の久しき、自ら侮蔑の意義を助長して、聞く者の耳にも、云ふ者の意にも、尊敬に價せぬ僧侶の稱呼とは爲つたのである

第九章 總持寺五院の輪番地

輪差の制は素と支那に起ると雖も、我が國禪門の輪番住持は、臨濟諸本山に於て先づ多く行はれ、我が宗門にては總持寺を以て輪住地の權輿と爲し、終に末派中の名門三百餘箇寺の輪番地を生ずるに至つたのである

由來輪番住持の制たる、本山本寺の門役として、一方に眞祖の塔廟を守るの義務ありと共に、他方には多數の人に榮譽の地位を分配すべき良制たるは勿論なるも、總

複住輪番は合議制の典型

總持寺末代の長計

持寺の如き複住輪番は更に一の合議制を成せる完全の制度たることを認め得べきものである。故にこの大なる門派に在て、究竟せる榮譽の地位を常に少數者に於て壟斷せず、各平等に子孫門葉の義務を竭くし、旁た本末經營に關する事を合議上より執行せるは、眞にこの圓滿なる制度の賜であつた。之に由て觀るときは、その基礎を開かれたる瑩峨兩祖及び五院列祖が總持寺末代の長計に向つて、如何に籌謀の遠大なりしか、分る、而して總持寺に於ける古來凡百重要な事件は都て五院の協議に依て評決せられたるが故に、往時總持寺にて勅印と稱せる紫印には、諸嶽山總持寺五院評定と刻し、大概の文書には、五院衆評如斯の文言を以て孤獨專斷にあらざることを表明してある。今その五院に於ける各輪番地を列擧すれば

普藏院輪番地

普藏院輪番地

大和宇多 悟真寺	遠江三倉 榮泉寺	常陸澤山 耕山寺	加賀金澤 玉龍寺
同 同 十輪寺	同 城伺 洞月院	近江今津 曹澤寺	能登七尾 徳翁寺
同 三輪 慶田寺	同 岡 聖壽寺	飛騨高山 雲龍寺	同 同 龍門寺
尾張愛和 妙仙寺	同 平川 青龍寺	信濃 華林院	同 同 徳林寺
同 大草 福嚴寺	同 牛淵 極樂寺	同 伊那 泉龍寺	同 三井 興徳寺

同堀越	海藏寺	同笠原	龍巢院	同勾坂	增參寺	同倉真	世樂院	同奥野	長松院	同川根	三光寺	山城伏見	月橋院	攝津大阪	龍海寺	同尼崎	全昌寺	伊賀上野	廣禪寺	尾張赤目	一心寺	同小折	久昌寺	同名古屋	乾德寺	同同	萬松寺
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	----	-----

同同	成安寺	同相摸遠	藤寶泉寺	同山田	德翁寺	同橘	松巖寺	同武藏野	原文殊寺	同總小	金廣德寺	近江岡	覺傳寺	同美濃大垣	全昌寺	同同	久運寺	同信濃松本	廣澤寺	同同	長國寺	同同	定津院	同同	海應院	同同	光德寺
----	-----	------	------	-----	-----	----	-----	------	------	-----	------	-----	-----	-------	-----	----	-----	-------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

同磐城	龍門寺	同出羽大山	善寶寺	同酒田	天正寺	同同	瑞龍院	同同	龍門寺	同同	玉川寺	若狹三方	臥龍院	同同	久榮寺	同同	慈眼寺	同同	興禪寺	同同	盛景寺	同同	金剛院	同同	少林寺	同同	宗德寺
-----	-----	-------	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

石見銀山	龍昌寺	備中長谷	法泉寺	紀伊和歌山	密譽寺	豐後杵築	宗玄寺	薩摩市來	金鐘寺	(計、百三箇寺)	越後草水	觀音寺	同同	普廣寺	同同	香積寺	丹波村雲	洞光寺	丹後田邊	桂林寺	但馬豐岡	養源寺	因幡鳥取	景福寺	伯耆和田	定光寺
------	-----	------	-----	-------	-----	------	-----	------	-----	----------	------	-----	----	-----	----	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----

同常滑	天澤寺	同三河蒲郡	天桂院	同同	靈巖寺	同同	龍門寺	同同	西明寺	同同	龍雲寺	同同	鳳岡寺	同同	智滿寺	同同	最福寺	同同	雲林寺	同同	圓明寺	同同	善住寺	同同	永江院	同同	正眼院
-----	-----	-------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

同飯田	崇信寺	同同	華嚴院	同同	善勝院	同同	龍登院	同同	瑞雲院	同同	金剛寺	同同	天龍院	同同	林叟院	同同	真珠院	同同	梅林院	同同	長光寺	同同	大正寺	同同	增善寺	同同	永明寺
-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

同山田	眞法寺	同同	興禪寺	同同	長國寺	同同	同慶寺	同同	龍泉寺	同同	天澤寺	同同	天寧寺	同同	輪王寺	同同	松音寺	同同	東禪寺	同同	常光寺	同同	雄山寺	同同	大雄寺	同同	法輪寺
-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

同松波	萬福寺	同同	耕雲寺	同同	慈光寺	同同	種月寺	同同	雲洞庵	同同	東福院	同同	安養寺	同同	正法寺	同同	願成寺	同同	長禪寺	同同	吉祥寺	同同	大慈寺	同同	本田寺	同同	德雲寺
-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

同白坂	雲興寺	同前山	貞祥寺	同同	桃雲寺	石見益田	妙義寺
同下津	正眼寺	同勝間	龍勝寺	同同	松山寺	播磨川合	慶德寺
同大矢	桂昌寺	同伊那	法音寺	同同	永福寺	同三木	雲龍寺
同下津	廣幢寺	上野沼田	嶽林寺	同同	廣誓寺	周防岩國	洞泉寺
同名古屋	善篤寺	同藤岡	光德寺	同宮腰	龍源寺	長門深川	大寧寺
同同	含笑寺	同白井	雙林寺	能登山内	芳春院	同萩	海潮寺
同同	永安寺	同後閑	長源寺	同輪島	蓮江寺	紀伊長島	常光院
同同	長榮寺	下野宇都宮	成高寺	同馬縹	本光寺	肥後求摩	永國寺
遠江曾我山	正法寺	同足利	長林寺	同七海	龍門寺	薩摩伊集院	妙圓寺
武藏成田	龍淵寺	陸奥須賀川	長祿寺	同七尾	萬年寺	同鹿兒島	南林寺
同人見	昌福寺	同津輕	長勝寺	越中高岡	瑞龍寺	同同	興國寺
下總山王山	東昌寺	同角田	長泉寺	同富山	海岸寺	(計、八十五箇寺)	
常陸杉室	大雄院	若狹佐田	芳春寺	同泊	松林寺		
同若柴	金龍寺	同田上	常在院				

甲斐若神子	正覺寺	陸奥南部	東顯寺	出羽庄内	梵照寺	出羽本庄	藏堅寺
武藏秩父	廣見寺	同三春	龍稔院	同酒田	海晏寺	同酒田	泉流寺
上總米原	大通寺	同石卷	梅溪寺	同秋田	歡喜寺	同米澤	瑞巖寺
下總臼井	宗德寺	同一ノ關	願成寺	同岩屋	永傳寺	同二井田	溫泉寺
同栗原	寶成寺	同南部	昌歡寺	同六郷	永泉寺	同窪田	千眼寺
同千葉	宗胤寺	同同	瑞雲寺	同米澤	東正寺	加賀金澤	月照寺
同矢作	千手院	同横山	大德寺	同酒田	地持院	同同	雲龍寺
同船橋	慈雲寺	同南部	正音寺	同能代	長慶寺	能登七尾	靈泉寺
同八幡	東昌寺	同狼河原	大慈寺	同米澤	瑞雲院	同山田	洞雲寺
常陸宍戶	龍稔寺	同峠	大祥寺	同本庄	永泉寺	越中小竹	報恩寺
陸奥仙臺	大雄寺	同氣仙沼	寶鏡寺	同庄内	建龍寺	石見三隅	龍雲寺
同膳澤	永德寺	同古川	瑞川寺	同秋田	補陀寺	同濱田	吉祥寺
同南部	瑞興寺	同會津	常金寺	同庄内	總光寺	(計、五十一箇寺)	
攝津池田	大廣寺	遠江榛原	大興寺	出羽山形	法祥寺	越中深谷	祇樹寺

同大阪 顯孝庵	同相良 般若寺	同同 光禪寺	同上 瀧 大川寺
同同 禪林寺	同横地 興嶽寺	同同 龍門寺	同眼日 立川寺
同同 龍海寺	同中村 長興寺	同米澤 照陽寺	佐渡徳和 東光寺
同中島 崇禪寺	駿河前島 宗乘寺	同庄内 永泉寺	丹波畑 大尊寺
同木代 朝川寺	同志太 富洞院	同大山 正法寺	伯耆中山 退休寺
尾張鳴海 瑞泉寺	武藏江戸 白泉寺	同山家 金勝寺	播磨三木 慈眼寺
同植田 全久寺	近江大津 青龍寺	同宮宿 福昌寺	同赤穂 華嶽寺
同有松 祇園寺	下野那須 泉溪寺	同大曲 大川寺	美作高田 化生寺
三河根羽 宗源寺	陸奥會津 示現寺	同山田 最禪寺	伊豫宇津 溪壽寺
同篠原 永澤寺	同白河 常在院	加賀金澤 全昌寺	(計、四十九箇寺)
同西尾 康全寺	同岩手山 實相寺	能登山内 覺皇院	
同堤 瑞應寺	同花山城 園寺	越中滑川 徳城寺	
攝津大阪 天徳寺	三河本城 嶺雲寺	出羽大森 大慈寺	伯耆米子 總泉寺
伊勢四日市 建福寺	同足助 香積寺	加賀金澤 崇禪寺	同 梅翁寺

同松坂 養泉寺	同伊勢神 圓通寺	能登酒見 龍護寺	出雲修理免 神光寺
同木曾崎 源盛院	同築羽 最光院	同正院 千光寺	美作上河内 瑞景寺
尾張津島 雲居寺	同千鳥 千鳥寺	同穴水 瑞源寺	備中道祖兒 永祥寺
同岩倉 龍潭寺	同大濱 林泉寺	同田鶴濱 東嶺寺	同川上 平等寺
同佐分利 天徳院	信濃仁科 靈松寺	同同 悅叟寺	安藝廣島 聖光寺
同日長 福田寺	同内山 正安寺	同山田 最安寺	筑前博多 明光寺
同津島 興禪寺	同桑原 龍洞院	越中氷見 光禪寺	豊後横手 泉福寺
同鍛冶屋 瑞光寺	同上野 明松寺	越後長岡 長興寺	肥前久地井 玉林寺
同鳥ヶ地 彌勒寺	出羽半郷 安養寺	佐渡羽茂 大蓮寺	同唐津 醫王寺
三河石下瀬 廣濟寺	同本澤 清源寺	若狹藤井 向陽寺	日向飯肥 長持寺
同大塚 長興寺	同 曹溪寺	同野寺 龍澤寺	(計、五十一箇寺)

以上列擧する所は直請地と代請地と、乃至その時一回限りの代住とを分たず、一度にても輪番せしことある寺院は總て之を掲げれば頗る龍蛇混雜の感なき能はざるものである、而してこの輪番地の中に於て、永光寺、正法寺、妙應寺、大洞院、最乗寺等の加はらざること、無底派、源翁派及び傑堂派の輪番起原に關することは、特に之

永光寺の門地

正法寺門末の
助住

妙應寺の輪番
せざる地土の
紛紜

大洞院最乗寺
の輪番

を研究しておくの必要がある、依てその次第を述べんに
 永光正法の兩寺がその獨立期間に於て輪番せざることは云ふまでもなけれど、延
 享度の歸末以後と雖も、瑩祖同開山の故を以て直末中に別格たる永光寺は當然輪
 番の圈外に立つの門地あり、正法寺も亦歸末以後と雖も五院別祖より上首たる底
 祖の開創地として、自ら總持寺の門役を勤めず、僅かにその門末をして助住せしめ
 たるに止まる、而して妙應寺の輪番せざること就ては、寶永年間に總持寺と妙應
 寺との間に於て、總持寺は妙應寺を大徹禪師の正開とし、妙應寺は峨祖の正開なり
 と云ひて、互に見解を異にしたる歴史上の紛紜がある、而かもこの事件たるその關
 係する所の範圍も頗る廣く、隨て本末間に於ける重大問題に係れば、その詳細は今
 後の懸案として予は且らく之を論述せぬことにする
 次に大洞院最乗寺等の如きは、共に輪住地なるが故に、自ら輪番する能はざるは勿
 論なるも、派頭たる普藏院妙高庵等よりは直請狀を發するに依り、自ら之に受書を
 呈して、然る後ちその門末をして代住せしむるものなれば、法として自ら輪番した
 ることに爲つてゐる、而して大洞院の代住として徳川時代に普藏院に輪番したる
 ものを擧ぐれば左の十六箇寺である

妙圓寺南林寺
興國寺の輪番
は福昌寺の代
住

無底派より助
住せる輪番地

遠江 智滿寺	遠江 崇信寺	遠江 金剛寺	三河 周昌院
同 世樂院	同 増參寺	同 天龍院	尾張 福嚴寺
同 林叟院	同 瑞雲院	三河 龍門寺	陸奥 大雄寺
同 長松院	同 最福寺	同 西明寺	紀伊 窓譽寺

薩摩の福昌寺の輪番せざることとは、寺として別に深き子細はない、妙高庵より請狀
 を發するも無住にして要領を得ず、爲めに同門にして同開山たる長門の大寧寺へ
 問合して處理せしめたことある而して大寧寺は、約四五十年目に一回相當すべ
 きものを約二十年目毎に勤務して元祿十三年より、文久元年まで、百六十年間に前
 後八回の中、一回も門葉に代住せしめず、自ら妙高庵に輪番してゐる
 正法寺門末なる無底派より、洞川庵に助住せる端緒は、別章にも述ぶるが如く、寛永
 十年に開かれて、その輪番地が始めて助住せる年代寺號等は左の如くてある

寛永一〇 陸奥 瑞興寺	天朔 貞享 二 陸奥 昌歡寺	光鋹 寶曆一〇 出羽 瑞巖寺	機峰
同 一四 同 東顯寺	善壽 正徳 四 同 正音寺	鑑能 明和 三 同 藏堅寺	風體
寛文一〇 同 梅溪寺	恩祝 享保一四 同 大慈寺	光明 寛政 二 陸奥 大祥寺	斑牛
延寶 二 同 願成寺	圓重 寛延 二 同 寶鏡寺	何必	

源翁派より助
住せる輪番地

天和 三 上總大通寺 梁宅寶曆 五武藏廣見寺 雲蓋
傳法庵に對する源翁派の助住は、別章にも論ずるが如く、聯燈錄の説に依れば寛文
四年三月二十一日關三利より源翁の追撥を免許したるに起原するが如く記せる
も、是れより四年前萬治三年を以て奥州示現寺の輪番は開始せられ且つその前年
萬治二年三月十五日を以て、關三利より示現寺に對し、源翁の追撥を免許してある
而してその輪番地の寺號及び各寺が始めて代住したる年代等は左の如くである、
萬治 三 陸奥示現寺 純益 天和 二 出羽永泉寺 本雄 元文 四 陸奥常在院 魯康
寛文 六 下野泉溪寺 秀白 同 三 同 最禪寺 祖心 延享 四 美作化生寺 俗巖
延寶 六 伯耆退休寺 雪心 元祿 元 同 正法寺 茂悦 寛政 九 佐渡東光寺 祖梁
大源派中の一派として梅山下に屬する傑堂派は、當然普藏院に輪住すべきものに
にして、而かも古來門役を勤めず、元祿二年に至つて始めて輪番するの端を開きし
は、實に奇とすべきである而かもその理由とする所は派祖たる耕雲寺、傑堂能勝が
一生黒衣操行にしてその本寺たる越前龍澤寺の輪番をも勤めざると、四世湖海仲
珊が支那天童山の南谷に輪住したるを以て、日本の本山本寺に對する門役を免除
せられたりと云ふにある、而しその輪番開始以來の初住年代寺號等は左の如くである

傑堂派より正
住せる輪番地

元祿 二	越後耕雲寺	全空	寶永 七	越後雲洞庵	慧麟	明和 七	越後長禪寺	默宗
同 五	同 慈光寺	不着	正徳 三	陸奥松音寺	俊英	安永 二	同 大慈寺	牧仙
同 八	同 種月寺	秀萬	享保 元	常陸耕山寺	元實	同 五	同 吉祥寺	闍玄
同 一	同 東福院	觀心	同 一	陸奥松林寺	字關	文政 四	佐渡本田寺	俊鳳
同 一	陸奥天寧寺	木翁	元文 五	越後安養寺	道乘	嘉永 四	陸奥法輪寺	鶴州
寶永 元	出羽玉川寺	儀線	延享 三	同 正法寺	洞水			
同 四	陸奥輪王寺	玄貞	明和 元	同 願成寺	玉峰			

第十章 總持寺の直末庵末とその開山

本山と末派との間には直末なる一の階級がある、寺統の次第は本山と直末と通常
末派との三階級より成立してあるのである、本山は源流である、直末は派頭である、
通常末派は、謂ゆる讀んで字の如き末流支派を指すのである、本山と末派とを二階
級とすれば直末は即ち末派に屬するものである、然れども歴史上より見るときは
直末を指して末派と云ふことは事體に適合せぬ稱謂である、今の謂ゆる直末の中

寺院系統の三
階級
歴史上より見
たる直末の地
位

連鎖と屏障

寺院とは屋根
壁柱戸障子の
謂ではない上
は大本山より
下は八十級の
四等法地に至
るまで一絲茶
るべからざる
本末間の神經
系統がある
直末と庵末
三十六門

には本山と同開山にして而かも本山より前に開けたるものもある、曾て獨立して
本山より何等の干涉をも受けなかつたものもある、本山開祖二祖の直嗣者が開創
せる謂ゆる連枝なるものもある、是等の次第を總て無視して通常末派と同一に視
ることは事體の真相が許さぬ所である、故に源流たる本山を大本山と見れば派頭
たる直末は中本山若くは小本山なるものである、根幹枝葉を以て寺統の次第順序
を保維すべく、細枝小葉を以て直に根幹に接續せしむるも不可なれば、大枝大莖を
以て直に小莖小葉と同一視するも亦不可である
故に直末は本山と末派との中間を繋ぐべき連鎖とも爲り、自本山の末派と他本山
の末派とを分界すべき屏障とも爲る、縦ひ天地の間に於て陵は夷と爲り、淵は潮と
易りつゝあるも、直末にして存する限りは、寺統の秩序を紊亂して教會組織の如き
ものと爲るの憂ひもなく、自本山の末派と他本山の末派とが混一するの氣遣ひも
ない
然るに我が嶽山に於ては直末にも亦直末と庵末との差別があつて同一に視るこ
とを許さぬ、直末とは直に總持寺の本坊に屬するの末寺にして謂ゆる三十六門な
るもの是れてある、庵末とは山内五院に分屬せる末寺を指すので、若し系統上より

永光寺は例外

總持寺と五院

云ふときは一面孫末の體を爲すものである、而して直末と庵末とを分つべき標準
は頗る簡單で頗る明瞭である、乃ち直末は本山二祖の直嗣者の開創せる道場を指
し、庵末は五院開基の直嗣者の開創せる道場を指すので、本山より見るときは法孫
寺テであり、本山直末より見るときは法姪寺チである、直末にも直に本山二祖の法嗣の
道場でない寺もあり、庵末にも直に五院開基の法嗣の道場でない寺もあれども、そ
れ等は上に示せる一定標準の上より見て例外である、この例外の生ずるにはそれ
そのの事由があれどもそれは更に下に述べることにする
また或る一面より見るときは、庵末も亦即ち直末である、されど庵末を以て直ちに
直末と混同することの出來ざるは、上に述べたる通りである、然らば何故に庵末も
亦直末なるやと云ふの理由を詳かにするには、先づ總持寺と五院との一異同別關
係より論辯せねばならぬことになる
總持寺と五院とは、一なるか異なるか、同なるか、別なるか、是れ多くの總持寺通が解
釋せんとして未だ明瞭に解釋し得ざる問題である、或者は總持寺を以て五院の總
名の如く解釋する、總持寺は無主の寺である、されども五院交代して常恒に現方丈
なる一人の當住を置く上より云へば、常住の主なき寺とは云へぬ、唯だ住職を選定

五院も一箇寺なりや

寺と本尊
五院の本堂

五院は總持寺の塔頭

する方法が獨住地と差ふのみである、參内して御機嫌を奉伺するにも公儀の慶弔に伺候するにも、唯だ總持寺として當住一人のみ之に當るのである、是れは總持寺五院總名説を否定すべき證據である、されどその反對として公文に署名するにも、教書告達を出だすにも乃至勸修寺家等と往復するにも、皆五院列判である、この時に膺りては別に總持寺なるものを見ない、是れは總持寺五院總名説を是認すべき證據である、然らばこの問題は單に一方にのみ偏すべからざるが如くにも見える、依てこの問題を審細に研究するには、先づ五院の各々を普藏院妙高庵等として、之を通常の一箇寺と見做すべきや否やと云ふことが、一の先決問題である、普藏院も妙高庵も、洞川傳法、如意庵も、各々獨立して末寺末派を有する上より云へば、單獨なる一箇寺には相違ない、遁幻四箇道場論のときには、妙高庵をも他の永澤寺、龍泉寺、總寧寺と同じ一箇寺と見做したる歴史上の實例がある、併しながら凡そ一箇寺なるものには、その第一の表象物件なる本尊がなくてはならぬ、然るに五院にはその本尊がない、唯だ開基たる大源、通幻、無端、大徹、實峰の尊像が、各院の本堂に一體限り安置されたるのみである、是れは云ふまでもなく五院は即ち總持寺の塔頭にして五院開基自身が永く此處に現在前して開祖二祖の塔所を守らるゝ所以の案下所

芳春院覺皇院は山内と雖も系統を異にせる一箇寺なるが故に各本尊がある
五院には單獨行動を許さぬ
五院も本末關係に於ては一箇寺である

である、故に一箇の寺には數多の本尊あることを許さぬ、總持寺山内に唯だ一の佛殿ありて、常住は云ふに及ばず五院みな茲に集りて粥了、諷經を勤め、修正祝聖の法要を營ひ、祖堂土地堂を代表せる達磨大權の尊像も、唯だ佛殿の一箇所のみにある、この點より見れば五院は寺として一箇寺の體を具へぬものである、また五院の各々が通常の寺に於けるが如く、單獨行動を爲すことを許さぬものである、故に五院の輪住はその開基の後繼者として開基に代りて開祖二祖の塔所を守るべく輪番するに過ぎぬので、別に一箇寺としての住職の權を行ふものではない、然れどもその庵末及び庵末以下の諸末派が、派頭の院に對する本末關係は毫も三十六門たる直末以下と軒輊する所を見ざるは、即ち嚴然たる一箇寺に相違ない、故に庵末も亦直末であるとの説は、五院を以て總持寺の塔頭なりとして、之を具體せる一箇寺と見做さざる上より立つる説である

覺皇院に塔頭の名を附せるは後世無稽の稱謂にして歴史上の原理に

- 一 總持寺は獨立せる一箇寺である、總持寺は五院の總名ではない
- 二 五院は開祖二祖に對しては總持寺の塔頭として立つものである
- 三 五院は寺統相承の上に於ては獨立せる一箇寺の資格を有すれども、その自

適ふものでない

寛永七年に總持寺五院より相州遠藤の寶泉寺へ發したる教書には輪住門役のことを普藏院塔主職と書いてある

第四章に示したる明徳元年の院文には五院を塔頭と記してある

一派本山御朱印諸法度の文字は寛政二年本末阿のまゝである

己の庵末を取扱ふ上に於ては毎事五院相互の評定を要するが故に、その庵末を以て一面直末と見做すべき附帶要件を具ふるものである

若し絶對偏倚説の上より見れば、予が如上の解釋は一の折衷説たるに過ぎぬかも知れぬ、されどこの折衷説は歴史上の事實と眞理とであつて、動かすべからざるものである、而して總持寺が五院の總名にあらざる唯一有力なる立證は、總持寺に於ける總ての末派の中、五院の連鎖を要せざる直末即ち三十六門のあるを以て知るべきである、この點より觀察すれば五院は唯だ總ての直末を代表して便宜上開祖二祖の塔所を守るの任に當るに過ぎぬものである

總持寺と五院、五院と直末庵末等の關係に於ける論議は猶盡さざる所がある、然れども今は是れ以上に細論するの紙幅がない、故に以下總持寺直末及び庵末と、その開山の列名を示して、更に研究せる所を述べることにする

一派本山 御朱印諸法度 總持寺

總持寺 五院

開山大源宗眞

(廢)普

藏

院

開山通幻寂靈

(廢)妙

高

庵

開山梅山開本 遠江橋

大洞院

開山梅山開本 越後村上

耕雲寺

開山梅山開本 越前美須尾

龍澤寺

開山了堂眞覺 大和味間

補巖寺

開山無端祖環

(廢)洞

川

庵

開山大徹宗令

(廢)傳

法

庵

開山實峰良秀

(廢)如

意

庵

普藏院門中

開關朝岸和尚

(廢)山内

正

福寺

開關通峰和尚

山内

興

禪寺

開關別峰和尚

(廢)山内

正

覺寺

開關雲山和尚

(廢)山内

長

泉寺

妙高庵門中

開關高岩和尚

(廢)山内

寶

幢寺

開關象山和尚

(廢)山内

太

清院

開關雲山和尚

(廢)山内

雲

谷寺

開關心忠和尚

(廢)山内

昌

壽寺

開關融越和尚

(廢)山内

圓

通院

開關大透和尚

(轉)山内

玉

泉寺

開山梅山開本

肥前平戸

瑞雲寺

開山如幻宗悟

相摸橋澤

松巖寺

開山如幻宗悟

相摸山田

徳翁寺

開山如幻宗悟

相摸遠藤

寶泉寺

開山太初繼覺

尾張津島

常樂寺

開山榮峰覺秀

陸奥三春

天澤寺

開山榮峰覺秀

陸奥相馬

同慶寺

開山青岑珠應

陸奥下荒川

龍門寺

開山直心禪忠

陸奥折木

東禪寺

開山直心禪忠

陸奥二本松

龍泉寺

開山太嶺薰石

攝津古會部

伊勢寺

開山龍室秀曇

攝津天滿

天徳寺

開山喜叟周津

能登小島

龍門寺

開山徳翁俊威

能登小島

徳翁寺

開山了堂眞覺

飛驒高山

雲龍寺

この直末表は頁別に拘らず上段を一貫して終末に至りそれより下段の始めに移る

玉泉寺は越中へ移轉

洞川庵門中

開關元固和尚 (廢)山内 秀翁院
 開關雲澤和尚 山内 慶徳寺
 開關湛翁和尚 (廢)山内 昌泉寺
 開關寶山和尚 山内 東源寺
 傳法庵門中
 開關可屋和尚 (轉)山内 永福寺
 開關惟忠和尚 (廢)山内 千寧寺
 開關雄祝長老 (廢)山内 松岩寺
 如意庵門中
 開關峨山和尚 (轉)山内 永壽院
 開關威翁和尚 山内 瑞雲寺
 開關大室和尚 (廢)山内 青陽軒
 總持寺山内直末
 開山大徹宗令 覺皇院

永福寺は輪島へ移轉

永壽院は信濃へ移轉

覺皇院は江州羽州と共に三覺皇の一と云ふ

開山大年淨椿 出羽大山 善寶寺

開山桂巖慧芳 加賀金澤 玉龍寺
 開山青岑珠應 出羽龜田 龍門寺
 開山了堂眞覺 薩摩市來 (廢)金鐘寺
 妙高庵末
 開山了菴慧明 相摸關本 最乘寺
 開山石屋眞梁 薩摩鹿兒島 福昌寺
 開山石屋眞梁 薩摩伊集院 (廢)直林寺
 開山石屋眞梁 長門深川 大寧寺
 開山一徑永就 肥後人吉 永國寺
 開山普濟善救 越前徳尾 禪林寺
 開山天真自性 越前宅良 慈眼寺
 開山不見明見 長門萩 海潮寺
 開山天鷹祖祐 尾張下津 正眼寺
 開山天徳曇貞 近江守山 大光寺

總持寺後見妙高庵末

開山象山徐雲 芳春院
 總持寺直末三十六門
 本山同開山 能登酒井 永光寺
 開山無底良詔 陸奥黒石 正法寺
 開山無際純證 越中寒江 自得寺
 開山無外圓照 薩摩谷山 (廢)皇徳寺
 開山通幻寂靈 攝丹境 永澤寺
 開山通幻寂靈 下總國府臺 總寧寺
 開山通幻寂靈 近江寺倉 總寧寺
 開山通幻寂靈 越前府中 龍泉寺
 開山月泉良印 出羽松原 補陀寺
 開山月泉良印 常陸安戸 龍稔寺
 開山月泉良印 陸奥三春 龍稔院
 開山無端祖環 石見三隅 龍雲寺

開山天徳曇貞 越前大田 宗生寺

開山景外聖壽 大隅蒲生池 (廢)永興寺
 開山芳菴祖殿 越前土山 願成寺
 開山天徳曇貞 周防八代 大陽寺
 開山日照正春 能登七海 萬年寺
 開山大雲永瑞 尾張名護屋 萬松寺
 洞川庵末
 開山日東詔春 能登府中 靈泉寺
 開山玉麟詔天 能登小島 慧眼寺
 開山日桂順東 陸奥不動堂 皎善寺
 開山道叟道愛 出羽赤湯 東正寺
 開山竹浦慶玉 陸奥横山 大徳寺
 傳法庵末
 開山天巖宗越 遠江嗟峨良 大興寺
 開山禮應俊茂 三河根羽 宗源寺

芳春院今は直末なるも従前は二に寶圓寺末とも云ふ
 三十六門別本には下に記せる高鶴の太平寺と如意庵末に掲げたる美作瑞雲寺とを加へて三十八箇寺に爲つてゐる
 源翁心昭舊本には總て玄翁玄妙とある
 直末庵末の列次に於ける次第順序を正すことは實に一の難事業である總持寺に於てこの種の記録は數本あれども何れも大

同小異にして而かもその根拠のあるものが少ない今予が茲に掲げたる列次は寛政二年四月總持寺より公儀の寺社奉行に差出したる直末調の順序に依るものにして數本中比較的正確なるものと認める併し絶対に正確なるものとは云へぬ唯だ記事に根據あるを採つたものに過ぎぬ

開山道叟道愛	陸奥永徳寺	永徳寺	開山春巖祖東	大隅高山	(廢)瑞光寺
開山源翁心昭	下野烏山	泉溪寺	開山日山良旭	尾張鳴海	瑞泉寺
開山源翁心昭	陸奥熱鹽	示現寺	開山竺山得仙	近江大津	青龍寺
開山源翁心昭	伯耆中山	退休寺	開山天巖宗越	攝津池田	大廣寺
開山源翁心昭	出羽大山	正法寺	開山春巖祖東	伊豫宇津	溪壽寺
開山源翁心昭	陸奥中寺	常在院	開山竺山得仙	播磨三木	慈眼寺
開山源翁心昭	美作高田	化生寺	開山日山良旭	出羽大曲	大川寺
開山源翁心昭	出羽山田	最禪寺	開山禮應俊茂	三河篠原	永澤寺
開山源翁心昭	出羽尾落伏	永泉寺	開山大徹宗令	尾張津島	正泉寺
開山大徹宗令	美濃今須	妙應寺	開山日山良旭	陸奥岩手山	實相寺
開山大徹宗令	越中眼目	立川寺	開山日山良旭	出羽米澤	照陽寺
開山大徹宗令	出羽黒瀧	向川寺	開山龍門紹薫	能登穴水	瑞源寺
開山大徹宗令	攝津吹田	護國寺	開山日山梵朔	能登田鶴濱	東嶺寺
開山實峰良秀	備中道祖兒	永祥寺	開山悅堂常喜	安藝廣島	聖光寺
開山實峰良秀	信濃大町	靈松寺			

永澤寺の禮翁後茂別本には心月宗光とある

寛政度の直末調には傳法庵末の末尾に三河大草の大泉寺を記載しあれども別本には總て省きたれば今は之に従つて除くことにする

開山實峰良秀	伯耆米子	總泉寺	開山悅堂常喜	出雲修理免	神光寺
開山實峰良秀	伊勢羽津	正法寺	開山明窓妙光	日向飯野	(廢)長善寺
開山竹堂了源	伊勢四日市	建福寺	開山妙叟永淨	尾張鍛冶屋	瑞光寺
開山竺源超西	陸奥黄牛	音聲寺	開山萬山喜一	尾張津島	興禪寺
開山竺源超西	陸奥南澤	長谷寺	開山大等一祐	若狹藤井	向陽寺
開山無着妙融	豊後横手	泉福寺	開山金龍謙柔	三河千鳥	千鳥寺
開山無着妙融	肥前久地井	玉林寺	開山義芳光訓	日向飲肥	(廢)長持寺
開山無着妙融	肥前黒岩	醫王寺	開山天海希曇	伯耆上新印	四福寺
開山無着妙融	出羽半郷	安養寺	開山實峰良秀	美作上河内	瑞景寺
			開山貝林侏藉	能登酒見	龍護寺

普藏院末
總持寺に於ける直末庵末の次第は先づ斯くの如くである予は是れより進んで左の三點に就て些か述ぶる所あらうと思ふ

- 第一 當然直末庵末に入るべき寺院と或る事由の下に編入せられたる寺院
- 第二 正開山と勸請開山及び勸請開山に於ける二種の意義
- 第三 一寺を分割して二箇寺以上と爲す場合に於ける開山及び世系の次第

當然直末たる寺院

特に直末に編入せられたる寺院

洞上聯燈錄には喜叟を十四世桂巖を十五世の孫とするの例に爲つておれどもその以前の系譜を

第一 當然直末庵末に入るべき寺院とは、上にも既に述ぶるが如く正しく二祖の直弟に係り、自ら一箇寺を開創してその開山と爲りたる寺は無論直末に入るべく、五院開基の法眷の直弟にして、謂ゆる二祖の孫弟子が自ら一箇寺を開創してその開山と爲りたる寺が庵末に入るべきは勿論である。然るに或る事由の下に直末庵末に編入せられたる寺院のあることは直末に於ける泉福寺、玉林寺、醫王寺、安養寺の如き、普藏院末に於ける前掲松巖寺以下十六箇寺、十八箇寺の内雲龍寺、金鐘寺を除く)の如き、妙高庵末に於ける萬年寺、萬松寺の如き、洞川庵末に於ける五箇寺全部の如き、傳法庵末に於ける宗源寺、永澤寺の如き、如意庵末に於ける瑞源寺、東嶺寺の如き、みなこの事由事情の下に直末庵末に編入せられたるものである。今試みにその開山の嗣承次第を叙すれば、泉福寺以下四箇寺の開山たる無着妙融は總持二祖の孫弟子なれども、その師たる無外圓照の道場薩摩の皇德寺の未だ廢絶せざる以前より、疾くも本山直末に編入せられてゐた。その他の庵末に於ける、本山二祖より見て太初繼覺は四世の孫、日照正春は五世の孫、榮峰覺秀、禮翁俊茂、龍門紹薰は各六世の孫、大年淨椿、青岑珠應は各七世の孫、徳翁俊威、大雲永瑞は各八世の孫、如幻宗悟、直心禪忠、竹浦慶玉は各九世の孫、喜叟周津は十世の孫、桂巖慧芳、龍室秀曇は各十一

一々列次せざるが故に明瞭を缺いておる

正開山と勸請開山

勸請開山に於ける二種の意義

世の孫、太嶺薰石は遙かに下つて十六世の孫なれども、みな悉く庵末に列してある。是れみな特殊の事由事情の下に在つて斯く編入せられたるものである。

第二 正開山とは自ら一箇寺を開きて自らその開山と爲るの名なるは云ふまでもない、勸請開山とは自ら一箇寺を開きながら第二世に下り、その本師を請して開山とするの意義である。然るにこの勸請開山には古來二種の意義を有して、今茲に述べたる所はその追孝報恩の意を寓するが故に、先づ結構なること、云つて宜い。然るにこの勸請開山なるものは、頗る後世の疑惑と混亂とを生ずべき起因と爲ることがある。それは自ら開きたるにあらざる人が、實際の開山以上にその法祖を勸請して、その寺の開創の歴史を飾り、その寺の支派を上して自ら高く居らんとするものである。前者と是れとを合して謂ゆる勸請開山の二義と云ふのである。故に若し正しき意味に於て勸請開山と稱するものは、必ずその開創者が在世に於て自ら勸請したるものでなくてはならぬ。而してその勸請せらるゝ所の人も生前なるを本義とし、已むなくんば歿後なるは次として、その勸請に弱き意味あることを知らねばならぬ。而して直にその開創者の本師一代限りを請することは本義なるも二代三代を溯りて請することは、最早や勸請の本義に適はざるものと云つて宜い。然る

後世勸請開山
を造るの理不
盡

近來平寺より
直末に轉じた
る寺にしてそ
の轉末に於て
唯一の理由と
したる新設開
山に對し一基

に後世その寺の後ちを繼ぐ者が、殊更に勸請開山を作り、猶數代を溯らすに至つては、或る意味に於て實に沙汰の限りである、何となればその寺の正開山若くは勸請開山には、後世の世系を繼承する者及びその末山門葉の者よりして之に對する奉祀尊崇の典禮がある、然るにその正開山の本意にもあらざる法祖を後世より勸請して正開山を平竝の世代に下し、若くは僅かに中興と云ふが如き名の下にその開山たる奉祀尊崇の典禮を缺き、その寺の開創に對して何等の關係を有せざる法祖の一人を殊更に開山なりとして追孝報恩の禮を行ふが如き、之を受くる法祖も實に心苦しかるべく、之を受けざる正開山も亦本意なき次第ではあるまいか、殊に甲なる正開山が僅かに一箇寺限り開創せる場合の如き、後世之を變更して乙なる法祖を勸請したるに、その法祖には他に數箇寺の開山所ありとせば、乙なる法祖は有名無實なる多くの寺の開山と爲り、甲なる正開山は實際なる唯だ一箇寺の開山所をすら失ふに至る、斯くの如き理不盡なることは後世法孫の敢て爲すべきことなるか、予は直末と云はず、庵末と云はず、乃至一般の末派寺院と云はず、是等の事實が歴史上に實在せるを見て、浩歎悲痛に堪へぬものである、斯かる事柄は實際上の開山が、その寺を開きたる心勞も功績も共に顧みず、從來の本寺の末寺たるを嫌ふて、

の位牌をすら
奉安せざるも
がある

一寺の分割

更に高き寺の末寺と爲り、從來の本寺と肩を比ぶるか、或は從來の本寺同門隣寺組寺を下目に見るか、何にもせよ貪名愛利の俄鬼念の爲めに秩序整然たるべき寺統と世系とを紊亂して、唯だ自身の寺の位置をさへ高くせば、それにて他に用事なしと云ふの致方である、その心操の下劣なる何と之を評すべき

第三 一寺を分割して二箇寺以上と爲す場合に於ける開山及び世系の次第とは、之れにも亦左の如き三種の例證がある、而してこの次第は單に直末庵末に限らず、一般の末派寺院に於ける場合も併せて茲に辯ずることにする

一 現在の寺の外にその末寺にあらざる一箇寺を開創する場合

二 他の地に移轉するとき、に於て舊地にも亦一箇寺を残し置く場合

三 移轉地寺院を舊地寺院の末寺とする場合とせざる場合

先づ現在の寺の外に末寺にあらざる一箇寺を開創する場合とは、下總總寧寺が近江總寧寺に於ける場合の如きを云ふのである、茲に通幻四箇道場史に對して暫時沈黙の義務を守らんとする予に於ては、この兩寺の關係は之を詳細に論ずること能はざれども、先づ且らく宗門成立史の上に顯はれた點より見て、兩總寧寺は正しく一寺の分割であつて、共に本末を立てざるものである、然れども世系の次第より

第一例として
の兩總寧寺

兩總寧寺と兩本願寺

結城乘國寺の伽藍法代附

云へば下總總寧寺は末であつて、近江總寧寺は本であること云ふまでもない、然るに本末を分たざるに於ては、下總總寧寺も亦近江總寧寺と同開山にして、法斷を防ぐが爲めには開山以來の世系順序を逐ふの必要がある、茲に於て下總總寧寺は開山通幻寂靈は勿論、二世了庵慧明、三世大綱明宗、四世春屋宗能、五世在仲宗宥、六世桂堂原佐、七世天叟宗訓、八世越翁周超に至るまで八代の間同世系の順序を逐ふて、九世に至つて近江には仁山泰恕と爲り、下總には學仲覺周と爲り、爾來兩系に分れたのである、この點は西本願寺の外に東本願寺を開きたるときに次第と實に符節を合してゐる、然れども悲しむべしこの時には近江總寧寺は事實上になかつたのである、故に下つて十四世安月嫩泰和尚の代に至り再興せらるゝに當つて伽藍法の相承を爲すに就き、下總總寧寺より承けては却て末に出來たる寺の末寺と爲るの虞あるに依り、在仲宗宥下に於て桂堂原佐の法眷たる松庵宗榮を開山とせる結城乘國寺の代附を受けて近江總寧寺の伽藍法は成立したのである、乘國寺が乘輿免牘關東江湖權輿道場など云ひて特殊の門地を有したるは抑も何の爲めであるか、是れは謂ゆる通幻四箇道場史の領分に入るが故に之を論ずることを止める、然れども現在の寺の外に末寺にあらざる一箇寺を開創する場合に於て、元の寺の開山

第二例としての兩永泉寺但し一種の異例を示す

及び世代の世系を逐ふべきことは、この兩總寧寺の例に照して乃ち分かる、次に他の地に移轉するときに於て舊地にも亦一箇寺を残し置く場合とは、道叟道愛の開山所たる出羽六郷の永泉寺がその檀越家の移封と共に同國本庄に移りたる場合の如き、是れもその開山及び移轉までに於ける世代の順序を逐ふことは總寧寺と同一なるべきも、二代以下直ちに世牌を異にして不思議なる一の例外を示してゐる、而して六郷永泉寺より見れば本庄永泉寺は末なりと云ひ、本庄永泉寺より見れば六郷永泉寺は脱殼なりと云ふ、而して共に磨澤永徳寺末に屬して同門たるには甲乙ないものである

次に移轉地寺院を舊地寺院の末寺とする場合と、末寺とせざる場合あることは、秋田の補陀寺より宍戸の龍穩寺三春の龍穩院が順次分れたる場合の如き、岩城の龍門寺が龜田の龍門寺に移りたる場合の如き、是等は舊地の勢力比較的強大にして脱殼たることを許さず、僅かにその開山及び世系の次第を分譲して末寺の列に入れざるのみである、又移轉地寺院を舊地寺院の末寺とする場合は、結城孝顯寺が福井孝顯寺に移りたる場合の如き、參河龍海院が前橋龍海院に移りたる場合の如き、是等はみな開山世代の世系を逐ふを要せざることは勿論、その移轉のときの世代

第三例としての補陀寺と龍穩寺龍穩院
結城孝顯寺と福井孝顯寺以下

廢寺せる陸摩の直林寺は通幻を開山とすれども本山にては石屋を開山とする
攝津播磨因幡備前の四景福寺は勿論一徑永就の開山たるべきも各寺は自ら通幻を開山としてお

野州泉溪寺十二世傳郁は寛永二年三月十三日に出羽最禪寺門祖心は延寶五年六月十八日に共に會津示現寺に登りて伽藍法を相承してお

を移轉地の開山として舊地の末寺に屬せしむるものである

茲に本章の終りに臨んで略言すべきは、凡そ法派の次第も寺門の盛衰、門派の消長に依て時に之を左右せらるゝことである、今その一二の例を擧ぐれば、越前美須尾の龍澤寺は元來加州佛陀寺の下に屬すべきものなるも、佛陀寺なき後ちに於ては、大源の一派は大和補巖寺を本とせる了堂眞覺の一派を除くの外、惣仲、傑堂、太初の三派は總て龍澤寺に朝宗すべき筈である、故に大洞院、耕雲寺が龍澤寺の末寺に屬せる時代もあつた、然るに大洞院は駿遠參三箇國を地盤として、關東中國及び奥羽二州方面に勢力を張るに至つて、何時か龍澤寺の手を離れて、自ら大源派の源流たるかの如き地位に進んだ、耕雲寺が下越後の大部分を地盤として、奥羽兩國に羽翼を伸ばしたのも亦その例である、茲を以て同じく普藏院末と雖も大洞、耕雲の兩寺は却て龍澤寺の右に列次せらるゝこととなつた、また美濃の妙應寺が總持二祖を開山始祖と稱するにも拘はらず、本山にては大徹宗令を開山なりとして、傳法庵末に列したるは何の爲めか、尾州正眼寺が通幻寂靈を開山と稱するにも拘らず、本山にては天應祖祐を開山なりとして、妙高庵末に列したるは何の爲めか、尾州正泉寺が大徹宗令を開山としながら、直末に入ることを得ず、傳法庵末に入りたるは何の

爲めか、作州瑞景寺が實峰良秀を開山としながら、如意庵末に入りたるは何の爲めか、道叟道愛を開山とせる出羽の東正寺が、その助住地に過ぎざる洞川庵末に入りたるは何の爲めか、是等にはみな歴史上の纏綿錯綜せる事實あるべきも、今は茲に之を研究せぬことにする

また陸奥中寺の常在院は、或る時代までは會津示現寺の末寺であつたとの記録もある、伯耆の退休寺も寛文十三年米子總泉寺(鐵門)より差出したる本末改帳に本寺は奥州溫鹽示現寺と記してある、延享度以前に在ては今直末に編入せる常州穴戸の龍穩寺、奥州三春の龍穩院も、無底派正法寺末としてその勸化を受けてある、信州靈松寺が中古以來寺統相承に何等の關係なき同州松本の廣澤寺末に屬して、總持寺に歸末したるは延享元年以後のことである、作州化生寺も中古一時退休寺下なる西來院に附屬したるを寛保三年に總持寺に歸末したものである、尾州萬松寺は同州雲興寺末たりしに享保年間藩侯の勢ひを以て、直に妙高庵末に編入したるものである、加州玉龍寺も由來太初繼覺派に屬すべきものを檀那家たる前田駿河守の懇囑に依り中頃普藏院末に列したるものである、同じく一徑永就の開山所と雖も、肥後の永國寺は妙高庵末に入り、攝津の景福寺は永澤寺末と爲る、同じく不見明

見の開山所と雖も、長門の海潮寺は妙高庵末に入り、越前の興禪寺は龍泉寺末と爲る、近きものは接近せる派祖の道場を守り、遠く離れたるものは本山塔頭なる派祖の道場に附屬するなど、その軌を一にせるが如くにして、歴史上の真相には猶是れ以上の史實の存在せる妙味あることを髣髴せしむるものである。故に開山の支派高きが如くして、その實高からざるものもあり、孫末以下たるべきものにして直末庵末に編入せられたるものもある、要は唯だ歴史上の實質如何にあるものにして、眞の歴史は後世の作爲あることを許さぬ、總持寺山内なる覺皇院が大徹宗令を開山として、妙應立川の兩寺に伯仲する能はず、同じく山内にして今信州に移籍したる永壽院は總持二祖の開創地なれども、從來二十塔司の一たるに出でざるは何の爲めか、豊後の永慶寺は非祖直創の道場と云ひ、江州の興聖寺も亦非祖を請して開山と爲せども、共に永平寺門首の列に入る能はざるは何の爲めか、是れ畢竟その開創上の史實が之に伴ふ能はざるに外ならぬ爲めである、斯くの如く觀じ來れば總持寺に於ける直末庵末の體相性格も亦種々様々に分れて、後世之を如何ともする能はざることが知れるであらう、依てその寺の地位を定むるには、先づその開創當時に於ける史實を研究して然る後ち之を定むべきである。

第十一章 廢絶せる佛陀寺と聖興寺

廢寺の址を探りて猶なくも杜市の詩を想ふ

「國破山河在、城春草木深、是れ何等の悲痛、何等の哀愁ぞ、予は我が宗に於ける古刹名藍の荒廢滅絶せる跡を想ふ毎に、何時もこの感想を抱いて止まぬのである、凡そ世に哀愁悲痛なるは亡國の哀愁悲痛より酷だしきはない、世に誇れる榮華の姿も一夢に歸し、時に並びなき尊貴の位も一空と爲る、輕羅細腰今討ぬるに蹤なく、朱門色褪せて蔓草に纏はるゝ邊、若し夕日山に暮いて、悲風衣を吹くこと多ければ、凄其愴焉何の詩を以て之を形容し、何の句を以て之を髣髴し得るものぞ。

蜉蝣の生涯にも譬ふべき榮華の跡すら猶斯くの如くである、我が祖師先賢の興法利生せる梵刹にして、魚版響きなく、破甍苔の生ずるに任するのみか、その堂舎門境の在りし方所をすら之を追尋するに由なきに至つては、歲月の物を蝕盡する力も亦大なる怨みである。

我が嶽山の歴史上に巨大なる痕跡を印せる、越前の祥園寺址は今何れの處にあるか、能州の定光寺址は今何れの處にあるか、珍山源照の唯一道場たる越中の信光寺は今果して何の狀ぞ、玄中梵義の道を興せる加賀の明音寺も疾くに現世の物では

陸口隅の三州には更に甚だしきものがある、石屋眞梁の薩摩の福昌寺

妙圓寺南林寺
忠翁守邦の合
粒寺は僅かに
寺籍の回復を
得たるも昔日
の盛観は之を
討ねべくもな
く了眞覺の
金鐘寺無外圓
照の泉徳寺燈
外聖壽の永興
寺天眞自性の
楞嚴寺宇堂覺
世の寶福寺明
窓妙光の長善
寺源翁心昭の
玉泉寺了岩玄
明の圓林寺更
に石屋眞梁の
直林寺龍昌寺
などその廢址
の探るべきも
の今果してあ
りやなしや

城滿寺址

ない、無等慧崇の道場として絶えたる越中の光穩寺あり竺源超西の道場として失
へる能州の梅香院あり、瑞巖韶麟の道場として亡びたる能州の宗圓寺あり、又了堂
眞覺の加州の瑞川寺、一華玄春の加賀の靈巖寺、龜阜豐壽の越中の禪幢寺、希明清良
の越前の龍興寺、玉麟韶天の能州の忠興寺、日山良旭の越後の洞雲寺、大成宗琳の越
中の正脈寺、覺巖玄了の同じく法成寺、閻堂良閻の同じく法川寺、浩濟契養の同じく
川徳寺、筆海宗文の同じく眞光寺、禪室宗安の播磨の眞光寺、一菴如清の能登の實相
寺、皆な是れ峩山脈に於ける廢寺滅寺ならざるはない、更に明峰派の一方を顧みれ
ば、能州にては松岸旨淵の孝恩寺、與岳順盛の持地院、隣山自得の稻福寺、萬松宗興の
養安寺、爲先祖勝の西方寺、月菴虛焯の圓興寺、惠雲都寺の願成寺、館開僧生の大忍寺、
宗端和尚の僊徳寺、能翁玄惠の法永寺、説堂是宗の正泉寺、また加州にては珠巖道珍
の承天寺、敬翁祖欽の道滿寺、玄路透玄の永安寺、古銘宗鑑の新徳寺、朴也照淳の崇徳
寺、不借玄位の太平寺など悉く是れ前後廢絶せるものにて猶加能二州の間には、大
會、西光、慧恩、曉照、正傳、藤井等の諸寺みな明峰派に於て亡びたるものである、殊に瑩
祖初開の道場たる阿州の城滿寺は、海部川の西岸に瀕せる川西村字吉田と稱せる
僻邑にて城山なる一帯の丘陵を背にせる門前、釋迦殿、御前寺など云ふ小字を綜合

光孝寺址と長
龍寺

して里人は古くより城滿寺址なりと云へる口碑は野花芳草僅かに瑩祖が初轉法
輪の勝躅を忍ぶべきものあれども、得田郡司の請に應じて開かれたる能州の光孝
寺は、今羽咋郡の土田なる眞宗東派に屬せる長龍寺こそ、乃ちその遺跡なりとて、同
寺にては光孝二世壺庵至簡を尊崇すること最も厚く、庭内には壺庵の坐禪石なり
と稱するものあり、且つ幾千の古器寶物なども藏すれども、是れにはまだ疑ふべき
節もある、また一方總持寺に秘在せる宗派圖などに依れば光孝寺は寶達山下に
ありたる由にも記せば未だ迷かに長龍寺を以て光孝寺の遺跡なりと考證する能
はざることは是非もなき次第である

佛陀寺址

瑩祖の法脈下に屬せる廢寺滅寺も斯くの如く多かる中に、予は何故に茲に佛陀寺
と聖興寺とのみを標示し來りて、その痛恨を語らんとはするか
加州佛陀寺は總持五院の筆頭にして峨祖二十五哲中に傑出せる大源禪師が唯一
無二の開創道場である、瑩祖の開闢地たる酒井の永光寺は今茲に論ずべきでない、
總持二祖が我門の上首と云はれたる無底禪師の開創地たる奥州の正法寺も亦今
の所論でない、本山總持寺ありてより以來、徳川幕府の興るに至るまで上下三百年
の間、眞に總持寺の門首と稱すべきものを求むれば、大源宗眞の加州佛陀寺、通幻寂

明徳元年の置
文には實峰の

道場を護聖寺としてあること別章に掲ぐる通りである

廢絶せる祥園寺と定光寺

實隆禪師の道場は定光寺の外に護聖寺と云ふもありまた正法寺と云ふもある而して定光寺は最初無際純證の道場たるやの史的考證もある

太初繼覺の根本道場たる越前の松陰寺は

今の同國尾羽郡麻生津村半角原なる松陰寺がそれである

佛陀寺址の探究

靈の丹波永澤寺、無端祖環の越前祥園寺、大徹宗令の越中立川寺、實峯良秀の能州定光寺、この五箇寺は實に本山門首の格式を具へたるものにてその由來餘寺の到底企て及ぶべき所でない、予は今確乎たる典據に基いて斯く云ふものである、この五箇寺の中、永澤寺、立川寺は現に存在して何等の論量を加ふには及ばぬ、祥園寺は亡びたりと雖も僅かに石州の龍雲寺を剩し、定光寺は絶えたりと雖も又備中の永祥寺を殘してその遺跡の面影は之を止むるに難からざるを知る、獨り佛陀寺に至りては中古一廢の後ち杳としてその所在の方所をすら止めざるの哀愁を談つてある、大源三千の門徒は何を枝折としてその派祖の唯一根本道場の址を討ねんとはするか、今越前の龍澤寺は峨山を開山とし、大源を二代とし、梅山を三代とすることは、遠く天文年間に於ける同寺三祖尊像の畫贊にも見えたれど、到底梅山の開創遺跡以上の史實あるを許さぬ、又梅山の嗣たる太初繼覺は四世と爲り、恕仲天閻は六世として龍澤寺の世牌に列すれども、その法眷たる傑堂能勝は、宛かも峨山派に於ける源翁心昭が疾くに總持寺を離れたるが如く、龍澤寺を離れ、越後杜澤の山中即ち今の村上の耕雲寺に庵居して龍澤寺に輪住せず、生涯非出世て了つたのである、殊に一方には大源の直資たる了堂眞覺が大和の補巖寺に據りて龍澤寺には何の

交渉をも持たぬ、依て如何に龍澤寺の支派を高むるも、到底梅山以上のものでない、茲に於て佛陀寺の廢絶せる今日は、唯だ總持寺に於て、普藏開基大源宗眞大和尚なる稱號の下に一の塔頭開基として供養するの外、特地に開山所として奉祀するの道場なきは眞に痛恨の次第である、而かもその遺址の方所をすら知るに由なきは更に一大痛恨事ではあるまいか

茲に於て予は歴史研究上の任務として、佛陀寺址の探究に苦辛すること多年である、從來總持寺に於ける口碑にては舊佛陀寺の所在地は加州津幡在なる河北郡竹ノ橋附近なりと云ひ傳へてある、爰を以て予は一度その地を探らんと志して未だ之を果すことを得なかつた、而して總持寺にても凡そ何時の世に於て佛陀寺の廢せられたるかを知る者が無い、故に予は頗る之を遺憾に思つた、而かも多くの者は元龜天正の頃上杉謙信が加能二州を攻戰せるの際竹ノ橋が加州の入口なる俱利伽羅峠の麓なるより兵亂の爲めに攻め荒されて廢絶せるものならんなど想像してまつた、然るに予は圖らずも文祿四年に於ける總持寺開祖御忌の大差定を見て、この頃猶佛陀祥園、定光の三寺ともに存在せしことを確かめ得た、依て前に云へる兵亂の爲てもなく、また蓮如以下の北國教化に遇ふて改宗したるものでもないこ

某書とは北陸
出版協會が發
行せる石川縣
案内記である

とが分かつた、尤も佛陀寺ほどの名山にして殊に一派の輪住地が輕々しく改宗すべし謂れもない、然るに近頃出版せる某書に於て、端なくも佛陀寺の舊址は前に云へる竹ノ橋附近にはあらで、その郡も方角も全く相違せる能美郡小松在二三里東手なる國府村字佛大寺なることが分つた、その書に左の如く云つてある

佛陀寺址 佛陀寺は舊と白山中宮の末寺にして、僧泰澄の自作十一面觀音木像を安置し、稀有の古刹なりしかど、後ち僧大源之を禪寺と爲して開基となる廢寺の年代今明ならずと雖、寺跡は現に佛大寺に在り、夫の木像は今猶存すといふ

予がこの記事を讀みたるときの喜びは實に譬ふるに物がなかつた、依て某年某月某日を以て特に自らこの土地を探究した、乃ち加州小松驛より一條の小河に沿うて砥の如き田甫路を東の方山麓を目差して往くこと二里ばかり、梯川カシハの中流に架せる鑛山用の橋を渡りて少しく進めば乃ち遊泉寺鑛山の入口に到る、これより路は左に岐れて愈嶮に、小さき溪流を右に左に山の峽間ハヤを縫ふて登ること亦一里ばかり、溪谷の窮り盡くる處乃ち古名を南坪野と稱する、字佛大寺の一部落である、人家僅に二十戸ばかり、途を挾んで點綴するあたり、唯だ山間僻地の落々たる孤村と云つて宜い、古寺の址のそれらしきものもなければ、就てそれを探るべき人もあら

佛大寺村の探
究

ぬ、依て土地の區長の家を音づれて怪訝オドロなる顔せる娘達や子供等に身邊を圍繞せられつゝ、探究の次第を叙し、稍やくに主人の案内を得て、その家より數十歩カシハ上手なる畑と藪とより成れる南向きの小高き地點に立つた、麥を作れる畑は即ち往時の門境にして、竹藪の面積は僅かに四畝歩ばかり、是れ即ち佛陀寺の古址なるものである、麥畑の南端細き溪路カシハに沿へる處に往古蛇門と稱する總門の在りたる址なりとて、片袖僅かの盛土が残る、また辰巳の方を見上ぐれば謂ゆる十一面觀音を祀りたりと云ふ一峰が聳えて居る、觀音か、大源かの木像はと尋ねれば、更に數十歩下りて部落の氏神なる神明宮の奥殿とも稱すべき新らしき社殿に安置してあると云ふ、乃ち何れの家よりか一の鍵を持ち來りてその扉を開けるに、果して二體の古佛像の安置してあるを拜觀した、一は一尺一二寸の僧形にして蓮座附の立像、一は一尺三四寸の寶冠を戴ける立體の佛像、何れも古色蒼然として腰部以下の體形完からざるも決して中世以後のものではない、唯だ寶冠を戴ける方、右の手新しく刻せる痕の見ゆるは惜むべきである、更に何か記録はと討ねれば、一部落みな眞宗なるが故に、近村なる某眞宗寺に何か書いたものがあると云ふ、暫時にしてまた何れの家よりかその古記の寫しらしき物を持ち來りて見せしむるに、中に左の意味の記

事があつた

能美名蹟志の中に 按ずるに佛大寺は佛陀寺の誤なり、佛大寺、この地古名を南坪野と云ふ、佛大寺あるに依り村名となる

玉堂開祖大容和尚語録の内に 應永二十九年後の十月二十五日、加州大鷲山佛陀禪寺に於て請を受くるとある

大容梵清は了
堂眞覺の嗣に
して乃ち大源
の孫である

佛陀寺を佛大寺と土音訛りたるも事實らしい、大容和尚とは太容梵清和尚たること云ふまでもない、玉堂とは丹波須知玉雲寺の轉寫の誤りであらう、果して然らばこの加州能美郡國府村字佛大寺なる四畝ばかりの竹叢とその前面なる數十歩の麥圃とは、大源派三千箇寺の源流たる佛陀寺の遺址として、充分に考證の價を有するものなるか、予が多年憧憬せる古址の存在は、如何にしても是れ許りにては満足することが出来ぬ、何となれば如何に住古とは云へその寺境の規模の餘りに狭小なることである、また文祿年間まで存立せし佛陀寺にしては里人が少しもその口碑傳聞を存せぬことである、尤も他の祥園寺も、定光寺も更に所在の方所の分らざるより見れば、敢て佛陀寺のみを怪しむには足らざれども、何としても予が胸中には是れのみにて考證を盡せりとの意がせぬ、そは外でもない、一方には彼の竹ノ橋

附近云々の口碑が何となく有力なる根據を保てるかのやうに思へてならぬからである、依て更に又十五六里を隔てたる北方に走つて竹ノ橋附近を探究した、乃ちその土地のことに最も精通せりと稱せる某眞宗寺の院主に就て、有ゆる研究を試みたれども、是れは又一層何等のそれらしき手掛りでもない、依てこの方面の研究は先づ失敗に了つたと云ふて宜い、茲に於て又考索は元の佛大寺に戻つた、而して些か考へつたことがある、そは往昔通幻禪師が大乗寺に在留の頃、その隨身なる某禪師が白山に詣づるの次で、途に佛陀寺に大源禪師に參詣することを勧められたと云ふ因縁の存することである、若し大乗寺より白山に登るときは、稍や東に偏すれども、先づ南行の路である、その南行すべき路次の中央には鉢頭山の麓なる吉野と云へるに大智禪師の開きたる祇陀寺がある、その吉野より西の方白山別宮を過ぎて小松に向へば山一重を越えて直に前に云へる南坪野である、又北陸街道なる松任粟生を経て小松より吉野に入れば佛大寺は正しくその途次である、殊に當時の大乗寺は金澤の南一里なる野々市押野庄に在りたれば猶更南行の願序である、然るに若し從來總持寺に於ける口碑の如く竹ノ橋在とすれば、大乗寺より白山に登るべき途すがらとしては七里内外を正北に向て逆行することゝなる、乃ち地

佛陀寺に住せる列祖

興聖寺研究の梗概

通幻四箇道場論と聖興寺

理上の事實が許さぬこの點より考證すれば從來に於ける竹ノ橋説は何等の根據を有せざることとなる。願ふに彼の能美名蹟志の記事と云ひ、太容梵清の應請の記事と云ひ、里人すら雲煙過眼なる處に何の必要ありて斯かる舊記の偽作せらるべき恐れがあらうや、依て予は且らく前述佛大寺説を以て佛陀寺の遺址なりと假定して更に博識の教を待ち、また自らも更に研究を進むることにする。

序てながら茲に書き加へておくべきは、古來佛陀寺に住せる人々は開山大源禪師を始として梅山開本了堂眞覺、幻翁碩壽の三法嗣より太初繼覺、恕仲天閻、太容梵清、奇叟異珍、古澗仁泉、大辯了訥、明林宗哲、仙巖能範、希雲宗嶼、榮峰覺秀、大輝靈耀、茂林志繁等、みな傳燈若くは舊記にその名の存する所を見れば、昔時一派の派頭として如何に化門の興隆せられたりしか、想像せらるゝことである。

次に予が加州聖興寺研究に於ける梗概を叙せんに、先づその順序として聖興寺は何故に斯く研究を要するかとの問題より解かねばならぬ。聖興寺は謂ゆる通幻四箇道場論の楔子とも云ふべきものにして、この聖興寺論の解決は一面四箇道場論の解決を資くることに爲る。予は本論に於て且らく具體せる四箇道場の史論を避くるものなれども、當時に於ける幕府の裁許は總寧寺側の利運に歸し、下總東昌寺

四箇道場の附名目

聖興寺研究の二方法

聖興寺の開創及び存立當時の状態

通幻喪記を否定するの不當

默山、上州龍華院雷峰は、幸き春衣追放の刑に處せられて事已みたるも、歴史上に於ける四箇道場論の解決は敢て茲に盡きたるものにあらざれば、予は今四箇道場論の煩累を離れ、歴史上に於ける單純なる聖興寺研究として之を論ずるは何等の支障なきことと考ふるが故に、その研究の一端を述ぶることにする。しかし豫め斷つておくことは予は決して聖興寺を以て通幻四箇道場の一なりとして之を論ずる者ではない、予が見る所を以てすれば通幻四箇道場と云ひ、通幻十哲と云ひ、みな是れ後世人がその數に約して妄稱せる閑名目にして、派祖通幻の毫も與かり知らざる所である。

聖興寺史を研究する方法は自ら二途に分つを以て便宜なりと思ふ、その一は聖興寺の開創及び存立當時の状態、その二は聖興寺の所在地の研究、乃ち是れである。依て先づその開創及び存立當時の状態より研究せんに、予は聖興寺は正しく通幻禪師の開闢する所に係ると思ふ、而して今聖興寺のことを記せるものとして、宗門に在て最も古きは通幻喪記、普濟語録及び實峯語録の三者なりと考ふ、延享度に於ける幕府の裁許には、通幻喪記は版本なるが故に立證に價せずとて之を否定したるなれども、元祿十年興聖寺梅峯竺信和尚が之を開版する當時に在ては、五十年後

の延享年間に四箇道場論の起ることを期して豫め偽作せりとも思はれざれば、版本なりとて一概に之を否定することは當を得ざるものである。願ふに當時に於ける幕府の裁許は豫め總寧寺側の利運を標準として之を吟味したるの痕ありて流石に一世の明判官たる大岡越前守も亦幾分の事情の檢制を免かれざるものと見える。そは且らく措き、予は前記三書を以て聖興寺研究の主なる史料とするに差支なきものとして之に依ることにする。

通幻禪師が自ら聖興寺を開かれたりと云ふ史的考證は大要二種ある、その一は通幻喪記中、明徳二年五月十二日、越前龍泉寺に於て總持前住定光寺實峯禪師、主喪總持寺當住梅山禪師立會の上、維那靈珍和尚把帳、都寺知容普濟善救、書記頭首天徳曇貞、侍者量外聖壽、監寺英仲、法俊等、列判遺贈寄真の記録に左の如く掲げてある。

- 寄真永澤寺若干
- 一 法衣先師傳衣 壹緣 一 坐具唐櫃 壹展 一 盃孟 壹副
 - 一 儀軌先師花押 壹本 一 天童淨和尚語錄 四冊 一 拄杖 壹枝
 - 一 竹篋永平開山親製 壹箇 一 三寶印 壹面 一 喪記 二冊
 - 一 傳燈錄 壹部 一 正法眼藏黑漆箱 全部 一 宏智錄 十三冊

- 一 法被唐錦 壹幅 一 綵段桌袱北 壹襲 一 入院式 壹冊
 - 一 洞谷開山遺付記 一冊
 - 寄附聖興寺若干
 - 一 三百則通幻和尚親筆 三冊 一 襪子 壹緋 一 香盒唐 壹枚
 - 一 法被 壹幅 一 桌袱雜組附 壹襲
 - 收諸龍泉寺若干
 - 一 永平知事清規 壹冊 一 蒲團 一枚 一 法被織紋 壹幅
 - 一 戒策 壹箇 一 梵網經附布薩回向 壹冊 一 桌袱附桌 壹襲
 - 寄真妙高庵若干
 - 一 袈裟 壹緣 一 桌袱 壹襲 一 蒲團 壹枚
- 茲に於て先づ當時聖興寺の存在せしこと、永澤龍泉の兩寺及び妙高庵と共に遺贈を分附して餘寺に及ばざる所より見れば、聖興寺も亦通幻禪師の開創たることを考證するに足る。次に今一は普濟錄の末尾に記せる普濟禪師の略傳である、乃ち傳中に
- 明徳元年夏了師通幻命分半座普濟總持退隱通幻後讓與賀州聖興寺令爲住持